

氏の祈禱所たり。數代の後常行法印に至り、清瀧大権現を、院内に勧請せり。清瀧大権現は杉本院養清法印の神靈を尊崇し、正徳四年五月、一堂を建立したるもの是なり。院内に荒神森あり、因て此小路を荒神丁と云ふ。

○泉 壽 院 真言宗

八代町字石原町にあり。小倉より來る三齊公御入城の時開祖立盛法印は八才なりしかば、威重院後見たり、中頃八十余年絶へたりしか、當世了現に至り再興す。

○威 重 院 真言宗、古義派、醍醐三寶院末。

八代町字紺屋町にあり。本尊觀世音を安置す。寛永九年細川三齊の家臣、岩本某出家し、小倉威重院を移し、始め石原町に建立し、其後紺屋町に移り現今に至る。

○實 相 院 真言宗、醍醐三寶院末。

八代町字荒神丁にあり。慶安三年四月、觀行開基せり。觀行か父は、豊前國渡邊休保と云へる士にて、細川家累代の家臣也。寛永九年細川氏入國の際、隨從し來り八代に住す。其子剃髮して觀行坊と號し山

號を見龍山と稱す。明治維新の際、修驗を廢し、古義真言宗に改む。

○教 覺 院 真言宗醍醐三寶院末。

八代町字荒神丁にあり。正保四年丁亥七月開基宗海創立。宇土町常顯院末なり。明治維新の際修驗を廢し、古義真言宗に改む。

○松壽山久巖寺 曹洞宗

八代町字石原町にあり。今其由來書を左に掲ぐ。

當寺之儀は往昔禪曹洞派越前國永平寺直末にて、人皇九十五代後醍醐天皇御宇、數十年の兵乱あり、延元元年菊池肥後守、後醍醐天皇第九の皇子懷良親王を迎奉り候而奉号征西將軍武威振九州徳風靡々の時分、家臣名和耆守長年之孫村上禪正顯興、當國八代郡麓山の城守と成り、致平治候顯興逝去の後其戦功に依り、懷良親王の令旨を奉して菊池武光爲顯興建立禪刹にて、号護國山顯興寺(顯興法号眞龍寺殿)寺領田地十八町(其地何處哉不分明なり)被寄附之恭茂賜追福候、開山は永平寺三代、徹通和尚を請し大方長老を以て令住持候、是を當寺の爲開基、其後天正十六年小西行長當寺の殿堂焼却いたし並記録法器不殘一時に焦烟と罷成、且寺祿等、沒收致申候、其節の住持正屋和尚、漸く逃れて、本尊一休、並大檀那顯興の畫像位牌

のみ、負担して、北走仕候其後纔に搆小院、顯興寺号致存在候、(其地今種子山郡所 興善寺村總墓なり) 寛永十年三月細川三齊公在城の節、家臣村上河内景則(顯興十八代 の後裔なり) 追憶、顯興之遺跡を細川三齊公の達尊聽、當寺の奉願再興候處、三齊公被爲在御思慮、妙解院公へ被仰付候、依之如舊制、殿堂門再建仕、改號多福山眞龍寺八代種子山郡興善寺村に於て被寄附百石候、(其節の住持 實田和尙) 正保二年十二月、三齊公御逝去の後、村上景則被致離散御國候間、當時の寄附領不殘沒收有之候、乍然當寺儀は相續而住持仕居申候處、延寶八年申春、實田和尙寺内封疆廣大に御座候邊、困等の儀難及手候間境内七反余差上申候、元祿七年辰六月二十五日、風災有之殿堂悉吹倒申候、住持耕雲客殿之棟木落懸り即時に遷化仕候、右之趣後住職船達本山に奉願官所蒙御免許、改號松壽山久巖寺殿堂如前々草創仕、享保十七年子春、饑饉災御座候間、御國中の人民及饑死候間當寺において在中老少男女三千七百余入、正月より三月二十九日迄、其節の住持梅岑施行仕、救窮民申候、松井冬山老殊勝之由にて、境内に安置仕觀音堂を大悲閣と額を被懸候、今以右の額掛在候、寛保四年子春亦凶年飢饉にて、道路に凍餒して死地につくもの、不知其數候間、其春三ヶ月の間、後住常山施行仕候、尙又其節も冬山老被感慈心久巖寺と申額を、被懸候、延享元年に至り、本堂並諸堂共に及頽廢候間、同九年を経て右常山、再建仕候右之殿堂、天明八年十二月二十五日夜不計燒失仕候に付、同九年住持性海、本堂再建手段難及自力候間仮に再建仕候處右坂本堂及欣願申候得共文久之亥年富講一本奉願置候處、同年十二月二十九日に願濟、被仰付、富錢拜領仕候且檀力を乞、御蔭を以て慶應元年に至り、只今の本堂十三代、水雲潛龍代に再建仕候、今度御改に付書付を以て御達申上候事。

○見 松 寺 曹洞宗、球磨永國寺末。

八代町字平川原町にあり。開基年代不詳。元和元年火災に罹り由緒燒失す。

○觀 音 堂

本尊楊柳觀音、長六寸立像。

八代町字新町にあり、水月庵と稱す。開基不詳。天正年間、小西行長の破却する所となり、本尊は井水に投したるを、拾揚げ當所に安置す。三齊公八代入城の時、本堂再建せられしと云ふ。文政の比、岡中村玉泉寺第八世、經山元正長老禪師、隱居して當庵に住したり、近世は春光寺隱居等となり居たり。

○千 佛 堂

宮地村悟眞寺の支配なり、貞享元年に二ノ町名和屋甚次郎、千体の土佛を造立す、俗に千体佛と云ふ。

○菩提山盛光寺

浄土宗

八代町宇西小路に在り。三齊公の愛妾に小山といふものあり、上林西雲が女なり、元和元年六月十七日病を以て死す、法号を西光山法樹榮林といふ、公其の菩提を弔らばんと欲し、一寺を建て、小山の弟一蓮社良運讃譽を開祖とす、寛永九年公八代に移るに及び、當町に一寺を建つ、五世還譽の時西光を改めて盛光といふ。寺内に地藏堂あり、靈驗新にして賽者日夕絶へず、堂の北方に三齊公の臣莊林十兵衛其子半十郎の墓あり、其の傍に一片石佛体を彫みたるものは公の御泉水の缸なりしを、十兵衛常に賞せしを以て、死後に下賜せるものなりと云ふ。

莊林父子之墓

盛光寺地藏堂の北側に五輪塔二基あり、一は莊林十兵衛、(莊林浄董)一は其子半十郎、(莊雲浄把)の墓なり十兵衛は加藤家の士、莊林隼人佐か弟にして三齊公の船手頭なりしが三齊公上洛の時、忠利公の臣、松山主水と云ふ者、御船に無禮せしかば、十兵衛に諭さしめしに主水か忿怒に恐れて止む、三齊公殘念に思はれしが八代下向の後、主水は三齊公に謝する所あらんとて、八代に來り、光圓寺(舊停車場附近にありしも今はなし)に淹留し、御機嫌を伺ふこと日あり、一日三齊公十兵衛を召し汝は人を切る刀を持たじとて、一刀を下賜ふ十兵衛拜受して、主水が旅宿に至り、案内を乞ふ、兒小姓應接し、主水

病氣の旨を述へて内に入る、十兵衛續て入るに、主水は臥床し居たりしが一氣に胸中を切りたりしに兒小姓亦相應して十兵衛を切る、主水痛身ながら正座して手拭にて五体を引締め、兒小姓に下知す、十兵衛戦ひ息喘き、手水鉢の水を飲まんこせしに、兒小姓背後より來り一刀にて切倒す、三齊公之を聞き不便なりとし、即ち十兵衛を當寺に葬らしめらる。

半十郎は十兵衛が一子なり、父死せし翌年七月下旬夜納涼の爲め松江の堤を逍遙す、時に何者なりけん背後より來りて槍にて突き殺す、或は主水の門弟師の讐を報したるならんか、父の墓に隣して葬る。

○雲谷山莊嚴寺

浄土宗

八代町宇紺屋町にあり、光明院と号す。浄土宗西派筑後善導寺末なり。寛喜元年丑三月、鎮西派辨阿上人の開基と云ひ、又善光開山聖老上人の上足深阿の開基とも云ふ。始め八代郡古麓村の内杭瀬道場にありしか文明十六年相良爲續、松求麻村今泉に於て寺領二十五町を寄附せらるの道場となせり。天正の頃小西の爲に焼却せられ、佛体、靈牌、什器等悉く灰燼となれ、時宗る。慶長五年六月、團蓮社立公釋譽麥島城下に移して再興し鎮西派となる。加藤清正の夫人、歸依厚かりしと云ふ。元和五年三月十七日地震にて麥島城崩壊し、城を八代に移さるに當り、當今の地に移轉す、爾來十六世を経たり。

九世淨阿は、相良義陽の歸依せし僧にして、寺院を麓の城下に移し、學寮十七字を建て又寺領を寄附せられたり。其後薩摩の僧長徑と、云ふ者住持せしが天正十五年島津義久の命に依り還俗し、新納閑齋と改む。新納伊勢入道二男僧となり、遊行派を學ぶ八代莊嚴寺の僧となる。

○圓應寺 淨土宗、筑後善導寺末。

八代町字中島町にあり。寛永九年壬申十二月八日創立。豊前中津城下圓應寺住僧殘及の設立せしものにして三齊公小倉より當國へ入城の節、殘及隨行して八代に來り、一字を建立せしもの是なり。寺内に閻魔堂あり。毎年七月十六日の祭禮に賽者少からず。

○養林寺 淨土宗、善導寺末。

八代町字德淵町にあり。寛永十年創立、圓應寺殘及の願に依り、現今の地を賜はりしに、天和五年より、享保元年に至る間に三度の火災にて、舊記由緒等焼失せしと云ふ。

鐘樓に八代城の昔時の大鼓あり、胴長二尺七寸、口徑二尺二寸（木鋳六十個なり。）

○泉福山本成寺 日蓮宗。

八代町字木ノ場にあり。

由緒、慶長十三年二月創建。肥後守加藤清正之世子稱忠正行年九歳、嬰痘患而夭、夢告父清正曰、余不幸而夭、所謂定業矣、今也辞父母之膝下、雖然我魂魄不忍去父母郷國、世々欲遊父母之國度、願爲我竟國內勝景之地、安置佛像側備余、小子骸骨則郡生委我以痘患之事、誓令無痘患之死矣。於是乎清正群臣使國內之勝地、於八代郡宮地之谷中得其處矣。經營梵宇而號泉福山本成寺。迎忠正之遺魄座葬、諸妙音院日領令開發主明年成。戊申二月二日野尻八右工門、蟹江與兵衛之兩人、命爲香華之價料、五十石爲衣鉢、月俸五口被寄給。慶長十七年加藤正方爲八代領主、則田五反八畝以亡童之祭典欽充矣。其後世有故、加藤家遷封國奥而後細川氏爲肥後守、稱三齊平常好茗燕、當時二代龍淵日通爲住職、屢茗之事得幸於其老矣、以三齊命遷寺城下之街、今之地是也、于時寛永十一年也。三齊泰巖禪室欲建北廊、爲之當寺之舊宇之撞鐘乞日通々敬諾、獻之城主、守大喜寄報以城郭之舊門梧桐之花葉以懸其門今猶存矣。又以細川家之紋本堂幕提燈等至迄、爲附表確定焉。且元祿十一年頃無寺四代、日達之時奉糧之内、米二百石、預置舊熊本之城主、其實証之一紙、其時在局之各吏列名連印月日記詳矣。今般來由之荒辻如是、奉獻言者也。當寺に安置する加藤清正の靈牌は當寺開山の筆也。

表 淨池院殿前肥州太守日乘大居士。

裏 慶長十六年辛亥六月廿四日曉天行年知命、施主日領也。

此の外忠正の鎧の袖等の寺寶あり。

○了覺山淨信寺

日蓮宗、本妙寺末。

八代町字本町にあり。

本尊、多寶佛、妙法塔、釋迦佛、日蓮大師。

當寺靈牌

加藤正方の靈牌、

妙風院殿正方日心大居士、

高三尺七寸五分

慶安元子年九月二十三日、

加藤可重の靈牌、

了覺院殿淨信大居士、

慶長九年甲辰八月二十八日、

夢覺院殿吉嶺日方大居士、

慶長十七年十月二十八日、

樂邦院殿釋妙慶大師、

寛永元甲子年二月十二日、

淨信寺は前八代城主、加藤右馬允正方其亡父片岡清左衛門可重の菩提を營み創建する所なり。可重は天正、文祿、慶長の際、加藤肥後守清正に仕へて、和漢接戦に勳功甚多し。故を以て清正之に命して、加藤氏を冒さしめ、阿蘇内牧の城主とす。後慶長九年八月可重病を以て内牧城に卒す。(塚は内ノ牧郷湯山の上に現存し、法号了覺院殿淨信日敬大居士云ふ)慶長十六年嫡子正方八代の城主となる。當時の城廓は麥島村にあり。茲に於て亡父可重の爲め一時を創立せんことを議り、乃ち地を麥島城下本町の頭に卜し、伽藍を建立し、亡父可重の法号を以て寺号とし、名つけて了覺山淨信寺と云ひ、永く加藤氏の香華院とす、實に元和三年なり是を當寺創立の來由とす。元和五年三月地震變災に依り、麥島城廓を始め公私の家屋悉破壊す。當時肥州の大守加藤忠廣欽を台廳に達し、城を松江に移す。此時に當り、正方八代の城主なるを以て、躬自ら土木に従事し、終に今の八代城を築き、再び寺を松江の城下、本町前川の濱に造立し、舊に依りて、了覺山淨信寺と云ふ、是を當寺第一の沿革とす。寛永九年肥後の大守忠廣事に處して封を出羽の庄内に移さる。國中の士卒、悉く四方に離散す。正方も亦去て京都に浪居す。當時の住持日宣も亦熊本に還り、更に了覺院を創立して本國寺の子坊とし、自ら此に住して、正方の追福を修す。山門寔として忽ち香煙を絶つ、堂閣

殿舎殆んど頽廢に至らんとす。茲に同年冬細川三齋來て八代の城主となり、偶當院の門前を過ぎて加藤氏の香花院なるを知り、其堂宇の荒蕪に屬し、香花の續かざるを深く歎き、圓命院日演なる僧に命じて、之を再興せしむ、實に寛永十六年なり、是を第二の沿革とす。嘉永七甲寅十月五日、地震の災に依て堂宇大破に及び、安政五年戊午五月二十一日、全く頽廢す。爾來連年再興を議すと雖も其事成らずして、寺門久しく荒蕪に屬せしが、明治二年三月二十三日、當時の住職貫名貞妙看坊の命を蒙りしより、日夜堂宇再興に心を盡し、自ら衣鉢の資を擲て之を檀徒に議り、拮据經營漸くにして今の堂宇を建立し、而して法燈を今日に相傳せり、是を當寺の第三沿革とす。草創の始は京都本國寺末寺にて、二代迄該寺より來て住職たり、依て上人の地と稱す。第二の沿革より本山遠隔の地にして諸般不都合なるを以て、熊本本妙寺末寺となれり、是を當寺の來由とす。當寺には加藤正方の遺物を保存して寺寶とす。

一、甲 冑、(桃實の甲)、染分絲の鍔、一着。

一、鍔、(大身鍔)、一本。

一、薙 刀、(穗先四寸)、一本。

○慈雲山西光寺 眞宗

八代町字本町にあり。由來書に曰く。

肥後八代城下、本町西光寺は、熊本西光寺末寺にて、淨土眞宗西本願寺末派流也。開基の年月未相知當地德淵村と云し比の開基なる歟、寺号は寛永年中以來唱來れりと、然るに能化の僧も住せず檀家も少なくして、久しく廢寺となれり、正保元年八月長岡佐渡守興長主、八代城主の台命ありて、近日入城あるへきとて、熊本西光寺了海師、對顔あり、西光寺は、寛永九年細川越中守忠利公、豊前より、肥後入國の時、興長主の旅館なく故に、懇切他に殊なり、西光寺送別して曰、八代城下に、拙寺の末寺一ヶ所あり、然れども、檀家少く漸く廢寺となれり、我數年來再興の志ありと雖も、未遂其夙志今幸に貴公八代城主と成玉ふ此其時を得たり希は彼等再興を助成し玉はるへしと懇に陳請す、興長主許諾して肯之、八代入城の後其地を尋るに本町賦木社の南隣に廢寺あり、家士山田新之允を作事奉行に命し、五間に九間の本堂及、庫裡樓門を建再興、落成の後、家士橋本市正入道宗忠嫡子を剃髮させ、了圓と号し即ち當西光寺に住持たらしむ、爾後興長主、寛文元年六月二十八日病卒し玉ひ、智海院殿松雲宗閑大居士と諡号す、了圓父宗忠は兼約の如く殉死して素懷を遂く、法名を眞齊宗忠と云ふ然れば智海院殿は當寺再興の大檀越にして、了圓坊は當寺の中興開山なり、了圓師了雪と相續す、元録年中に、了雪故有つて追院せられ、葦北郡日奈久に住す、其の後暫く無住にして、熊本西光寺より、輪番に寺役を勤め、元祿十一年戌寅同寺より晴雲と云ふ予か祖父、當寺の輪番たりし時、直に住持職に命せらる其子雲靈其子雲瑞と相續て住持す、寶歴六年閏十一月肥後國中の寺社改に付て、左の通り寺社奉行に差出す。

差 出

一、熊本西光寺淨土眞宗、八代本町西光寺。

寺床表口九間入二十間。

但畝にして六畝。御免地。

本堂三間に七間萱葺。

但左右に壹間に貳間の瓦庇付。

本尊木像阿彌陀佛、高サ貳尺貳寸立像。

但羅漢像は無御座候。

庫裡二間に九間萱葺。

但廊下壹間に九間瓦葺。

門 棟門 壹間に貳間瓦葺。

寺領山林御寄附米銀御祈禱料無御座候事。

右者開基の年代委敷相知申不候、寺号は寛永年中以來唱來條由、正保年中より、了圓了雪と相續仕候處、了雪儀様子御座候て、元祿七年追寺被仰付候、其跡熊本西光寺より晴雪と申僧罷越在仕仕、雲靈雲瑞と當時迄三代相續仕候、此度御改に付、書付を以て、御達申候以上。

寶曆六年閏十一月

八代本町 西 光 寺 印

橋津 彦兵衛殿

本島 次左衛門殿

寺社御奉行所

寶曆十年六月二十八日、智海院殿百年忌に依て江東山春光寺に於て、追繕法會修行あり、於茲豫寺社奉行に達し當寺中興の由緒を以て、春光寺に於て焼香拜禮す、時に城主長岡帶刀豊之主より、麵子一重を賜り、九月二日登城して改めて拜面を得、先代に相變らす懇意あり、了圓以後當時まで數代中絶せしを、今度右の如し、嗚呼寔に繼絶者歟於是乎書す。

寶曆十年九月十三夜。

西光寺現住遐眺子雲瑞識、

○光 圓 寺 眞宗、本願寺末。

八代町字新町にあり、寛永十三丙子年、三齊公の家臣小山伊左衛門、剃髮して、宗順と號し、當寺を松江村に創立す。其子了順、天和二年十月現今の地に移す。寺跡は南松江村に一小庵として存し。其東の擔下に松山主水の墓とて五輪の笠石一個ありしが、明治二十九年九州線開通後、所在を詳にせず。

○淨 喜 寺

眞宗西派。

八代町字袋町にあり、寛永十癸酉年十一月七日の創立にして、大僧都良慶の開基なり。

當寺は人皇五十六代清和天皇第六の皇子貞純親王の御一男經基王より六代の孫、爲國信濃國に住し、氏を村上と唱申候、其子孫村上主計助泰國より十代、村上山城守義益儀は、豫州能島の城主にて御座候、義益嫡子は能島惣太郎隆勝と申候、山城守家督を繼ぎ、能島の城主となり度々軍功有之候、義益二男は村上右近大夫隆重と申候而毛利元就に仕へ、備中國、笹岡の城主にて御座候。其子村上彈正忠景廣儀は、小早川隆景、毛利元就に仕へ、度々軍功有之候處、慶長年中、毛利家を辭し、三齊公へ仕へ申候、大阪御陣の時、軍功に依り、御知行一万石被爲拜領、後長岡河内と改申候、右隆勝曾孫村上七郎右工門元信儀は、初め小早川家に仕へ、千石余領知仕候河内守と号候由、其の後慶長二年金吾中納言秀秋卿へ仕へ、二千五百石を賜り、番頭相勤、隆景以來數度軍功御座候由、同七年九月秀秋卿卒去之後、存念有之遁世致候、然共妻子同居の儀に付本願寺に罷越淨土眞宗に相成、淨喜寺良慶と改申候、黒田如水軒兼而良慶の勇剛を御存に付招請有之同筑前守長政公之時に至り、所存有之由にて慶長七年十二月於御牧郡中摩村、知行九百九石四升五合賜り、山林をも被寄附候、同九年四月宗門之大僧都に被任而村上入道良慶大僧都と申候然處良慶と長政公不快之筋有之由三齊公被開召上三齊公如水軒と御入魂之時分より良慶の勇剛を

能く被遊御存知、御國へ罷越候様、左候はゞ、本知之上御加増を可被下置旨、長船十右工門を以て、御内意御座候得共、急に出國難成、漸同十年之冬筑前を立退、豊前へ罷越候處、運參の儀を御不快に被思召上候趣にて、最前の御内意通りには不被仰付、格別に於京都郡の内吉岡村二塚村領知三百石被爲拜領候、其後中津御城下に一寺を建立仕、淨喜寺と名乗申候、且又御紋付の御狭箱、陣太鼓、打物、陣提灯、小丸等、被爲拜領、右陣提灯小丸は文化十年八月相達候處、可爲勝手次第旨御達御座候、寛永九年十二月、三齊公肥後八代へ御入城の節、良慶儀豊前淨喜寺を嫡子良伯に譲り、末子良閑を召連れ、八代に來る、新町に勢溜北側に居宅賜之寛永十年八代郡北大野に於て三百七十石寺領を賜、古屋敷に難建寺を別に寺地を願新町頭北西の角屋敷賜り建寺、淨喜寺と號す良閑住職也、又於熊本新坪井寺原、宅地を賜り良慶出府の時居之故に、淨喜寺と號す、門弟侍従有看坊良慶歿後侍住坊爲住職順因寺と改む屋敷（口二十一間入九間）豊前淨喜寺末寺也寛永十三年良慶故有と河内國守口に一寺を建、淨喜寺と號す、豊前中津淨喜寺の良伯寺を弟法蓮坊慶從に譲り、良伯守口に至り爲住職、村闍義曉相續す良慶於守口寂す其跡今に守口御坊の稱あり。

一、當時二代の良閑代に三齊公より源信僧都之御作一尺八寸の木像佛御寄附に相成、本堂九間四面に、庫裡三間に九間、門共御取立に相成、御佛具九曜紋附之幕、大丸並に袈裟に紋付拜領に相成、二度御光駕之節、御茶器道具被下候、寛永十五年島原切支丹一揆に付御在陣中良慶と末寺良閑を御陣場へ差出、

献上物等仕奉伺御機嫌候、其の節長岡佐渡守より御挨拶の御書、今に傳來仕候、其後代々に御直書にて年々取れと御座候當住義圓迄十世相續仕候

一、九百九石四升五合

以上 御牧郡中摩村

慶長七年十二月二十一日

長 政 判

村上入道淨喜寺

一、貳百九拾三石六升四合一勺九才

京都之郡吉岡村

二、六石三斗五合八勺

同 二塚村

合三百石

右可有御知行旨被仰出候御判之物追而可被遣由に候

以上

慶長十年十月十四日

澤村 大學 判

長岡武藏守 判
松井佐渡守 判

淨喜寺參

知行高目録

高三百石

一、現高三百七十五石

八代郡北大野村

此物成百貳十石

三ツ貳六

右四ツ物成にて百貳十石也以來知行所定迄代官同前に覺悟を仕在々痛不申様に可被仕事

一、物成被請取次第庄屋に請取切手可被遣事

一、從熊本四ツ物成に請取候得共如書付取立候者痛在所も可有之候間左様之所被見付候は、急度被申聞

候事

一、米之津出者惣國並たるへき事

一、百姓遣様別紙在之事

寛永十年十一月吉日

御日附の下には御朱印有之

上郷花山院大納言

慶長九年四月二十四日

宣旨

良慶

宣任大僧都

藏人頭左中辨藤原光廣奉

- 一、抑當流の他力信の章
- 一、未代無知の章
- 一、聖人一流の章
- 一、夫秋花さく春もさくの章
- 右實如上人様より拜領也但御直筆
- 一、長刀 壹本
- 教如上人様より拜領也

一、刀

壹本

同 そりて三尺五寸位

一、了慶大僧都衣一ツ

大坂信長一和之儀に付數度大難雖有之汝每勇剛によりて長時を討取り、危き場所も遁、猶又鷲森にては抜群の働限りなく予か爲には命の親なり、吾命既に汝か手に得たり、何ぞ汝に委せざらんや、依之汝か子孫幾世を経ることも、願を本山に出におひては他寺の同官錢等の限り有んや是は汝か切烈以て子孫に傳ふるものなり証據の爲に吾壽像を可遣申候猶委細之様子を粟津岩見より可申聞候也

二月十五日 教如

淨喜寺

一、天正八年信長取合の節良慶大僧都一方の木戸をかため大勢をわひちらし敵大將山形軍太左工門長時を討取り、教如上人の危き所を助け參らせ、其時御ほうびとして玉の巻、諸舟の長刀を上人御手つから持出給ひ、是は三條の小鍛冶なるものにて被下置、難有頂戴致、其後鷲森壹里程離れ、敵二十三騎、味方は六騎にて、己に上人もとりことなり給はんとする所を、良慶長刀を持って敵を追散したれば、上人御喜び限りなく、其後御書並に諸品々拜領被仰付候也

一、宣如上人様御代、妹様御告げ有之我れは、豊前之國淨喜寺へ下りて西國片長の衆生を化せんと靈告

二度に及へり、淨喜寺も亦其靈夢を感す、是によりて、本山の御本尊を、淨喜寺御本尊と、御替被成、宣如上人之儀も如來の御供致すへしと、直に御官職の御裝束、其儘御壽像なし給ひ、十二月二十八日、御本尊と諸共に當寺に御入被成たり、其時三齊二首の歌を詠す

豐國のひかりあらたむ御心を本願他力て今居たる寺

親密の廣き教へは間のあたり彌陀の來光よよになければ

當寺の寶物は左の如し、

- 一、宗祖見真大師畫像 一幅
- 一、聖德太子 畫像 一幅
- 一、七高僧連座 畫像 一幅
- 一、本山歴代宗主畫像 五幅
- 一、消息 秀吉直筆 一通
- 一、同 光秀書 一通
- 一、連判書 二通
- 一、舊領主書翰 二通

○善正寺

真宗、西本願寺派。

八代町字平川原にあり。寛永元年の慶了の開基せしものなり。慶了は姓堀川氏、葦北郡佐敷三郎忠國と稱し發心して、佐敷宮之浦に一字を建立せしが、正徳元年現今の地に移轉せり。

○觀行寺

真宗、山鹿町光專寺末。

八代町字荒神丁にあり。貞享元年八月了玄開基。

○教覺寺

真宗、本願寺派。

八代町字中嶋町にあり。開基年代不詳。

○圓覺寺

真宗、本願寺末。

八代町字袋町にあり。天文二癸巳年四月八日、八代古麓の城主、相良遠江守の臣、鶴田刑部左衛門出家して了正と號し當寺を創立す。貞享二年九月今の地に移す、本尊彌陀は康雲の作と云ふ。

○麓城山正教寺

真宗、佛光寺派。

八代町字中嶋町にあり。開祖を春空といふ、古麓の城主名和伯耆守顯興の末葉にして、藁井出雲守吉之と稱する武士なりしが、永祿十一年佛門に入り剃髮して春空と號す、是正教寺の開基なり。元龜元年十月廿二日遷化す。二世淨春は始め掃部助吉光と稱し、天正年間本願寺顯如法主に隨從し、石山の役に功あり、其賞として本尊及寺號を授けられ、宮地村、古麓山鹿町に一字を建て飯盛山と號す、山鹿郡光專寺末寺たり。慶長十六年麥嶋城下に、元和年間現今の地に移轉す。淨春は元和八年壬戌十月八日遷化す。三世春了より空舍、空圓、圓舍、菊天に至る七世は本願寺派なりしが、享保十七年第八世伯翁梅雪の時、故有つて光專寺と分離し、京都佛光寺末となる。第九世文明は學徳大に高く詩文を能くす。第十世文曉亦碩學にして、殊に俳諧の蘊奥を極む。是より五世現住に至る、後山號を麓城山と改む。

○善行寺 眞宗、本願寺派。

八代町字平河原町にあり。

本尊彌陀佛、康雲の作と云ふ。

元と豊前中津にあり。天臺宗にて、細川氏の祈禱所たりし。頼順、本派に改め、寛永九年細川氏肥後入國の際、頼順の子、明玄隨行して、今の地に移る。

○光徳寺 眞宗、東本願寺派。

八代町字出町にあり、開基は明信と云ふ、名和伯耆守長年十七世の孫也。天正十五丁亥年、當國八代郡海士江村に、一字を創立す。其後故ありて同郡大村に移る。承應年間、大風の災に逢ひ、堂宇破却す。寛文辛丑年、更に現今の地に移轉す。

本堂、十一間四面。

境内、千五百四十九坪。

寺内に、專徳寺、圓乗寺、東林寺の三寺あり。

專徳寺

眞宗東本願寺末なり。開基を空道と稱す、村上伯耆守行直の臣村上幸盛の末孫、村上光武、入道して空道と改め、承應年間、玉名郡千田に創立す。寛文年間現今の地に移れり。

圓乗寺

眞宗東本願寺末、開基を願了と云ふ。貞享元年、八代郡谷川村に創立。寶永七年現今の地に移る。

東林寺

眞宗、東本願寺末、開基年代不詳。

○易行院法海之墓、

光徳寺境内にあり、石碑の裏面に

易行院釋法海、

裏面に

日南尊者、眞宗講師、學解學行、有矩有規、

と記す。法海は光徳寺の僧にして、夙に大名あり、學階講師となる、性磊落學識頗る高し。

頼山陽嘗て日本外史を著すや、豊後正行寺の僧、含公を介して、楠氏の論文を添削批評せんことを求む。含公山陽を伴ひ來て、法海に紹介し、以て來意を述ふ。法海偶經を誦し居りしが、眼鏡越に山陽を睥睨して曰、咄、親不孝奴、日本の大忠臣を論するを許さずと。其論文に一瞥をも與へず。含公數々辨すれども、法海遂に聞かす。山陽亦隻語なく遂に其儘にして止みたりと云ふ。又以て其の學徳の優秀にして、偉大なる人格者たることを察すへし。

法海は日南と號す、日田の五岳は實に其末弟なり、扁額に日南明珠窟の五字を書して書院に掲ぐ。

法海曾て釋迦院に登る、會々三寶鳥の聲を聞く、大に喜び、即畫師法橋俊信に命して、三寶鳥を畫かしめ、自賛して曰、

火國名山萬仞嶺、

金僊湧出一千年、

干今七瑞非難感、

吾喜靈禽有宿緣。

其二

清風皎月己初更、

一鳥長呼三寶聲、

聞罷閑林思淨土、

寧同高野大師情。

其三

佛法僧聲人界少、

飛來飛去鳴雲表、

寄語名利轉身徒、

徒愧頑愚不如鳥。

己卯五月七日登金海初夜聞佛法僧聲、日南

明治丁酉十月六日文學博士南條文雄光徳寺に過る、蓋し文雄の養父亦嘗眞宗講師たり、因縁不淺日南の墓に詣て七絶を賦す。

堂前懷古讀苔碑、

欽仰吾宗大講師、

又對遺容時一拜、

循々如聽真言規。

丁酉十月六日詣八代光徳寺日南講師之墓、又拜其肖像及次雲華老師所作碑名之韻、賦似寺主名和隆雄君、君者講師之曾孫也、頑果南條文雄和尚、

又日南の三寶鳥の詩に和して曰、

學山誰上千尋巖、

法運如今欲晚年、

一 去高僧呼不返、
又攀瑤韻了前緣。

其二
一 夢醒來已五更、
憐難時和木魚聲、
殘燈影裏憶今昔、
流水行雲羈客情。

其三
如此異聞天下少、
人間到處須旌表、
事爲佛事又堪憐、
金海山頭三寶聲。

丁酉十月七日清旦次日、南講師聞佛法僧三絕句之韻、
渡邊蘭谷亦光德寺に過り又三寶鳥の詩に和して曰。

高僧曾是上山巔、
聽得靈禽慰暮年、
予輩無由追舊迹、
東奔西走亦何緣。

其二
物換星移幾變更、
如今僧室寂無聲、
休言三寶虧其一、
利兩名雲末世情。

其三

登者是多聽者少、
日南師獨聞雲表、
一聲叫破俗僧眠、
金海山頭三寶聲。

日南講師登金海山聞三寶鳥之瑤韻、應其曾孫名和隆雄君需、

蘭谷渡邊徹鑿

○安 養 寺 眞宗、本願寺本派。

八代町字細工町にあり。尼子氏の臣、岸部左馬進の裔、熊本古町光明寺の僧祐賢當寺を駿為安部に創立す。其後麥島城主加藤右馬允正方の母堂、妙慶禪尼の招に應じて、當國八代に來り、麥島に建立す。元和年間八代城移轉の時、八代町に移り、今日に至れり。

支坊善定寺ありしか、明治三十六年獨立し植柳村麥島に移る。
當時由緒之儀は、熊本古町光明寺開基祐念悱、祐賢と申會、開基之眞宗寺にて、最初安養寺は、駿州安部郡に有之候處、八代麥島の城主、加藤右馬丞正方公之後見、片岡助兵衛尉入道淨廣之請待に而、右祐賢儀慶長六年當國八代へ罷越申候、依而加藤氏より麥島宮ノ町に安養寺造營有之、則東本願寺末流にて御座候。其後麥島城當所に引直り候節、右安養寺も一同に當城下中島町に引移り申候而、寛永四年之頃、祐賢代、從加藤右馬允正方公淨信妙慶之爲、御菩提所境内東西三十間南北三十五間之寺地本堂七間に八間、瓦葺、並庫裡、客殿等を再建御座候。然る處、寛永九年之比加藤忠廣公、御改易以後、今の寺地へ

引移り申候、天和二年、祐英代、西本願寺に歸參候。右開基祐賢より當時迄八世寺務相續仕居申候、御改に付書付を以て御達申上候。以上。

寛政二戊年十二月

八代本町

安養寺

近藤伊兵衛殿

佐々木繁三殿

系圖

(安養寺)

佐々木尼子氏

源姓

人皇五十九代寛平十年

宇多天皇七代孫

佐々木氏

源三位

秀義

定綱

盛綱

三郎兵衛尉渡
藤戸三法名四念

信實

大市郎兵衛尉

盛秀

三郎

氏綱

七郎左衛門尉大膳大夫嫁天女

經綱

成久爲天女故
改天子氏四郎

宗經

大宰權少貳四郎左衛門尉天子之文字改尼子

持綱

三郎

從是出雲伯耆因幡代々領之、到尼子出雲守義久、雲州富田之城主山陰道八州之探題也。抑尼子大江確執の遺恨、大永三癸末年より起、父祖經久晴久三代迄、怨讐不盡、緊大江陸奥羽林去、永祿三庚申年より、雲州に討入、島根郡洗合崎に城を築き、尼子出雲守義久と合戦すること止む時なく、永祿癸亥年、毛利右馬頭、元就六万余騎にて攻來る、尼子義久、四万余騎にて相戦ひ、永祿九丙寅八月半より山陽、山陰、十三ヶ國の、軍勢八万余騎を招寄せ、雲州一片に陣を取る。同年十一月富田の城没落義久爲降人元就宥死置藝州。爾來尼子家絶へたり。尼子家の勇士、大功の譽ある輩、多年の戦にて、皆悉戦死す。今此時に曾て、牢人となり或は桑門となりて、國々に蟄居せり。干茲岸部刑部少輔の嫡裔、左馬進か子若年なりけるを、恩下の者共いたわり、蘊名韜跡後見す。無幾程歳積むに従て、謂らく、先考の輩軍功に心を碎き、武名の譽を重ねし勇士の子孫、翦弊形勢なごて嘆いやしめられんこと可無、是非所詮桑人とならん

はとて、剃髪して祐念と号。汲真宗流、御本尊を頂戴して、年月をぞ送りける。

ここに永祿九壬辰年、豊臣大閣秀吉公、遣兵征三韓時に、中國西國の諸軍勢、高麗陣とて勇み進むこと無限、就中祐念の俗姓存知の武將、高麗へ欲誘引、祐念無固辞應諾、各兵船に打乗て、高麗へぞ押渡りける。於彼地戦亡の輩雖多、之無可令結縁僧祐念聞自雲州渡海、幸なりとて自他宗共、使彼吊此、中にも加藤清正卿之家中に、別而縁深く親み厚し。慶長三戊戌年八月十八日、太閣秀吉公薨去玉ひしかば、日本の諸軍勢皆悉皈歸す。取分肥後侍に有縁の故、祐念を同船して、肥後隈本に令淹留。雲州の諸侍、各歸朝せしかども、祐念獨不歸郷、嫡子祐正聞曰歸朝の父之向後肥後侍令同船云、依之、祐正隈本に尋來而留、祐正令繼家業、欲結縁、祐正親族爲祐念檀那〇〇於古町名光明寺檀那と成り玉ふ。其後清正の嚴命として國中の東門派を悉く西門派に成し玉ふ。時光明寺祐念、一人は其分にせよと免されたり中略。清正執權片岡右馬允可重二子あり、總領は清左衛門、次男は清六。片岡可重は、元來近江侍、自元家康公能御存知之武士、嫡子清左衛門尉二十四の歳、於高麗陣戦死、有子成人後名兵庫知行五百石、幼稚故令次男清六改清左衛門父の名代として勤公用。其比於駿河御城征夷大將軍家康初て御目見の時、片岡清左衛門と御披露ありければ、大將軍被聞召、親か名を可名乗由の御錠によりて、加藤右馬允正方とぞ、申ける、老後號風庵。

片岡清左工門の子、成人以後名兵庫。有二子、總領は孫之亟、次男は右京、孫之亟有一子、名善兵衛、

右京有一子、名清六、肥後浪人之後、右京は紀州の太守に被召抱、知行二千斛也。善兵衛清六兩人は、備中松山之城主、水ノ谷氏被召抱、善兵衛に知行五百石、旅家老也。清六知行千石被加家老。此時改清左工門可言以下淨慶、光明寺立使札、中略。菩提所可取立、祐念云、有次男、祐賢爲學問企行脚、駿河府中建寺號安養寺之由、仄かに所聞也、遠國故、實否無覺束云々。重而從淨慶、正方養父、可致請待於祐賢之間、書狀被相添、可遣使者、依之認狀、遣祐賢使者到府中、捧狀祐賢披閱之讓寺於弟子、下八代、爲淨慶妙慶之菩提所、再興安養寺寺地有麥島宮之町。

元和五年己未三月十七日、大地震にて麥島城、崩壞、移城せしにより今の地に移る。

光明寺 元祖 祐念、雲州産 姓 岸部氏

嫡子 祐正 雲州産

次男 祐賢 雲州産

當代住職養子岸部實言まで十五代。

○照 光 寺 眞 宗

八代町字塩屋町にあり、古は熊本順正寺の末寺なりしが、今は本山に直屬す。寛永元年、正信開基す。慶信、慶圓を經雲靈に至り、照光寺と稱す、時に寛文六年なり。感應、祐哲、祐香、祐成、祐道、祐誓、

性月、經繩を經現代志道に至る、世を經ること實に十三、就中祐成の如きは徳高く、識博く、光徳寺法海と名を齊くす、祐成の手澤存する書數多存せりと云ふ。

○賦木山慈恩寺

眞宗

八代町字鹽屋町にあり、明珍の開基に係る。俗姓は大井氏。村上源氏たり、名和伯耆守長年の弟に隱岐守長重と云ふものあり其八代の孫重汎入道し源盛と稱し、眞宗の門に入り、京都端三坊に於て剃髮し、明珍と改む。慶長十七年三月徳淵村春日社の前に一寺を建て、賦木山慈恩寺と號す、三世明圓に至り、徳淵村より北の洲に移轉す、時に寛永十五年三月二日なり。寛文六年東本願寺に轉派す、同十一年正月十一日、本堂を始め諸道具悉焼失す、よりにて又仮堂を建立す。延寶二年二月十八日、再び類焼す。全三年正月二十九日中の洲六右工門濱地を求め移轉す。六字名號蓮如上人の筆は此時より傳來す、享保十七年諸國飢饉饑死者多し、全年十二月二日大火、加子町全焼し、八幡宮照光寺は類焼せしも幸に當寺は免れたり。

○光 現 寺

眞宗、本願寺派。

植柳村字烏井前にあり。慶長三年三月祐賢の開基せしものなり。祐賢の父は川上久賢と云ひ、世々島津家に仕へ、島津氏龍造寺と交戦の時、久賢戰死す。依て祐賢僧となり、當寺を開基すと云ふ。

○勝 明 寺

眞宗、本願寺末。

植柳村字前川原にあり。寛永六年三月八日創立、開基を教信と云ふ。教信は關白道長の末裔、木下式部家久の一子、俗稱を竹麿と稱す。天正十三年智恩院の法弟となり、勝光寺を創立す。文祿二年權大僧正に任す。慶長六年故有て眞宗に改め、勝明寺と号す、爾來法燈相繼き現在に至る。

○圓 通 庵

禪宗、妙心寺派。

植柳村字小淵にあり、元祿元年尖巖の開基に係る。

○明 泉 寺

眞宗西派、本部野津村勝專坊末

植柳村字烏井前にあり。寛永十七年の開基にして、勝專坊第二世、道誓と云へる者薩州及天草の門徒を教化し、天草の内島子村に住す。天文中飯寺。其後天正十九年第三世空專の二男空玄、再び天草に行き、

肥前國高來郡堂崎村に一寺を建立す、明泉と號す。空玄の子空正、寛永年間切支丹宗島原に蜂起門徒過半背退、諸堂破却せらる。因に寛永十七年植柳村に新に建立し明泉寺と号す。

○尾張大納言堂

金剛村大鼠藏。

毎年三月十五日を祭日とす、發掘したる石廊上に祀るものなるが、嘗て山本某の母に神託あり、因て祠を建つるに至れりと云ふ、參詣者多し。

○正 現 寺

眞宗、本願寺派。

高田村大字奈良木にあり。當寺は、關白藤原道長二十六代孫、木下竹麿入道教信弟林哲の開基なり。(承應九年八月九日創立) 林哲は高田理右工門長房の子也。理右工門故有つて、奈良木村に一寺を建立し、熊本順正寺の御影を安置し、奈良木村順正寺と号せり。林哲實は高田理右工門の婿にして、植柳村勝明寺の二男、延寶三年京都本願寺に詣で、願の末寺號を正現寺と改め、本尊影像等を奉して歸國せり。林

哲より現代に至る十一代なり。

○安 樂 院 眞言宗。

高田村大字高下にあり。元中光寺と稱す。本尊は藥師如來にして行基の作なりと云ふ。八代郡平山の城主桑原和泉守祈願所たり、湯屋山と号す。本尊藥師は二尺七寸にして、蓮台下一尺五寸ありと云傳ふれども、腐蝕しつ躰軀を辨せざるに至る。全寺縁起左の如し。

ゆやさん中光寺藥師如來にんぎ

そもそもこのごほんぞんと申したてまつるは、しんきねん中、行基ぼさつの御作にして、ひら山のじやうきもんを守り、桑原氏のきぐわんしよたり。じせんおんせんあるをもつて、さんごふとす。此の湯は、なかくろしよざいをうしなふて、今はなのみこのこれり。しかるに、天正のらん、こにしのへいくわに、だうたうことごとくしやうしつのみきざみ、この本尊まで眞正寺へうつしたてまつるところ、此てうもおなじくほうくわに、よつてぢうそう、おいたてまつり、しのびくに、あしたのうらの内、とやのおと、かたやまさとへ、やうくかくしたてまつる、らんぼうおさまつてのち、このてらやけあとへ、かりにしやうしやをいとなみ、おきたてまつれり、むかしのてらあと、ふんぼ、とうじのけいだい、いまにげんせんなり。又れいけんふしぎの内、えんきやういふな、やくしととなへたてまつり、ふじのほうのふ、

いろいろのくどくあること、ほんせつにくわしきをもつて、ここにりやくしおわんぬ。なを利やくのため、このたびかい帳をねがひたてまつり、あまねくしよにんけちるんを、あをぐどころなり。

高下村

安樂院 教山 拜

○延 崇 寺 眞宗、本願寺派。

高田村大字本野にあり。平山之城主桑原和泉守永清の孫、佐伯左兵衛永常入道して永善と号し、天正二
甲戌年三月三日當寺を創立す。

○奈良木觀音堂 高田村大字奈良木。

本尊十一面觀音立像、脇立 右混沙門天、左不動明王。

頭上に十体の小佛を頂き、左手に蓮を持ち、右手を垂下し大指を屈して掌中旋無畏の印を結べり。身長四尺三寸九分、頭部一尺一寸、顔六寸、腰の廻り二尺二寸、肩巾一尺三分、脇廻り二尺一寸七分、肩より指頭に至る、二尺一寸、眼は白毫水晶。左足の上股に四寸位の焼痕あり、左手の内部に、焼燻りたる痕跡を存す、後光は輪光心を保存し、光心の内外輪の中間に、光明線を彫り、製作優秀天平式の特徴あり。

あり。輪光及蓮寶瓶、左足の光端等は近世の補修、肩先に掛けたる天衣、兩端は紛失せり、而して小袈裟を着せり。

本堂は高田御所の鬼門の方位に當るにより、守護として南都地方より觀音の靈像を迎へ、勸請し信仰し玉ひしと云ふ。又靈佛は奈良地方より來りたるに依り、地名を奈良木 木は來に通ず と稱す。

元奈良木の内、寺迫、南照寺と云へる地にありしが、一夜に此所に飛來せしと傳ふ。(口繪参照)

○崇 光 寺 眞宗、本願寺派。

上松求麻村大字坂本にあり。元祿元年の創開基を教念と云ふ。其先は、古麓の城主相良義陽の家臣、宮原城主橘公忠の弟、橘武冬也、球磨人吉の代官となり、多年人吉に在住せしが、致仕して佛門に入り球磨別府に於て一寺を建立し、教了と改め、寺を崇光寺と號す。弘治二年病死。長男教信代義陽戰没の後、薩州に漂浪す。島津家令して眞宗を禁止す。教信妻子を携へ、八代郡松求麻村字合志野へ落ち着き、天正十八年病死す。其子教念文祿元年全所に崇光寺を創立し、熊本順正寺の末寺に屬せり、故に教念を中興の祖となす。一世善瑞の代、天明六年火災に罹り焼失せしにより、寛政二年現今の地に移り、再建す。明治十三年宗規に基き、本山末となる。

○法 讚 寺 眞宗、東本願寺末。

下松求麻村大字今泉にあり。開基は佐々木三郎盛綱十三代の裔、岩坂治郎左工門尉、和泉國より當國に來り、高田卿、横手村に居住す、男を織部と云ふ、佛門に入り明善と號し、敷河内村に一寺を創建す。後焼亡して、現今の地に移轉再興す。

○袈 裟 堂 下松求麻村字袈裟堂。

琳聖太子宮地妙見社上宮開基の時、其袈裟を納めし所なりと云ふ。

○上 宮 堂 下松求麻村上宮中腹。

本尊、十一面觀音。

妙見社上宮に安置せられたる本尊十一面觀音を此地に移し、現今袈裟堂の住民之を崇敬し上宮サンと稱す。

○西 福 寺 眞宗、西本願寺。

下松求麻村大字鮎歸にあり。開祖は鮎歸の領主、山本越前守藤原武重の三男鬼熊丸也。天臺宗にて、元

の本尊は日高民部少輔秀永作の藥師如來なり。六代宗見幼にして、親類興善寺村光嚴寺の育みとなり遂に其末庵となりしを以て眞宗に改めたり。寶曆三年寺院改正にて、一代限免許を受。天明三年天災にて人民困難に付、寸志として、藩札二貫目納金せしにより、同年八月永代居住免許、爾來繼承當今に至る。

○中宮山悟眞寺 曹洞宗。

宮地村字宮地中宮にあり。征西大將軍一品式部卿懷良親王菩提の爲め、肥後守菊池武朝、後征西將軍宮良成親王の令旨を奉して、創建する所なり。初は天台宗護神寺と號す親王御法名悟眞大禪定門と號し奉るを以て寺號を悟眞寺と改む。武朝大原孚和尚を請して開山とす。元中七年諸堂落成す。和尚は頭陀派の僧にて、應永十年八月二十八日脱化す。二世東峯松菊和尚、石頭庵を宮地村に創立す。又積善寺を薩摩國川邊郡山田村に開き、後能登國、珠洲郡、永禪寺に轉移し、同十八年九月八日示寂す。其後定まれる住職なく、屬寺の輪番とし三年を以て交代をなす。八十世實叟元英和尚の時、相良爲續七堂迦藍を修理す。天正の比、小西行長の爲めに、焼亡す、境内に輪藏塔ありしか今は其礎石のみを存せり、礎石は、五尺余方の大石にて、上面の中央に直徑八寸の圓孔を穿ちたるものなり。慶長七年八月百二十四世輪住法久寺虎山然和尚の時、加藤家の寄附に依り、再建せられ本堂、庫裡、山門落成す。家臣安田善助、多田毛左工門

工事を督す。寛永九年八代城代加藤右馬允正方、田二反五畝二十四歩を寄附し、同二十年細川三齋悟真寺の額面明人黄大倫の筆を寄附せらる。延寶年中、天桂澤和尚禪定寺より轉住し國中を勸化し、大修理を行へり。往古は菊池、名和、相良氏等山林を寄附し、田園四十三町四反の寺領ありしと雖も、小西の爲めに没收せられしが、延寶五年十二月六日、細川綱利、寺領高二十石、寺傍の山林十五町を寄附せられしも、明治四年社寺祿制改革に付上地となれり。

菊池、名和、相良氏寄附寺領左の如し。

田四十三町四反

内 譯

- 五町 高田村の内 御供具田。
- 四町 燈明料田。
- 二町 大牟田村の内 開山佛餉田。
- 八町 經田祈禱田。
- 三町六反 野津村の内 鎮守免田。
- 六町 僧堂修理田。
- 四町八反 平島村の内 營造田。

二町

風呂免。

三町二反

益城郡小野の内

相良爲續の寄附。

四町八反

全郡豊福村の内

相良長每寄附。

抑當寺開山大原孚芳和尚は、加州大乘寺明峯和尚の法孫、諸國に隠れなき大智識にて、恰も九州行脚の時、當所の境地を深く心愛し、暫く錫を留めしに、此の地、東北に山聳へて日真如の光を輝し、北溪涓流れて水無明の岸を洗ふ、幽邃云はん方なし。清風皎月に心耳を澄せは、禪理悉く開く。原孚一夜肅然として石上に坐禪す。時に衣冠正しき老翁顯はれ、和尚に向ひ法を問ふ。流るる水も響を止め、峯の嵐も聲を絶ちたり。法談時を移するに及び、終に參禪し、授戒血脈を請ふ。老翁悦に堪へずして曰く余は白木社妙見の現神也、此度の報恩に何を以てか之を謝せん、若し此地に寺を建立せは、余永く護法の契を結はん、此地水、木、蔬の三不足あり、我是を助く、諸木は上宮より、水は中宮より、蔬は下宮より助け送らんと。乃ち杖を以て石を穿たれければ、清泉忽ち湧き出つ、是即境内の神献水にて、如何なる早魃にても、今に水盡きることなし。於茲良成親王は菊池氏に令して、此地に堂塔、迦籃、山門等を造營せしめられしに日ならず大工事調ひければ、山は妙見中宮に横はるを以て、中宮山と號し、寺は唐の悟真寺に似たるを以て、悟真寺と名つけられ、三時の勤行、四時坐禪、法光四海の波に輝き、風聲東山の雲に響く、開山の碩徳猶感應も之ありしにや、或夜異人來りて、授戒血脈懇に請ひ求めける故、之を

授與ありければ、異人曰我は是海中の主也、此歡に毎年海中より燈火を奉らんと、堅く誓約ありしより、今に年々七月晝夜海上に燈火浮ひ出てぬ、即今の所謂龍燈なり。其比は漸々に高く登りて、悟真寺門前松の梢に掛れりとぞ、之を龍燈の松と唱へたり。此松明治維新の比伐採したるは誠に惜むべきことなりし。又夏日早魃の時當寺の鐘を中宮川の鐘ヶ淵に浸し沈めぬれば、三日の内必感應之あり大に雨降と云へり。如此類なき由緒ある寺院にて、維新前、兩部神道の時代、妙見社祭禮前夜神輿移御の節は、本寺より立會、諷經を勤め永く護國護法の鎮守と驗を立置ぬ。

往古は比なき大寺にて、末寺末庵六十余ヶ所ありしと雖、物變り星移り、屋壁漏壞、梁柱傾斜、殆んど理すへからざるに至れり。於是有志相ひ計り保存會を設け、保存の方法を講し、先づ本堂を解除し、其材料の全きものを用ゐ、仮本堂を建て、本尊を安置せり。斯かる由緒ある佛刹なるを以て、明治二十年九月二十三日、内務大臣は保存資金として、金壹百圓を下賜せられたり。

當寺に奉安せる後醍醐天皇及靈照院禪定尼の御靈牌は、征西將軍懷良親王一刀三禮の靈作にて、當寺唯一の靈寶無上至尊の神靈なれば、臣民一堂の靈檀に奉安するは恐懼の至なり。因之當山百四十四世智觀正道和尚は、檀越に計り、御靈牌保存の方法を講し、檀家惣代石川茂房、竹原慶次、田口政吉、西山喜一郎、橋本熊吉等協力し、時の縣郡當局者及教育家並親王と御縁故を有する松岡一族と共に、郡内各學校生徒及有志家の淨財を集め、御靈牌を入れ奉るべく御厨子を新調し、且つ在東京の松岡富雄より巨額

の寄附を受、御靈殿を建築せり。御厨子は斯道の大家松原象雲の作にて、南北朝時代の製作方に法り、華を去り實に就き、尊嚴を専らとせり。御靈殿は十九尺四寸方にして御拜付檜作銅板屋根なり。工事の設計は、南朝時代の建築法に倣ひ、文部省古社寺保存會主事小川忠純氏の紹介を以、檀家惣代石川茂房、上京し、古社寺建築學に造詣尤深き、帝國大學工學博士伊東忠太氏の、設計圖案に基き、大正九年八月工事に着手し、大正十年六月竣成す、大正十一年六月遷座式を舉行せり、此工費五千數百圓、及遷座式、一切の費用は、松岡富雄氏の寄附する所なり。此の建築に關しては、内務省屬官矢野寛氏滿腔の熱心を以て指導し、且つ各官衙大學等に交渉盡力せられたり。

當寺重なる寶物左の如し、

- 一、開基懷良親王の御像 坐像。
- 一、後醍醐天皇の御宸筆 文書。
- 一、懷良親王御像面山贊。
- 一、網卷天神の像。畫賛は武部源藏の筆なりしか、盜賊之を切て盜取られ今畫のみ存す。
- 一、開山大原孚和尚の袈裟、（征西將軍宮御直垂を以て作）
- 一、開山大原孚和尚の木像。
- 一、雲板 古銅製應永三十年十月、永谷庵常住に彫刻せり。

一、鐘 唐の悟眞寺より來る姉妹鐘の一
一つは三角の海中に沈めり云ふ。

御靈牌

表 當山開基一品式部卿征西將軍懷良親王悟眞大禪定門。

裏 嘉慶二年三月十八日。

表 登霞 後醍醐天皇。

裏 遷化 靈照院禪定尼。

裏 正平六年三月二十九日入滅。

(靈照院の裏面)

裏 延元四年八月十六日崩御。

(後醍醐天皇の裏面)

表 菊池代々武光武政大居士。

表 相良代々爲續長每大居士。

表 五條良氏の靈牌。

表 無極宗觀居士。

後醍醐天皇靈照院の御靈牌に關する由緒

此の御靈牌は、征西將軍宮懷良親王八代御在館の時、御考妣御追福の爲め、八代郡宮地村字大平山の麓に護國山顯孝寺を建立せられ、御手つから御考妣の御靈牌を彫刻し玉ひ、同寺に奉安し、常に御拜禮あら

せられたるものなり。

抑懷良親王は延元元年の秋、御身僅かに七八歳にして、九州追討の大任を拜し玉ひ、四方に鎖せる暗雲を拂はんと、比叡山を御出發ありしより、歲月茲に四星霜、未だ鎮西御下着もあらざりしに、延元四年の八月十六日、御父君は、吉野の行宮に於て登遐あらせられしかば、再び御對顔の術もなくならせられ、御悲歎は如何ばかりかありつらん。爾來親王は櫛風沐雨、五十余年、軍國の御執務殆んど寧日なしと雖も、深夜人知れず御夢は幾度か吉野の空に通ひつらん、折に觸れ、時に臨みては、御考妣の事ごも思ひ出て懷舊の涙に咽び玉ひしなるへし。然れば天授元年職を御猶子良成親王に譲り、御身は暫く閑散の地に就かせ給ひしかば、居を八代に移され、高田の御所に在しませしが、つくづく延元の昔を偲はせられ、山門に袂を分ち給ひしことごもうつつに浮び出て、御追慕の余りにや、八代郡宮地村大平山の麓に護國山顯孝寺を建立し、御靈牌を手つから刻み、又同寺の境内に御形見の御衣を埋めて、御移陵を築き、只管に冥福を祈り玉ひ、常に御所より參拜怠らせられず、香華燈燭の薦絶へさりけん。斯くて親王は、弘和三年癸亥三月初旬より御不豫に渡らせければ、諸臣厚く御手當を盡されしも、次第に病狀重らせ玉ひ、曾て戰場に惱み給ひし、御肩の疵さへ起り、耆婆扁鵲も施すに術なく、醫王善逝の誓も祈るに驗なし、尊体は日々消へて、春の氷の解るか如く、御終焉も遠からず、今は金枝玉葉の御身を捨て玉ひ、三明の覺露に入らせらるべしとて、近侍の諸臣を御枕邊に召され、向後の事ごも殘ることなく諭し玉ひ、

是より諸臣は誠忠を盡し、貞成親王を輔佐し、賊を平げ、勝を吉野に奏して、先帝の遺詔に報ひ奉るべしと宣ひつゝ、遂に薨去在しましぬ。嗚呼百將星の如く列なると雖も、九泉の旅に供奉する能はず、萬卒雲の如く集ると雖も、無常の敵は、禦くに策なく、殆んど暗夜に燭を失ふに異ならず。御遺言に基き、當山の境内に葬り奉れり、是即ち今の御墓なり。

爾來、物變り星移り、親王を守護し奉たる名和氏は、麓城を退き宇土に移り、相良氏之に代りて八代城古麓鷹城に入りたれば、南朝の舊跡は荒廢に皈し、顯孝寺も遂に退轉して、何時しか悉知院と改め(眞言宗)

相良氏の祈禱所となれり。其後相良氏も亦八代城を退去し、人吉城に歸りたり、是を以て悉知院は球磨に移轉し、其廢跡には、妙見社の社僧、瑞龍院仙舜、庵室を建て、御靈牌を奉安し、且つ御移陵を守りしが、天正の比小西行長の犯す所となり、兵燹に罹れり。故に御靈牌は、妙見社執行職、神宮寺時神宮寺執行に移され、爾來三百余年、同寺の内佛殿に安置せられたり。時明治維新となり、神宮寺は廢し、佛体は悉く取除かれ、八代町醫王寺に移りし、御牌も亦同寺に在りしを、明治十三年時の懷良親王墓丁

石川重照、舊神宮寺執行職たりし、法印白木維易及當寺檀家惣代久木田重藏、竹原岩熊等、相議り斯かる御由緒ある、御靈牌を、無縁の寺院に置き奉るは、遺憾なり即ち當山は實に五百年來親王の御法燈を繼ぎ炳かし、尤御縁故深きにより、醫王寺より移し、當山に保存し奉るに如かすこと、直に其事を行ひ、全年の三月當山に移し奉れり。是より朝夕の勤行缺くることなく、香華燈燭を絶へせず、親王御在世の

時の如くなすと雖も大正九年新たに、御靈殿を建立し、最莊嚴に奉安し、當山に於ける最貴重の御尊靈なりとす。

嗚呼靈なる哉天授以降數回の難に遭ひ、轉々したりと雖も、御形體を全ふせられ、五百數十年を経て親王の御靈殿に合祀し奉ることとなりたるは、御親子御尊靈の御加護にやあらん、誠に奇しき縁ならずや。

大正九年八月

懷良親王墓勤務
陵墓守部 石川茂房 謹誌

境内面積九百拾貳坪、

官有地第四種。

此外

字寺山二千五百二十二番ノ二、

元國有林上地林。

面積六反一畝十六步。

字中宮二千四百六拾五番。

面積一畝二十四步。

明治四十三年二月十七日附熊本縣指令第三〇号ヲ以テ許可、明治四十三年四月八日第九〇五号ヲ以テ官有地第四種寺院敷地に變更。

寺院財産左の如し。

畑反別九反六畝七步、

宮地村字中宮。

山林 八畝二十九步、

全上。

宮地村中宮二四七〇番。

一山林反別一畝步。

全字谷二四六〇番。

一山林一反八畝二十七步。

以上二筆明治四十一年十二月十四日財産編入。

境内に牛塚と云へるあり。昔時牛あり、背に箱を負はしむれば、悟真寺の檀家中を廻り佛米を貰ひて歸り來る、其牛死するや、之を厚く葬れりと云ふ。

○泉福山宗覺寺

日蓮宗。

宮地村大字宮地谷にあり、加藤清正嫡男主計頭忠正、菩提の爲め、慶長十三年二月創建する所なり。始は本城寺と稱す。寛文十一年八代に移轉せし後其跡に一字を建立す。忠正の法名理性院殿宗覺日等大居士と稱するを以て、宗覺寺と号す。妙音院日領を開祖とす。日領は元密乗の徒也、曾て本妙寺日眞上人の道德を慕ひ、密教をすてて實乗に歸し、本門の戒壇に上つて功勞惟渥し、本宗の寺刹を以て、星山の

子院に附す、今の靜明院是なり、後當寺の開基となれり。

當寺建立の由來。

夫當院建立意趣者、加藤主計頭法号名理性院殿宗覺居士、於關東江城九歳而逝去了、因茲御母儀哀傷甚、有夜夢、童子云、勿愁我命終、無苦惱、唯願者、爲余造立寺、于安置无尼尊者福助群類乎。又告曰、肥州八代郡有靈場、山閉而西南溪水向北流、我心神坐此地耳。清正公、亦夢前事、更不異、故兩親益慈喜无量故清正公不得止、此處構伽藍、而命工刻佛像數軀並造立位牌、祈菩提而已。

干時慶長〇〇

沙門 日領 花押

當時の寶物

一靈元院法皇御筆和歌。

一加藤忠正公の書翰。

一日蓮上人の眞筆。

一宗覺寺開山妙音院日領像。

一本妙寺三世日遙上人筆。花前酌酒含紅ノ大字此の外忠正の遺物ありしと雖、明治十年役兵火の爲焼失。

當寺の本堂及庫裡は、明治十年役薩兵の本部を置きしを以て、兵火に罹り、檀信徒の寄附に依り、再建したるものなり。

一 當寺は清正公の建立にて、妙音院日領には現米五十石並月俸十人扶持の寄附あり、證判左の如し。
妙おん院へまし扶持之事。

一五 人 まし扶持也、此以前五人合拾人分。

一五十石 但町外、慶長十二年分。

右之まし扶持並相遣米本帳に書入、毎年無解怠可相渡者也。

慶長十三年二月二日清正 黒印

野尻 八左衛門
かにへ 與兵衛

加藤右馬允正方寄進狀

本成寺へ寄進之地

一畠五反八畝二十一步、

四石六斗九升六合。

右宮地之内以數歲付置候、後代之郡司へも此旨可有其沙汰者也。

寛永九年七月十二日

加藤右馬允正方判

教林坊。

寶林坊。

眞成坊。

宗覺寺開基妙音院日領の墳墓、全寺舊寺床の山中にあり。墓石高三尺五寸、巾一尺五分、正面碑文南無妙法蓮華經日領大徳。

又當寺境内墓地に清正公寄せ墓と稱する古墳あり、正面圓墳にして、上に輪塔の一部残り、右方に坂井與左衛門一良之墓と刻したる石碑あり、右方に寛永七年庚午歲左方に二月二十八日とあり、傳云ふ、宗覺寺開基日領清正公の遺物を葬りし處と云ふ。

○江東山春光寺

臨濟宗派、南禪寺末。

宮地村大字古麓にあり。天正年間細川兵部大輔藤孝、丹後國を領せられし時、松井佐渡守康之、丹後久美城を守る。天正十一年康之の亡父松井山城守正之追福の爲め丹後久美村に、宮谷山常喜院と云へる廢跡を改め、常喜山宗雲寺と號し、京都南禪寺塔頭、聽松院の玄圃靈三長老を請して開山とす。玄圃は荒川治部大輔澄宣の二男にて康之の母法壽尼の弟なり。慶長六年康之、豊後國速見郡杵築城を守るを以て、其城廓内に常喜山宗雲寺を建立し、玄圃の弟子惟精

惠金を住職とす。

慶長十七年壬子正月二十三日、康之卒す、法號を春光院英雲宗傑と云へるを以て、宗雲寺を春光院と改む。松井興長寺領百石を寄附す、又細川忠興香華等を寺納せらる。元和三年興長小倉に移るに及び、同寺を小倉に移轉す。

寛永九年壬申十二月九日、細川忠利肥後入國に付、興長に下屋敷として、千反畑白川端を附與せしに付、同屋敷内に庵室を建て、春光院と號す。同十年惟精小倉より移住す。

寛永十五年戊寅五月二十八日、細川忠利熊本龍田口に春光院建立の旨命せらる。康之は藤孝公以來數度の武功、忠勤あり、又有馬陣の節、興長寄之の武功に依り、旁以て康之追福として春光院建立せられ、小坂新八、葦田次郎左衛門、金守外記の三人をして工事を司らしめ、同十六年落成、常喜山と號し、七月十一日惟精西堂入院、興長より寺領百石寄附せらる。

正保三年丙戌八月十三日、興長八代城主となり入城す。其比八代北小路の泰勝院は、前年忠興八代城に於て逝去により無住となりしを以て、荷澤山宗雲寺と改稱し、惟精移住し、春光院には看坊を置き、宗雲寺は松井氏の菩提所とす。後春光院は靈雲院と改め更に又松雲院と改む。

延寶三年乙卯五月二十二日八代平河原町にある信齡山泰岩寺天正年中丹後にありしか後豊前に移り寛永十年八代に移火災に付、北小路宗雲寺を泰巖寺と改め、信長、藤孝、忠興等の靈牌を安置し、菩提を吊ひ、熊本の春光院を八代郡古麓に

引移すべく、綱利より長岡筑後直之に命せらる。延寶五年丁巳十一月十八日諸堂落成江東山春光寺と號す。同月二十三日入佛供養をなし住職正巖光瑞西堂たり、是今の春光寺なり。茲に於て松井氏代々の遺骨も熊本春光院及び悟真寺より江東山に改葬し、寺領山林等綱利より寄附せらる。

開祖玄圃は、靈三長老と號し、松井康之の叔父なり。天資英邁智謀に秀て、文武二道に通せり。康之幼年の比は玄圃之を南禪寺に養育し、夙に文武の道を教練し修養備さに至る。蓋し康之戰國の時に臨み接戦七十二度の勳功を奏せしは、實に玄圃の薰陶に因らすして何ぞや。當時玄圃は五山總録となりしが、其實は日本の總録たりしなり。玄圃より當代に至る十七世なり。

春光寺寄達狀左の如し。

肥後國八代郡之内春光寺は、我高祖考妙解院殿爲其亡臣松井佐渡守康之造立之、以爲冥福地、因泰松院殿以來有勳勞也。初在熊本、後合康之子興長守八代城。至寄之、直之亦然、以故直之徒寺於其地。康之子孫代々爲我家臣之長曾有勞故今以同郡古麓村之内百石並寺後之江東山別錄有之事寄附于寺、令直之執其祖先之祭奠者也。仍狀如件。

延寶五年十二月六日

越中守綱利判

春光寺前任正巖端長老始京都南禪寺住職を勤めて下向す、公狀左の如し。

南禪寺住持職事任先例可被執務狀如件。

天和二年九月十五日

五六四

内大臣
正巖和尙

春光寺重なる寶物左の如し。

一 明兆筆觀音像。

一 觀世音菩薩立像左在 古銅 丈一尺三寸臺坐三寸九分。(口繪参照)

明治二十六年鑑査狀を下付せらる。

鑑査狀

第七六六二號

熊本縣八代郡宮地村

春光寺

一 寺傳 觀世音菩薩 左在 銅 丈一尺三寸 台座高三寸九分 壹體。

右美術上ノ參攷トナルベキモノト認定ス。

明治二十六年十二月十四日

臨時全國寶物取調局臨時鑑査掛

全

山名貫義印。

正六位 八木 雕印。

全

書記兼鑑査掛

川崎千虎印。

臨時全國寶物取調掛

正六位 岡倉覺三印。

臨時全國寶物取調委員 正四位勳四等 川田剛印。

臨時全國寶物取調委員長 正三位勳二等 九鬼隆一印。

松井氏墳墓

松井氏歴代の墳墓は、江東山春光寺境内にあり。

松井佐渡守康之の遺骸は、元豊後にありしを、熊本に移し、後八代悟真寺山中に葬りしに、延寶年中春光寺竣成せしを以て、更に之を當山に改葬せり。墓前に神道碑を建つ、碑文は東肥の碩儒藪孤山の選する所。書は當時の書家、草野草雲の筆に係る。

從五位下佐渡守松井君神道碑。

君諱康之、字胃助、後更新助、源姓、以松井爲氏、考諱正之、妣荒川氏、君仲子也。幼仕幕府光源公、嘗請假拜勢州

廟既往、會三好義繼等作乱、弑幕府、君一門死之、封邑皆沒、君還無所據。我先君恭勝公、奉幕府、弟靈陽公出居江州、君往謁之、遂經歷諸州、以謀恢復。永祿十一年織田公應教討賊、君帥其徒屬馳至屬我軍、攻箕作力戰、獲首級、靈陽公、織田公皆賞之。初賊陷我勝龍寺城、公伐而復之、君亦從

焉、遂依我、待以賓禮。十二年賊圍幕府、公救之、戰于桂川、君奮擊大敗之、幕府賞之、親以卮酒。公以君英武出衆欲留之、賜食祿、配以義翁主沼田氏。元龜元年從擊賊攝州、攻御牧獲首級被五創。二年從破賊住山及戶野、與福寺僧黨賊從平之、皆獲首級。三年從攻高屋有功。天正元年織田公益封、公西岡有豪族物集女者、不服、君手刃之、竟平其族、從陷澱、屢軍河攝、攻貝塚先登、破郭獲首級、織田公賞之。連戰河州皆有功。二年從陷三箇、攻石山陷萱振、破賊飯森、屠新壕。三年擊越前、連戰有功。四年從攻石山、屢有功、攻壕溝先登。五年從攻狐塚、獲首級賊潰追破之長、尾紀州平皆有功、從陷片岡、攻志貴、伐丹波。六年再伐丹波、遂伐丹後。太閤與毛利氏西爭山陽、公援之、從圍神吉、攻志方、還陷丹波諸壘、遂伐丹後、再援太閤軍、遣伐丹後、又西攻伊丹有功、守屏島、敵圍之君固守、不出、乘虛急擊大破之、織田公大賞之。七年從滅丹後、援明智光委陷鬼嶽、公還、獨留君援光秀軍、竟平丹波、公封丹後、嘉君累年有功、賜采邑一萬三千石、爲元老、守久美。始爲二軍、玄番公子將左軍君將右軍、太閤圍鳥取、公遣君帥水軍援之、會毛利氏、使饒將廉足元忠、納糧城中、抵湊川、君授戰略、桑原才藏。親披敵者服、乘小舟、謀敵、才藏放火上風、燒敵船、戰合元忠奮我旗、君怒與麾下數人、躍其船、短兵奮擊獲元忠、大閤聞戰急、遣兵救之、而君旣獻捷矣、是時君身不被甲、殊覺便捷、太閤嘉之曰、輕服使舟可以爲法、遂進燒雲伯海邑、奪船七十餘、因州平織田公賞之、太閤亦賞君、賜寶刀。十年從伐信州光秀弑織田公、以世子婚于光秀故人皆疑我君、遣使丹波

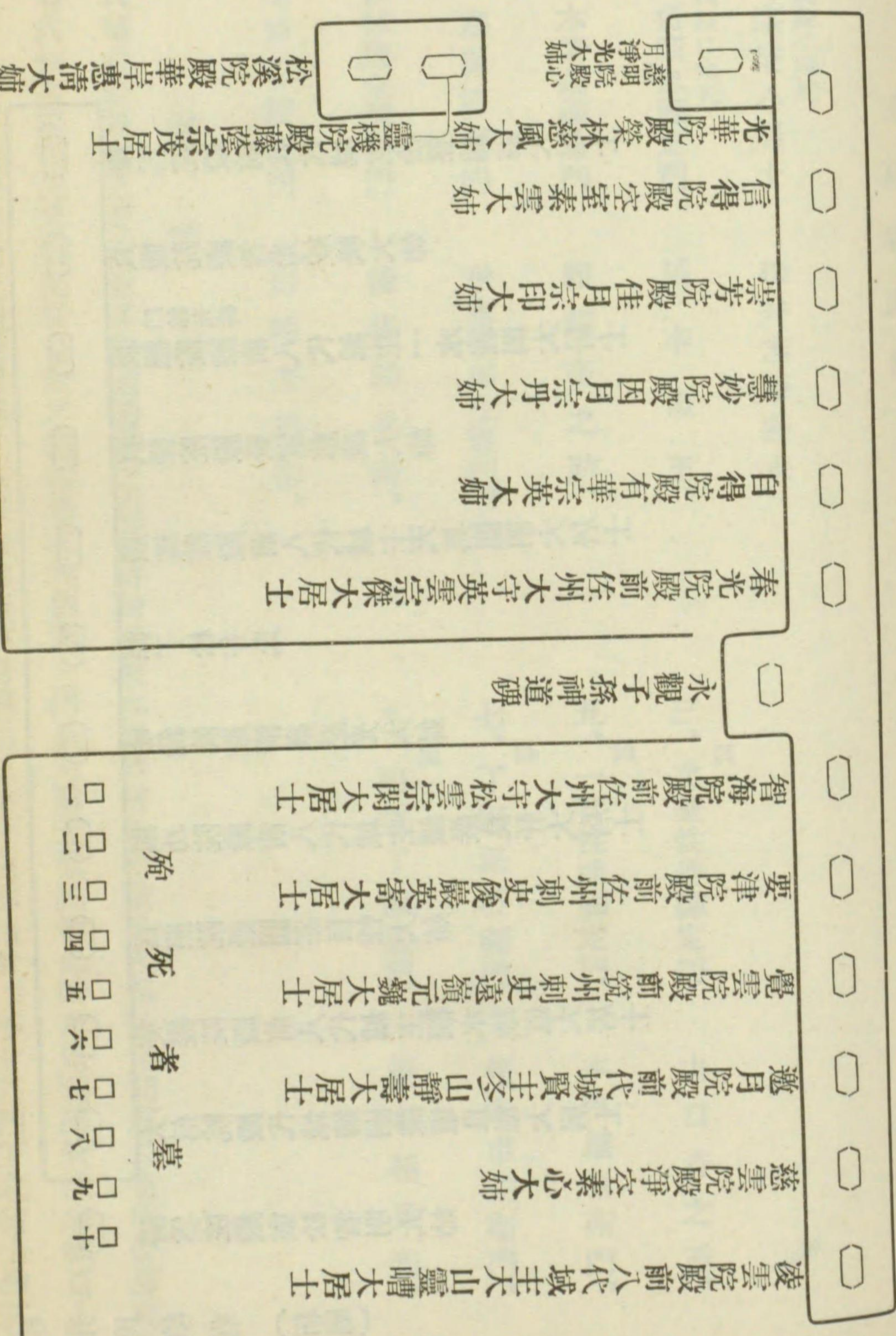
長秀告公之無貳、太閤貽書于君、嘉公及君忠誠、從陷丹波賊城、賊奪我佐野、君與玄番公子擊復之、公老世子即位是爲松向公、光秀誅、太閤益公封、且命以封內七千石地、益君采、併原二萬石。公手又一色義有、遣君拔其城從攻濃州諸城有功。十一年從攻龜山乃謀城中乘虛先登降之、從攻越前海邑、十二年太閤與東照殿下、相持于小牧、軍不利、將班東軍乘之、幾敗公反軍、君爲先鋒擊而却之、力戰獲首級、太閤大賞之賜寶刀、後殿下入洛召見曰、小牧之役、卿驍勇擢衆竭力其主、寡人嘉之久矣、賜寶刀、太閤還自小牧、從陷加賀井、攻竹鼻、南伐勢州、十三年從伐紀州、屢有功、大閤以君多功勞、特賜其姓豐臣氏及、菊桐服章、又賜君大孺人養老田、大孺人沒後併賜君云、從代越中海境、十五年西伐九州、從圍巖石敵火中衝出諸軍擾、我獨以有備不乱、太閤望見遣使謂君曰、卿之將略今復觀之、遂伐日州。十六年帝幸聚樂、特恩命君從五位下佐渡守。十八年東伐相州、從襲非山破其郛、此役也、夜出師間道、君豫多具鐵鍬、遇嶮即夷、以故得速抵壘、太閤聞而嘉之、以令諸軍、軍之具鐵鍬由君始也。關東平、從檢與羽地方還、賊復起、君塗聞之反軍擊陷數城、太閤大嘉君功、賜良鎧、後營伏陽君與役事。一日太閤巡功召問與羽戰事、君具對、太閤曰、吁子勞矣、可屢役乎、即日命歸休。文祿元年從伐朝鮮、陷巖山昌原。二年攻登萊陷昌安、攻晉州先登陷之、歸自朝鮮、太閤以君累年有大功、割石州之半封爲列侯、君固辭曰、陪臣事寡君久矣、今比肩同朝豈人臣之義哉、其事乃罷、然太閤益嘉君忠誠、賜采邑于畿內、曰卿嗜茗理、菲薄邑入聊給薪炭、其勿辭、伏陽成賜第宅一區如諸侯。

四年太閤殺其嗣秀次。先是公借之黃金百鎰，石田三成讚君曰，某受嗣君金，是黨之也，太閤怒諸公，公懼自幽于邸，三成等謀將矯命逼公自裁，公聞大怒曰，石田孺子誓不兩立，寡人將爲國誅賊然後就死耳，君諫曰諺云投鼠忌器，三成雖賊勢同社鼠，君候縱使自輕，獨如大公大夫人何，公默然良久曰，事一委卿，其熟計之，君欲納金，會公府匱乏，乃詣東照殿下訴之，殿下會疾召君，君臥內曰，方今奸臣伺釁，非卿等奔命之時也，卿盍折簡徵之，乃賜金如數時，暑熱君敬跪盡言汗徹衣外，乃賜手扇揮之，扇面有親書，小字珍藏傳家，遂詣大閤曰，寡君以匱乏故，借金嗣君非賜也，今使陪臣某敬還金且曰，公之不與秀次，於是大閤怒釋反金，呼公小字曰與一郎，昔不從丈人叛，豈以百金動心者哉，親手割爪賜君曰，子焦心幾日矣，沃之可，當是時微君公幾危矣，公益大君功，約以翁主配君嫡子，慶長三年，太閤薨，班寶器諸候君亦與焉。四年三成等謀危東照殿下，公患之，乃和加賀候于殿下，以折其謀，君與有力焉，台德殿下屢賜書勞君，三成復讒公于東照殿下，陳謝未釋。時君疾強，起往殿下使謁者拒君曰，疆場未戍乎，城壁未修乎，兵甲未備乎，子去矣，寡人將且夕與子從事丹州之野，君追先就所善諸執事，徐陳公之無貳，殿下乃釋然召見君反益親公，益封公豐後杵築。五年命君及有吉立行往鎮杵築，三成等倡亂，屢胎書招君，君皆却之，於是，起故豐州侯大友義統，狗，豐州民多從之，攻杵築，君善守禦卻之中津，老侯聞杵築急，救之，前軍先至，君出城俱大戰石垣原，先登の戰手禮二人，體被創痕，遂破敵兵，而中津軍爲敵敗走，君前後受敵，退據實相寺山，會中津次軍至，

君夾擊大敗敵軍，奪師徽義統降，君從中津老侯，攻安岐富來降之，殿下既誅三成等，益公封，移豐前杵築如故於是益君采五千石，蕨葉田千石，併原二萬六千石，遷將左軍守杵築。初石垣原之役，君以寡伐衆，先折敵鋒，非中津軍取績，幾一戰塵敵矣，故熊本侯，中津老侯，皆交章上君功，殿下召見曰卿忠勇無雙，寡人將厚封之，然石州之讓著義前朝可復污哉，豐有間田鄉強爲寡人判之，君遂兼判公田一萬七千石，事沒君世終不徵其租，雖名判實封之也。十六年冬君嬰病，公日夜慰勞，屢臨其第，殿下聞之，三賜秘藥人皆榮之，君亦自知不起，獻寶刀，以謝其殊恩云。十七年正月二十三日君沒，春秋六十有三，葬于杵築寬永年，妙解公徙封肥後，追念君功命，建一寺以改葬焉。君年十九，始隸我軍四十五年，夾輔公室，終始一豈，古所謂腹心股肱者邪，其病革也，聚家臣盟曰，老夫瞑目之後，諸君所不盡力于公室者，有如盟書遣命，藏書公府，君忠誠動人主，不獨我先公親任，歷世幕府莫不優遇君，以名族夙負聲譽，雖爲陪臣，一時公卿，多與抗禮，摩下多勇士，君能撫順，得其死力，故能每以寡克衆，君沒至有殺驅以殉者，長于治國，善謀略，嫻辭令然，君嘗自嘆曰，士當椎武自著吾結髮從戎大小百余戰，斬將奪旗之功，未嘗後立行也，然天下語我二人，曰百事不修咨，康之執戈縱橫，有立行若吾武不及立行者，以吾有文事也，君多技藝者究其妙，足名一家，故時人稱君曰，名人佐渡，名人猶名家也，太閤嘗欲營茶亭，使君擇勝地，君指一山，大閤喜曰，此山待卿顯宜，冒卿姓遂名曰松井，而君所經歷往々有呼其姓者，其爲時人尙羨如此。君六世之孫，今致事大夫大山

君、追建碑石、徵文於慈唯君功烈之盛而碑幅有限、謹閱遺狀、存其梗概。銘曰、桓々先公、有烈其勳、班瑞胙土、封此大藩、孰輔翊之、維松井君、如鳥斯翼、如龍斯雲、懿歎相業、百事孔飾、師旅饑饉、足兵足食、泄々讒夫、危我社稷、讜言解紛、罪人則得聖亦有云、文有武備、我有三軍、君爲之師、曰左曰右、如臂使指、麾之鼓之、麾敢退避、孤城子々、原野茫茫、嘉謀內運、威武外揚、誰謂我寡、摧堅折剛、屢戡兇亂、公室以張、公曰嗚呼、子念乃烈、錫以采邑、世々勿絕、君沒百載、豐祀莫闕、追鑄遺聲、維石截辭。

松井氏墳墓 (古廟)



松井氏墳墓 (新廟)

- 清雲院殿靈松智明大姉
- 大信院殿代城嫡嗣謙道良温大居士
- 英巖院殿前八代城主觀水雄道大居士
- 貞照院殿圓空自性大姉
- 顯功院殿前八代城主鐵巖良肝大居士
- 明鏡院殿清臺慈光大姉
- 源子松井氏
- 廣鑑院殿前八代城主天眞圓明大居士
- 貞操院殿賢室慈誠大姉
- 真徳院殿前八代城主一水義閑大居士
- 貞觀院殿智光妙映大姉
- 慶雲院殿前八代城主松聲鶴翁大居士

殉死者氏名

- 春光院殿に殉死
- 一、切宗榮心居士 松井志摩盛永
- 智海院殿に殉死
- 二、真齋宗忠禪定門 橋本市正
- 同
- 三、文室性彥禪定門 山口彦之丞
- 同
- 四、二木清蔭禪定門 頼藤杵之助
- 同
- 五、一實性權禪定門 木本權右衛門
- 同
- 六、一寒保節禪門 秋永十郎左衛門
- 同
- 七、了因正心禪門 荒木市左衛門
- 同
- 八、長林道永禪定門 後藤助兵衛
- 同
- 九、明窓了無禪門 藤本孫兵衛
- 同
- 十、空岩正觀禪門 岩崎全兵衛

餘光碑

前八代城主松井章之君天資多技能國務之暇嘗留神思於火器研鑽數十歲至天保弘化間遂大有所發揮而凡砲器之製火技之觀頗改舊容矣於是世之砲術者流外別闢一門戶乃稱天弘流當此時奉厥教酌厥流者數百人不管盛名謀于一時蓋我后肥之火術至君更一新乎面目云君自捐館三年于茲明治廿二年七月門下之諸士相謀乃建

碑欲以表君之偉績於無窮以亦其不能諉也範承門客之囑謹作其銘曰、

煙火之技、	元係秘訣、	諸家所傳、
有功有拙、	卓我先師、	創意自別、
新開門流、	務補舊缺、	火機一發、
柳垂花綴、	五彩绚烂、	神施鬼設、
繫天弘祖、	砲壇之傑、	遺勳餘光、
千秋奚滅、		

明治二十二年七月

名和範謹撰

門弟 七十八名(姓名略)

春光寺

宗 琛 妙解寺僧

上方佳絕處

梵宇更蕭條

林掛諸天月

門臨天海潮

看雲忘色相

聞磬滌煩囂

借問遠公跡

何時一過橋

過春光寺

子彬 西岡 文平

一徑斜分熊水邊

江東蘭若翠微連

山雲影傍窻中落

石瀨聲從樹杪傳

遁跡時聞獅子吼

焚香兼見具多編

人間宿障渾如脫

坐以齋清近法筵

南禪第一座當山十二世現住大道慧雲大和尚

雲州楯縫郡大林寺剃度十州一座元に嗣法す。生緣雲州楯縫郡二瀬氏の子。寛政元年五月二十九日入寺。在職二十七年。文化十二年三月十日正宗庵に隱退。文政三年六月より全六年四月迄胤芳和尚引退に依り看寺。全年六月二十八日示寂。依遺命九月二十四日を以て正當とす。

春光寺大道の囑及遺稿

春光院殿二百年諱頓寫銘。

時文化八、	辛未之春、	正當端月、	二十三晨、
春光院殿、	值二百辰、	莊嚴梵舍、	延諸緇賓、
未舉毛穎、	催伏魔軍、	大破三有、	光吞六輪、
災消九族、	慶及六親、	甚深妙義、	迫絕持陳、

功超修證、理絕名言、純圓獨妙、物我全真、
 青山若黛、草野如茵、老松霜冷、寒梅花新、
 蝶眠清曉、鶯囀芳園、月印春水、風拂綠筠、
 心境不二、性相一元、塵々淨刹、物々法身、
 頭々顯露、處々逢原、伏願靈位、依此良因、
 生々世々、子々孫々、武門長久、九族振々。

前禪興現春光大道惠雲撰。

智海院殿、百五十遠忌、喝。

數萬甲兵常在胸次、六三韜略大立雄基。

全

濃州岐阜戰場、正按傍提布擒賊之略、
 肥陽島原先陣、當機靦面提陷虎之機。
 多少征人望風景慕、
 百千亂賊拱手降歸。

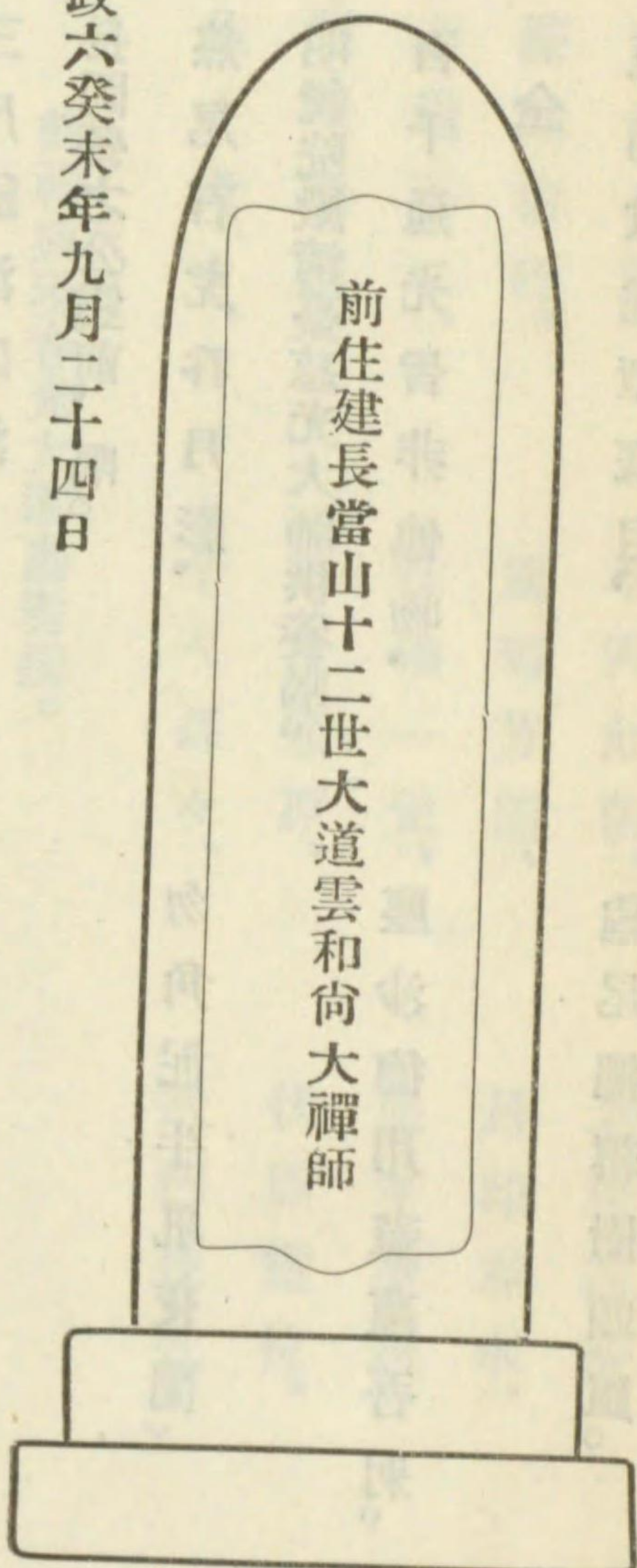
鎮錮在手殺活望時、頓懸河之雄辨、
 智鏡當機奸醜自辨、奮倒嶽之全威。

威風譬如金翅劈海、意氣恰似猛虎裂崖、
 嗚呼常無刹那、齡算八十俄然逝矣、
 寔哉絕世忠士、殉死九員同作從隨。
 前禪興春光社多大道惠雲謹撰。

全

三尺劔清四海、一葉舟載大唐。
 長岡營之公靈前、喝。 勿角泥牛吼夜闌。
 焦尾石虎吞月影、 塵沙德用盡蘊吾躬。
 明鏡院殿清臺慈光大師供養喝。
 百千通光皆非他物、
 全 兔角杖挑潭底月、 龜尾繩縛樹頭風。

春光寺大道雲和尚墓



文政六癸未年九月二十四日

○福壽寺 第一世

前住南禪當寺開山正岩光瑞大和尚。

創建海屋光師首座。福壽寺は、大村にあり。元和年間、城下西南の市中に移り、元妙心派にて、初祖乾門和尚、二世待首座、三世悦首座なりし、悦首座寺産なきに依て寺を印首座に附屬して、春光末寺となせり。天和元年火災に罹り松江村に移る。桂光院尼一字を建て妙雲と号す。貞享元年功德來崇芳院尼、大檀越長岡寄之室再建せり。貞享三年海屋印首座圓光院に移せり。

○白樂山觀妙寺 眞宗。

元と宮地村字源六にありしが、明治三十年今の池尻に移轉せり。

當寺は往古妙見社七塔の内、天台宗、白樂山觀妙寺と号したり。名和伯耆守より田地一町を寄附せられ、相良氏に至る迄所領せり。天正の頃、小西行長の爲め所領沒收せられ、諸堂焼亡せり。幸にして本尊は其災を免れたるにより、小庵を結び、妙見社宮司坊、神宮寺の支配となれり。寛文年間、相良氏の臣、久保善左衛門香華を捧げ、長男某善了と改め、八代町善正寺にて剃髮し、法名を智圓と号せり。貞享二年、眞宗に改め、明治十二年七月二十五日、寺号を公稱す、古記録左の如し。

覺

今度庵主由緒、且居住願並居住御免御達等、委敷書付を以て可申上旨、奉得其意候。私庵之儀、往古妙見社七塔之内、觀妙寺と申、天台寺にて、妙見社宮司坊支配の寺にて、名和伯耆守殿御代、田地一町寄附有之、相良殿代迄相續仕候處、小西殿御代に、右之寄附田地は、被爲沒收、寺も及焼亡、本尊相殘居候を、小庵を構、神宮寺より支配に被仕、寛文中より、先祖久保善左衛門と申者、香華仕其子善了儀、寛文中、八代町善正寺にて剃髮仕候而弟子に成、法名智圓と改、貞享年中居住仕度旨奉願候處、願の通濱崎市助殿、御郡奉行御勤の時分、又々奉願、願の道被仰付候に付、右智圓、子圓快居住仕、其子圓

快、寶曆三年五月由緒の譯を以て、奉願候處、被對古跡之譯、一代居住御免被仰付、同七年御改の節、書上置候通に御座候。其後天明三年寸志錢一貫目差上近村へ借置候錢一貫百七匁五分捨方仕候に付、同年八月、親圓快代、二代居住御免被仰付、委細は追々御改の節、御達申上候通、少しも相違無御座候間、爲仰付可被下候 以上。

天保三年二月 二代居住 圓快跡 道勳 高田手 永宮地村

右紙面之通相違無御座候間、宜様被成御達可被下候。 以上。

同村庄屋 木村 龍 作

眞野源之助殿

林理右工門殿

○石原藥師堂

宮地村大字宮地字池尻石原にあり。本尊は釋迦院の開基、并善大師金海山の本尊彫刻の時あてもものになしたる横木を以て彫刻せしにより、横木の藥師と稱す。境地楠の大木ありしが明治十年の比伐採せり。

堂前に妙見社にありし寶篋印塔を移し今尙ほ存せり。

○階下釋迦堂

宮地村大字宮地字階下にあり。本尊は釋迦及彌陀の像なり委しきことは、正法寺の部に記す。

○砥山觀音堂

本堂は砥山にあり、宗覺寺の鎮守たり。創立不詳。

○邊田觀音

本尊は元洞泉寺の板牌にして聖觀音の像彫刻せるも風化して幽かに像形を認むることを得るのみ。

○嶽觀音

宮地村字大平山上にあり。本尊は石体にして松井氏の家臣島原陣凱旋の後、報賽の爲め勸請せし靈佛にして山上參詣人多く常に香煙絶ゆることなし。

○川原地藏

宮地村大字猫谷字川原にあり。當地藏菩薩は空海の作なりと云ふ。高さ一尺一寸四分、右手腕を屈し膝の上に付し寶珠を持す、右手中指二本を屈し、大指と輪を結び人指と小指を直伸す。右足を屈し左を立て半下跣座をなす。後光は圓形六寸五分。縁起に曰く、本尊は弘法大師の刻み給ふ地藏尊なりと。昔日、古麓鷲尾城下に祈願の道場あり、長福寺と云ひ今八代町東光寺是也住持勢辨法印は此村より出でし人なるか故に寺を退て後、當所に庵室を結び、寶珠と名つく地藏尊を安置す。此より以來僧侶相續て香華を供養せり。延寶年中庵室已に傾き朽ちぬ、時の淨蓮禪門、佛堂を建て、自身は偏室を構へて僅に膝を入るゝに過ぎざりしが、寶永丁亥の春、僧蓮忍改めて建立すと云ふ。(中略)此菩薩靈驗世に著しく諸願悉く成就し、又長壽福德を授け玉ふと云ふ。此縁起寛保二年八代泰巖寺、梅岑玄髓の記せしものにて、堂宇は万延元年再建せしものなり。

○大願寺

真宗東派。

太田郷村大字片長字餅田にあり。當寺開基は古麓の城主相良修理大夫義陽の家臣、能登三郎義正と云ふ。義正は天正九年戦死し下片野川村に葬りしが供養の爲め弟彦左衛門尉義家剃髮し、熊本延壽寺月威の弟子となり、大願寺と號け、以來願繼を以て、十代世襲せり。明治九年一箇の民戸に編せしが明治十二年三月本山より、本派寺院明細帳更正に際し、延壽寺支坊として大願寺を設立し、明治十二年三月二十八日許可せられ大正十二年十二月支坊の關係を絶ちたり。

○妙樂寺跡觀音堂。

太田郷村大字下片野川字妙樂寺跡に觀音堂あり開基年代不詳。元と眞言宗の古刹なりしと云ふ、小西行長の爲めに燒毀せらる、本尊の胎内に金銅佛を納むと傳ふ。

○福壽寺

臨濟宗。

太田郷村大字松江にあり。當寺は元西光妙心寺派下乾門住職の草創にして、初高田村にありしが、後鹽屋町に移り元和元年二月火災に罹りたるを以て南松江村に移り一字を建立し、妙雲山と号せり。當寺は八代の城主長岡佐渡寄之室崇芳院の建立にて、超宗座元住職之因江庵跡にて、超宗春光寺に轉住の後、(元祿三年)因江庵を春光寺下に移し、其跡に崇芳院並に細川將監室桂光院志願に依りて、貞享元年當寺再建有之、南江山と号し、明治三年迄五人扶持寄附、且祖先以來の位牌當寺にも安置せり。

○西 林 寺 眞宗、大谷派。

太田郷村大字片長字小路にあり。當寺は醫師江村玄雪の開基にして、玄雪は古麓に居住せしが故ありて剃髪名を松吟と改む、本寺は天台宗神宮寺の末院にして白木山西連寺住職たりし。天正年中小西の爲に堂塔焼亡漸く本尊を守護し、當村へ避け、終に眞宗に改宗、八代町光徳寺の徒弟となり明治九年一代居住被廢。明治十年十月庵号公稱。全十二年四月寺号公稱許可せらる。

○專 西 寺 眞宗、大谷派。

太田郷村大字萩原にあり。開基休善は、征西將軍懷良親王の從者坂川右兵衛尉教勝の末孫、坂川休之允教善と云ふ者加藤清正に仕へ、清水休翁と改む。慶長七年眞宗に歸入得度、休善と号し當寺を創立せり。本堂は、明治四十二年三月三十日、火災に罹り本堂庫裡全部焼失。同四十三年六月三十日再建せり。同寺には麥島城主閣の鯨瓦ありしが、火災にて破却せられたるは惜むべし、今其一個のみ残り。

○清 傳 寺 眞宗、東本願寺派。

太田郷村大字片野川にあり、天正十七年、淨心の開基にて、傳説によれば有馬玄蕃頭の弟某の建立する

所なり。文化三年火災に罹り諸堂焼失記録等も亦烏有となれり。

○眞 光 寺 眞宗本派。

太田郷村大字片野川にあり、開基年代不詳なり。

○來 福 寺 眞宗、東本願寺派。

太田郷村大字片長字白石にあり。寛文三年八代町光徳寺徒弟休道の開基なり。年代不詳。

○專 教 寺

太田郷村大字日置にあり。享保十四年の創立にして由緒詳ならず。

○專 徳 寺 眞宗、大谷派。

太田郷村大字井上にあり。開基は明金と云ふ、豊後國緒方莊、嶽小原の住、緒方助左衛門と云ふ者、戰國の砌當國に來り、薙髮して明金と稱し、天正十九年當寺を創立す。傳へ云ふ元と天臺宗の巨利、空正寺と云へるものありしが、(其寺跡を今に字を空正と稱し、其鐘樓の跡を字鐘樓堂と稱し、山門のあとを

三門と稱す。天正十六年小西行長の兵火に罹り焼失す。仍て改宗して眞宗となり、今の地に移り、徳專寺と號す。寶曆年間球磨川洪水の爲め書類流失して記録を存せず。二代目を春益と云ひ、墳墓は空正の内にあり、三代道運現今の地に移轉し明治二十七年三月火災に罹り、傳來の記録盡く焼失す。

徳專寺鐘銘左の如し。

鎮西路、肥之後州、八代城東、井上邑徳專教寺者、舊在邑之僻地、人影常希、現住道運自慨矢其衆縁、相攸於勝地、徙寺、法器亦併備、但以不掛梵鐘、爲缺典矣、粵吾寺有一處女罹病不起、茲歲正徳六丙申孟春十三日、俄爾歸寂改名妙幻、實十有七歲也、慟哭不止、遂貨易其生平資具且交加檀越資助、新鑄巨鐘、以爲法器而助其冥福焉。經曰我至成佛道、名聲超十方、究竟靡所聞、誓不成正覺。是以思之、鐘聲即稱名稱名即鐘聲也、誰測度其妙功用矣。

銘曰

城東梵宇、	古井上邊、	風波永息、	月落德泉、
无量佛力、	不盡善縁、	洪鐘新造、	掛在堂前、
晨聲夕韻、	消却塵纏、	偉吹法螺、	解彼倒懸、
信女妙幻、	超出人天、	資助檀越、	明冥益圓、
住持道運、	作銘而鑄、	長鎮家國、	經萬萬年。

享保改元龍集丙申、

仲冬十三日、

冶工、八代住、池田氏、

銀二百目、當村、佐左衛門。

同 二枚、全、四右衛門。

同五十目、上野村、三平。

古爲亡父追福、

同 百目、本町、勘七。

爲妙契追福、

右之外助志之道俗統者別記、

納書函竟、

徳專寺、三世、

道運 欽誌、

明治二十七年三月罹火災、堂宇庫裡皆版烏有、所餘門與鐘堂而已、雖然梵鐘少破損而止於音聲、爰幸有渡邊氏、以外國之技術、鑄而令發音聲、依隨喜之信者、爲報謝追善名以喜捨助於諸覺、誠不

思議之因縁也。

明治四十年七月四日

德專寺九世住職 嶽小原素春誌

○正 本 寺

眞宗東派。

太田郷村大字日置にあり。慶長の頃、釋了徳の開基にて、始め天臺の古刹なりしが小西行長の破壊せし後眞宗に改めたるものなり。境内に梵字を刻したる板碑あり。又其門前に大永六年の板碑あり是恐らくは天臺宗時代の遺物ならん、板碑は薬師堂の壇上にあり。佛像は雲の上に立てる像に左方に大永六年丙戌月二十二日と刻し、佛像の下には長房と刻せり、然れども破損甚し。

○明浄庵観音堂

太田郷村大字横手字下横手にあり、堂宇は二間方にして、昔時妙浄寺と云へる古刹ありしと云へり。宗門及び創立年代不詳。小西行長の兵火に罹りしものならん、寺迹に観音を安置す。

観音は十一面観音の座像にして、二重臺なり。上は蓮華座高さ二寸五分、下は寶樓臺高さ四寸余、身長一尺三寸右手を屈し上梵施無異の印を結び、左手を胸に屈し寶瓶を持す。後光圓形にして、直徑八寸、

臺座廣一尺五分、彫刻優秀、慶長比の作なりと認めらる。元と浄土宗圓應寺の支配なりしが、今は眞宗の住僧奉仕す。

境内に記念碑あり、村内龜田嘉次郎の功績を表頌したるものなり。高さ十二尺余、天草石を以て造れり。大正五年三月の建碑なり。

○壽 福 菴

太田郷村大字松江にあり。観音立像、右臂を屈し、說法印、左手蓮蕾を持す、長ケ二尺五寸、石佛觀音坐像兩手を合す、左手鐙を持つ、薩州の僧周貫が作なり、鉄筆勇健。

○舊竹原妙見本尊

太田郷村大字井上字鐘樓堂にあり。十一面観音の立像高さ二尺四寸、臺座高さ七寸、右手を揚げ左手を屈し寶瓶を持す。明治三年神佛引分けの時、佛体取除き現今の地に移す。里人崇敬淺からず今に祭事怠らずと云ふ。

○稱念寺

八千把村大字上野の德敬寺支坊なり。元來德敬寺塔中なりしが明治十二年四月寺號公稱許可せらる。

○隆法寺

八千把村大字古閑字立原にあり。開基の年代不詳。祖先は淨智と云ひ慶長年間一字を再興す、淨智は本姓田邊孫右衛門と稱して豊前の産なり、松向寺殿三齊に隨行當國に來り、公の命を蒙り、出家得度淨智と改む、永代庵たり。寛永十一年三齊公の妾室立法院殿尼公、堂宇再興し、喚鐘並觀音經寄附。洛陽清巖和尚八代に來り、城内滯留中三齊公に伴はれ來り遊興の狂歌あり、今傳はれりといふ。明治十二年寺號公稱許可せらる。

○西雲寺

眞宗東派。

八千把村大字海士江にあり。慶長五年小早川玄蕃之丞宗一落飾して僧となり、寺を建て、光德寺と稱せしか、延寶五年丁巳二月十五日、殘哲の時派替りの際、東本願寺の門末となり、西雲寺と改号せしものなり。

小早川玄蕃の丞宗一は小早川源次郎九十三代の後胤にして、宗興與方村上源氏の男にして名和又太郎長年の出なり、肥後宇土城主伯耆左兵衛顯孝の甥なり、始伯耆太郎與正と云ひ小早川家を相續し小早川宗一と稱し剃髮して宗一入道白明と号す。

宗一か僧となりし事は、最も其の義心の堅き鉄石心より處決したるものなるを以て左に略記す。
慶長五年小西攝津守行長於關原忠死矣、宇土城加藤主計頭清正伐敗之城兵盡落去焉、玄蕃之丞宗一蟄居尼江村、白石萬貫之助長重、遁命於鹿島村、與宗一欲清正爲災害、志者雖悍乎身者落魄、因此不遂事、肥後一統公立宛給於清正、因之清正爲國主矣、國主清正、招玄蕃丞宗一不應其召、再三使以促之、不行使者責宗一、宗一曰、僕事行長、行長對僕以賓客之禮、其之道厚、坐則同席、食則分味焉。文祿三年春、發駕於八代、一日登飯盛山、坐烽火臺而設宴、醉後採手蜜言曰、我有大望、先欲敗筑城君、爲將索象而以責前筑之城、君力强而勢敵手百人、智策共多々現戰功、萬里在人耳矣、死者天命、不可遁、我不得志而死者、我家必取之、今以我家約讓君、君必勸宗一成商人而徘徊於筑前州國城中、或地理之要械以歸矣、時行、行長、與石田三成而、於關原大戰、軍敗而死焉、今宗一忘行長高恩事君則後行于黃泉而以何言乎對於行長哉、示不事之趣、返使者、使者歸後採刀以剪髮法名号宗一入道白明矣。國主清正沒取宗一領地尼士江村屋園長免許再往之事每歲百俵賜之焉。(小早川家の舊記に依る)

○觀 照 寺 眞宗、大谷派。

八千把村大字會地明須和にあり。往時は見性寺といふ、禪刹にして、大樂寺、願成寺、觀照寺等本末四寺共に當所にあり。天正年中小西燒毀の際分離、本寺見性寺は八代町に再興、當寺開祖淨祐小庵を結び、獨居の砌眞宗に歸し、正保二年三月一字を創立せり。

○淨 澤 寺 眞宗。

八千把村大字古閑にあり當寺は淨專の開基なり。俗姓は平氏にして緒方氏、其祖先乱世を避け、五家莊に山居し、世治まりて後、其の一族菩提を吊はんが爲め、片野川淨願寺に住居す、小西破却後、古閑に轉居し、寛永三年淨澤寺と改め再興せり。

○虛 空 藏 堂。

八千把村大字古閑にあり。細川忠興の老女、立法院の建立に係る。大阪より來れる郡主馬、此の堂に參り尋ねて狂歌あり。

なぐさみにお出でのさきの名をとへば

ここへ一つの虚空藏とや

○觀 正 寺 眞宗。

八千把村大字大村にあり。正保六年三月十七日、藤岡清祐の建立せしものなり。

○德 敬 寺 眞宗。

八千村大字上野にあり。天正十年左近太夫重知没落して、壽玄と号し、當寺を建立せしものなり。當寺の住職土生重高は、土生太郎土中之亟重金の末葉なり。數代を経て、重知の父重武の世に至り、信長と合同したりしも、明智光秀の爲め攻め落されて、僧となり、當代に傳はりしものなり、而して土生の姓を代々用ふるに至りしは、實に左の繪旨に因みたるものなり。

繪旨の寫

釋 狀

藤原高金朝臣土生土中之亟重金、此土生三國不可有類、日本只一人也、太郎者、土弟に填生可名乘也、故依有之、右又御門爲守護番、大和國高市郡一郡允許者也。

年正月三日

人皇四十二代重院文武天皇

土生土中亟方へ

又土中亟重金十六代の孫重明は、頼朝に事へし人にして、左の教書を受領せしことありと云ふ。

御教書

兵衛

報乍小地川内國、

貳百八十六町宛進置所、

如件付爲遊山之鷹鳥野

場免置者也。

源將軍兵衛

正治二年二月五日頼朝花押

藤原高金卿朝臣土生

末次平馬

境内に妙見神來朝の時、船を繋かれし碇石と云ひ傳ふる石あり。鮮苔に包まる、長五尺二寸、廻り三尺位にして、不等邊形のものなり。

○法敬寺

眞宗、大谷派。

松高村字屋敷廻りにあり。創立由緒不詳。

○法燈寺

眞宗、大谷派。

松高村大字松崎にあり。田邊四郎左衛門剃髮して眞惠と号し、寛保元年四月一字を創立す。文政年間中絶せり後堂宇焼失ししも再建せり。明治三十四年九月再興許可せらる。

○高島觀音堂

松高村字高島にあり。高島又竹島と云ふ、周圍十五町余岸下處々に觀音梵字等あり、相傳ふ薩州の禪僧周貫の彫刻する所なりと、四時賽人絶へす。古麓稻荷神社と兩々相對して、八代の名勝たり。郡築新地埋築前は、海水脚下に去來し、白鷗眼前に飛翔し、眼界廣濶にして天草の島嶼を望み頗る景趣に富みしが今は昔日の眺望なくも四時參詣者多し。

觀音の傳説

往昔征西將軍宮八代の沖御通航の際、高島山に紫雲かかり彩雲岩石を蔽ふ、將軍宮不思議の事に思召し、此の嶋の石にて佛像を刻むへしとのたまう。然るに其の後破れたる衣着たる一人の異人現は

れ、某觀世音の尊像を工むべしと云ひて消へ失せぬ。其の後世乱れて、其の事なかりしが、數年を経て先きに現はれたる異人再び出て、工を始め、一七日にして觀音の尊像成就す。釋尊、辨天、四天王、梵字等二七日にして成る。以上三七日の間力神二体、龍神神重出てて工を助く、成就の後異人は黒き雲に乗して南方へ去る、其の行先を知るものなしといふ。七月十四日の夜、島の未申の一端より火出て北角の萬燈をこもすと云ふ。寶曆五年八代城下大洪水ありて危かりし時、四天王の石東に倒れ、爲に堤防の一角を破壊し、さも氾濫せる大水一時に海面に吐き出て、城下の急を救ふことを得たりと云ふ。其の後八代の海、大波立ち騒きし時、蓮の葉を以て波を鎮め給ふ。今に海波の難を免れ、國家安全、武運長久を守護し、疫病を除き、疱瘡を安からしめ給ふ。一度詣つれば、壽福を與へ、二度詣つれば息災延命を保たしめ、三度詣つれば後生極樂を救ひ給ふ。此の島賑かにすれば城下繁昌五穀成熟年豊なりと云傳のまを茲に記す。

○向龍山大法寺

眞宗。

千丁村大字大牟田にあり。同寺は元東海山觀音寺と號し、桓武天皇延暦年中、莊善大師の開基にして、釋迦院四十九院の一なりし。本尊は聖觀音なり、唐土の靈像を肥前松浦より移し奉る。脇立不動毘沙門

とも同大師の作なりと云ふ。古は極月大晦日に不思議にも音樂の聲聞へしとなり。永正の比、上土城主岩崎主馬の再建する所にして、多くの寺領を寄附し、祈禱所たりし。永正二年乙丑霜月、領内古閑淵前の邊に、蘭草を植て、一郷の民の爲にす。全十五年天下大に飢ゆ。里民蘭草の爲め難を免かる。天正年間小西行長の兵燹に罹り、諸堂悉く燒毀せり。慶長十五年、釋空誓大に奮起し、眞空に歸し、各地に行脚して淨財を鳩め、遂に全十八年癸丑二月十五日、本堂、庫裡、鐘樓門を造立し、熊本順正寺の徒弟となり、眞宗に改む。從來の本尊觀音は、上土城跡に小堂を建て、茲に安置し奉りたりと云ふ。

○藥師堂

千丁村大字吉王丸字秋持にあり。往昔は、西音寺の本尊なりしが、全寺は釋迦院の末寺にて、天正年間小西行長の爲め燒毀らる。小西滅亡の後、十善和尚歸り來て此地に安置す。

○明壽寺

千丁村大字古閑出にあり。明治十五年千丁村大字新牟田、圓滿寺の僧、有馬慈門、全地に寺なきを憂ひ、地方有志と圖り、一ツの説教場を建設す。明治の初年、全國寺院の移轉の自由を許され、野津村勝專坊の寺内、明壽寺、隣村和鹿島に移り、後數年全寺に住職入滅して嗣なし、時に慈門の子、謙善得度して

同寺の住職となり明治四十二年明壽寺の跡を襲き、本説教場を修築し純然たる寺院となせり。

○阿彌堂

千丁村大字新牟田にあり。本堂は、加藤社境内にありて、本尊の阿彌陀如來は慈覺大師の作なりと云傳ふ。開基年代不詳。古は浮島にありしと云ふ。

○岩崎觀音堂

千丁村大字大牟田にあり。元上土城跡の一部にして、大法寺眞宗に改めしより、茲に小堂を建て移し奉れり。本尊は聖觀音菩薩、渡唐の靈像にして、脇立は不動尊と毘沙門天なり。不動尊は、裝善の作、毘沙門天は昔時漁人大無田の沖にて網を曳きたる時網にかかれりと云ひ傳ふ。此觀音に三つの不思議あり、一つは時として深更に音樂四方に響き、二つは三十三面に當つて遠國に出現して惡衆を教化し、三つには安置し奉る處の檀の内に極月二十五日煤拂に人納めざれども、三十三文の錢納めありと云ひ傳ふ。境内前面右側に四脚堂あり南に面す、上段には石像を彫刻したる板碑の破片あり、像は衣冠を着けたる佛体にて、閻魔王の像なるへし、悉く破碎して完全ならず、治國安民等の文字仄かに見ゆ、此碑は久しく土中に埋没せられたるか如し。此堂は元岩崎主馬の墳墓の上にありしを改葬し、今は此地に移し、堂の

下には岩崎主馬の墓の埋没品を埋めありと云ふ。

本尊觀音は數百年を経たるものなるも、近世彩色を加へたり。

○光誓寺 眞宗、東派。

千丁村大字大牟田にあり。元熊本延壽寺の末寺なりしが、明治九年、宗規に依り、本山の直末となれり、海月山と號す。元天臺宗にて開基年代不詳。元龜天正の比相良氏の臣上土の城主村山飛彈守の菩提所たり。飛彈守は宮原城主橋公忠の族、伊藤大和守の嫡男なり。天正九年十二月二日響原の戰に於て討死し、子孫散在せり、其族村山又太郎橋公定の子、一太郎橋定次、菩提寺の廢絶を歎き、一家追福の爲め、剃髮して寛文十年八月法號を空悅と改め、舊寺跡より、現今の地に移し、延寶五年丁巳二月十五日、京都東本願寺より印章を得て、眞宗海月山光誓寺と稱し、空悅を以て開祖とす。子孫法燈を繼ぎ、當今に至る十一世なり。

村山飛彈守の墳墓は舊光誓寺の跡に存す。

○圓滿寺 眞宗、西派。

千丁村大字新牟田にあり。寛文二年玉名郡山下村安養寺長男了傳分家、全寺の末寺なりしが、明治九年四月、宗規を改定するに當り、西派本山末寺となれり。

全寺重寶本願寺八代目、蓮如上人眞筆大幅六字名號一幅、加藤清正薩摩征伐の時、供奉せしものなり、名號無の字傍に血痕附着す、其後本願寺の寶庫にありしものを安養寺に賜はり、之を全寺より分家の際、奉持したるものなり。

○西 音 寺 眞宗、本願寺派。

千丁村大字吉王丸にあり。元和九年祐了の開基にして、圓満寺の末庵なりしが、明治九年本山末寺となれり。

○吉 祥 院 眞言宗。

千丁村大字大牟田にあり。創祖大光院宗海、永祿七年京都寶院より免許を受け、吉王丸村、氏神日吉宮を守護す、其の子、順海、上土の古城主岩崎主馬之を勸請し、正觀音懸持にて守護、三代目第清に至り吉祥院と改院す。天正十八年、大牟田に居住。明治維新神佛混合廢止の際、神勤を止め、眞言宗に歸入免許せらる。

○花 立 地 藏

千丁村大字吉王丸にあり。現今役場のある所は昔海上にて而かも浮島なりし由、浮島に有地藏尊あり、釋迦院開祖、裝善大師尊信厚く、遠路日を定めて參拜せられたり、然りと雖海上風波時に到ることあり、浮島に達すること能はず、故に此地に花を立て、遙に地藏尊を拜跪したりと云ふ。是れ其の名の起る所なり。

○龍峯山玉泉寺 臨濟宗。

龍峯村大字岡中村にあり。本尊地藏菩薩龍峯山と号す。嘉應承安の間、平重盛の建立する所。一説平盛開山を、月山禪譽と云ふ、其墓境内にあり。天正の始、相良義陽祈願所とし莊田數町を寄附す。天正九年十二月月二日響原にて玉井院僧戰死す當時の住僧が長領の時、堂宇を焚く、唯本尊諸佛のみ聖德太子の作小池の中に潜して難を逃る。慶長六年草堂を立て、本尊を安置す、延寶五年夏釋迦院禪瑞和尚此に來て古刹の廢壤を歎き、四方の信力を勸募し工を八月に始め翌年春佛殿を營建し、元祿三年、又僧舎を造る。元祿六年、禪瑞故有て釋迦院を退き、暫く玉泉に住持す。後寺を鉄雲に讓て、筑後に赴く。禪瑞は始め玉泉寺の傍吉田宗庵か家に宿元祿十年妙心寺の末となる、同寺に安置せる平重

盛位牌左の如し。

治承三己亥年

堂山創建檀那小松内府性空淨蓮大禪定門。

八月朔日

全寺に石叟の作観音の像あり、銅像にて製作優秀なりと云ふ。

玉井院慶秀が墓は、龍峯村大字岡中字平原の樹林中にあり、板石の上部、中央に一圓相を刻し、二世の眞院慶秀和尚右に天正〇五天左に〇月七日造立とあり、里人山伏の墓と稱す。

一、本尊地藏菩薩、座像長二尺八寸、蓮華座六寸八分、台座六角面巾二尺、圓形の後光、經二尺、右の手中指と二指と大指とを結び、左手玉を持つ、總高五尺、聖德太子作。

一、脇侍不動明王、多聞天各長三尺。不動弘法大師作
多聞眞慶作

一、聖德太子像、直作。

一、聖觀音銅佛座像、頭に寶冠を戴き被を掩ふ、左手を地に付け手を衣の袖に包む、右の膝を斜に立て、左の膝を屈す、右の手を膝の上に乗す、身長八寸、被には銀象眼を嵌め、草等の模様を現はす製作優秀なり、背面に銀象眼にて石叟の銘あり。

一大悲圓滿國師の木像、一軀。

一大幅涅槃像、長十二尺巾十尺、兆殿司の筆。

寛文十三年二月、高塚安左衛門正定、金子勝右衛門重定、古田十助政甫及正定室、梅岳兵慧寒信女の寄附なりと云ふ。後方の鎮守堂に、左の五神を鎮座せり。

天照大神宮、 祇園牛頭天王、 妙見大菩薩、 秋葉大權現、 天滿宮。

○光巖寺 眞宗、西派。

八龍峯村興善寺四郎丸にあり。天文十七年甲戌二月創立、寺内に光勝寺、善覺寺等の寺院あり。

光勝寺は、寶曆十三年三月創立。明治十二年八月公稱許可。善覺寺は、元文元年三月創立。明治十二年月十一日公稱許可。兩寺共眞宗西派なり。

○法輪寺 眞宗、西派。

龍峯村大字岡小路字小路にあり、寛永元甲子年三月五日創立。

境内に庵室あり、慶信庵と号す。

慶信庵は、法輪寺の末庵なり。明治五年九月十日創立。

○西川田観音堂

龍峯村大字西川田京坪にあり、本堂には、観音彌陀の像脇立等種々の佛体を安置す、観音は十一面観音坐像、身長一尺七寸後光形状船形にして、高二尺三寸五分右の手に、寶瓶を持す、佛像の底に妙法蓮華經、元祿二〇〇大佛士丈右衛門と墨書す、兩脇には不動毘沙門の二体の佛像あり。彌陀は坐像身長一尺三寸後光二尺三寸、蓮華坐四寸中段二寸五分、下段蓮葉高五寸兩手は施無異の印を結び、膝の上に置く、全長三尺五寸、兩脇に勢至観音の脇侍を立つ。

彌陀は元大字西川田字佃阿彌陀山、寶樹菴にありしか、近年住僧なく廢絶したるを以て、現今の堂に合併す。寶樹菴は曹洞宗の尼菴にて、明治維新前迄尼僧住持せり。文書寫。

首座號。

現住元光菴、祖貞尼、上座爰舍衣資之餘財、以助祖山修造之緣、則有一篋之功、焉可謂不一心失祖恩者也、是以輿議使尼上座得於其沒後、稱主坐矣、蓋顯其功也、因證之。

勅特賜大晃明覺禪師

嘉永五年壬子

永平見住臥雲判

授元光菴祖貞尼首座

○鍛冶林觀音堂

龍峯村大字岡谷川字前川にあり、正觀音立像身長二尺二寸三分、台蓮葉座高三寸、右手垂下掌を前に向け、左手に寶瓶を持ち胸に付、左右の肱より天衣を垂る、木造脊に十方佛、南無妙法蓮華經、建久の文仄かに見ゆ、製作古色を帯び、優秀なり、其傍閻魔王を彫刻せる石碑の破片あり寶冠の像二体を刻せり、千丁村大牟田、岩崎堂にある石碑と同一なるか如し。開基年代不詳。

○ケンボン堂

増長山洪福寺迹。

龍峯村大字岡中村字行西にあり、里人ケンボン堂と号す、如意輪觀音を安置す、身長一尺三寸五分座像、蓮華坐三寸、右上手を頬に當て、掌を伸ぶ、肱は膝の上に乗す、全第二手に玉を持ち第三手に大指と中指を屈し人指と小指を伸ぶ、左手第一は直下し掌を膝の位置に伸ぶ、全二手は蓮の卷葉を持ち、第三手は、蓮蕾を持ち、肱を内に平かに曲ぐ、蓮花は顔の左に近く持つ、足は右の膝を曲げ直立す、後光圓形輪徑九寸、堂の後方に板碑あり、彌陀三尊の像を彫刻しありと雖も風化して不明。

古は洪福寺、光福寺 伽藍地なりと云へども、開基不明。棟札に天文十六年、前の肥州大守建立とあり。當寺は舊鎌倉建長寺の末にて禪刹なりしと云ふ。此小堂に位牌あり、銘に洪福寺殿前肥筑太守義天明綱大禪定門神祇、永正甲子二月十五日とあり。此位牌享保の比、當村玉泉寺の禪堂に移したりと云ふ。洪

福寺殿は菊池能運の法号なり、されば能運菩提の爲め建立せし寺院なりしが小西の乱に焼失したるものなるべし。如意輪堂の南方十間内外の地点に五輪塔三基あり其大なるを菊池能運の墓なりと云ふ高四尺三寸五分正面三間位の地点に南天樹の下に五輪塔あり、塔石散逸して上輪一個存す。何人の墓なるを知らず。其近傍には多数の無縫塔あり。是恐らくは洪福寺住僧の古墳ならんか。

肥後國誌曰、菊池能運墓洪福寺の廢跡如意輪堂の南にあり、里俗此所を建翁齋と云ふ。石碑五輪塔石に彌陀三尊の像を彫て文字不分明。略史には菊池能運天文の比肥後筑後を領して隈府城に在すとあり云々。

現今實際に付取調べれば、五輪塔には文字其他彫刻なし、板碑に三尊を刻せり、板碑は左右に板石を建石屋根を葺ひありしが、今は板石は傾斜し、蓋石は落下し、反かに佛像を見るを得るのみ。

肥後國誌の補記曰、本書菊池郡森山城始末の大略曰、二十二代肥後守能運祖父爲邦の弟宇土彈正爲光、能運を亡し、家領を奪はんとし所々に於て合戦し云々。文龜三年十月能運舊臣等に謀り爲光父子共に一戦に亡ぶ、能運も重創を蒙り、八代岡城に到て卒す、年二十三、號洪福寺殿前肥筑太守義天明綱大禪定門岡村の山中に葬り、一寺を建て號増長山洪福寺云々。

陣迹誌曰、菊池能運墓は道後郷岡中村にあり。能運は重朝の長子也、嗣て肥後の守護たり、永正元年三月隈府に於て卒す、正觀寺に葬る。相良長毎、能運に歸隨し互に懇意あり。

洞然長狀曰、能運様云々中路、御使正觀寺之塔守東松軒下向候て、敵城へ被仰線候之間、終被上意顯忠甲子二月七日落城候、即時長毎在城候、豐福事も同然、知行候、然者不經時日、必隈府へ致參上、被是遂御禮、猶深重可得尊意之由候之處、三月急度御遠行之條、誠々に無念之次第、被押愁候、後其恩遇を報せんが爲、領内岡村に光福寺を草創し、境内に五輪石を建て勸請墓をす。

今光福寺廢して、草堂に本尊如意輪觀音を安置す、堂中、古位牌あり、其面に曰肥筑太守光福寺殿義天綱明大禪定門、其背に曰、永正元年甲子二月十五日逝去、今は玉泉寺の祖師堂に遷す。

編者菊池能運は相良長毎と深く親み名和顯忠をして城を長毎に譲らしむ、能運始め武運と稱す。宇土爲光の襲ふ所となり、島原に逃がれ流寓す。文龜三年九月菊池家の老臣能運を奉して、義兵を興し爲光を討ち、大に高瀬に戦ふ、能運重傷を蒙り、永正元年甲子二月十五日二十五歳にて卒去、正觀寺の實相院に葬り、法名を實相院殿儀天英忠大居士と號す、是を以て相良長毎は深く能運の戦没を悲み、當地に洪福寺を建立し其追福を修めしと云ふ。現今菊池神社所有能運の像は國寶に編入せらる。

○鎮 守 堂

龍峯村大字興善寺字志水にあり。里人地名を稻荷と云ふ、新宮、又は若宮とも云ふ。堂中に梵字を刻し

正平五年〇〇〇の文字あり。石碑あり。昔時興善寺の鎮守なりしと云ふ。又征西將軍宮、菊池より八代へ入御の時、當寺に休息し給ひ、御腰を掛けられたる石なりとも云ふ、又地底には墓石埋没しありと云ふ。境内堂前に五輪塔大小二個あり、梵字四方に刻すびん等の四字あり、大は高一尺三寸、廻五尺九寸四分、小は周圍四尺直徑一尺、圓中に梵字を刻す孔等の四梵字を刻せり、何人の墳墓なりしか不明なり。正平の板碑を本尊とするより考ふれば、興善寺城に關係あるもの、如し。

○地 藏 堂

龍峯村大字岡中字野中にあり。本尊板碑地藏尊、石質風化して彫刻せる佛体不明なり、碑幅二尺五寸位高四尺内外、半ば土中に埋れ、中央にぬの種字あり靈驗顯著なりとて參詣人多し。

○明 言 院

眞言宗、醍醐三法院の末寺。

龍峯村大字興善寺字馬場にあり。本尊は千手觀音の立像なり、内陣に日羅作昆沙門天の立像あり。國寶に編入せらる。萬治二年七月十八日創立。元三間四面の本堂なりしが明治四十三年九月二十七日三間半四面御拜一間に二間の改築をなせり。境内三百三坪境内に石佛彌陀、勢至、觀音の三体を安置す。

明言院は元と、龜峰山興善寺跡なり、天臺の古刹にて、高倉帝治承二年、小松内府重盛領國の時、肥後守平貞能代官として、國中に七堂伽藍を建立せり其一也と云ふ、重盛の露牌當寺廢迹の觀音堂中にあり其銘に小松内府淨運大居士とあり。今は其靈牌見へず玉泉寺の佛殿にあり如何なる故なるか其後名和相良氏相續で寺領寄附せらると云ふ。又征西將軍宮も御參詣ありしと云ふ。天正の末小西行長の兵燹に罹り燒燼す、本尊千手觀音、聖徳太子の作、其外十二天の内風天のみ残り。寛永の初八代城代、加藤右馬允正方か、與力普請奉行津川茂兵衛定敏、草堂を結びて本尊を安置す。其後元祿の始當山派山伏明言院秀盛秀盛は三齊公豊前より召連ら堂れし文學院西性が嫡孫なり堂守となり、子孫相續て之を守る。今も境内に仁王門の礎石馬場塔頭諸堂の礎石、叢底に埋れ、經塚手水鉢五重塔の跡等存す。天文五年の石碑残り。

近世境内地に鉄を入るれば布目瓦を出す、紋様古雅にして製作優秀、奈良法隆寺の瓦に類似し、平安朝時代の瓦なり、以て興善寺の建造物は、平安朝時代の巨刹なることを證するに足る。境外所有地に、天文十五年の板碑あり、形狀將碁の駒の如し、上に圓中ちゅう字を刻し、三行に法名あり、其下行に諸佛の號を刻し、肥〇〇八代庄太田郷興善寺七郎左衛門尉とあり、何人の供養碑なるか詳ならず。

興善寺廢迹に西長時の墓あり、長時は相良爲續の第四子、伊勢守長岐の子興善寺關の城代たり、長時は次郎兵衛と稱す、父長岐の跡を繼て、城代たり、法號蓮室休清居士と稱す、年月詳ならず。

護國山顯興禪寺之緣起

抑當寺は、敏達天皇の御宇十二年、日羅上人開基にて、本尊千手觀世音菩薩は聖德太子の御作にて、身長五尺八寸九分臺共七尺なる本尊を勸請し、自ら昆沙門天の木像を製作す、脇立昆沙門天のみ、昆沙門天は身長四尺七寸、臺共五尺、日羅太子の御作にて治承二年六月高倉帝の御宇、天台宗となる、時しも大政大臣平清盛大功田として、八代莊を領する時、其子小松内大臣平重盛公領國のとき、平家の一族從五位上行肥後守平貞能に命し、祈願所として國中に七大伽藍を建立す。是其一也。延元二年丁酉三月、菊池肥後守藤原武光、奏請して、式部卿の宮に征西將軍第九の皇子を肥後國に下向し給ひ、八代に御館を構へ住居し給ひ、九州處々の合戦に大將軍として、菊池武光得勝利、九國を治む、大方和尚、時其後正平七年征西將軍懷良親王、御再建の依命其濫觴者、名和伯耆守源顯興數代無二の忠義を感じ給ひ、諸將に命して顯興冥福の爲にとて本堂七間四面の伽藍作り、唐瓦葺き干地建立し顯興田地十八町を以て、寺領せらる。其外尙七神佛閣の莊嚴善盡し美盡せり。當時住職王潤和尚宗燦と云ふは、曹洞宗の名師にて、本尊救世菩薩は聖德太子の御作により、靈驗殊に不思議にて寄附の莊園高田の郷に數ヶ所の名而已残れり。征西將軍供奉の公卿には、洞院權大納言親弘、竹林院三位、中將、隆眞、春日中納言興文、花山院四位少將、基直、土御門少將朝春、坊城三位有代葉左衛門の督惟言、日野左少辨資舜、同左少辨國光、北畠中納言信親、高倉少將重群、高辻三位、錦小路皇太后官匡季、花園中將光合、九條大外記、

同主水、菊亭左兵衛督豊具、正親町出羽秀宇、坊門中將公永、鷹司少將、北山中將、高倉宰相、中將錦小路右大辨、冷泉少將也。武臣には、新田の一族、岩松相摸守盛依、世良田大膳大輔貞國、田中彈正大弼義道、桃井右京亮直邦、江田丹後守良宗、山名因幡守民政、堀口三郎實直、里見十郎貞堅、島小次郎利清、宇津宮刑部大輔眞忠。國待には千葉刑部大輔胤貞、宇都宮民部大輔氏紀、同壹岐守清德、大村彈正少弼基明、加屋兵部大輔昌雄、城右馬頭親昭、熊谷豊後守、同民部大輔、松田丹後守、同出羽守、佐々木四郎兵衛等、都合壹千余人、名和伯耆守顯興、同修理亮供奉の大將一族郎徒五百余人にて、肥後に下向し、菊池肥後守武光と共に將軍宮を補佐し奉り、所々の戦功に依て、太宰府筑後阿蘇高瀬の城主皆々幕下に隨ひ、筑紫一統に靜謐せり。依之將軍宮を八代内河に御所を建て、關西親王と稱し奉る。名和伯耆大夫泰興、古麓の城に移る、飯盛山丸山勝尾、鷲尾などと云ふは、皆卿相の居城なり、武威和漢に輝けり。顯興入道して紹寬と号す、豊福に居住す。幕下に從ふ城主には豊福の城に名和の長臣加悅飛彈守長秀を城代とす。網田の城に杵築越後、矢崎の城に東右衛門、益城阿高城に三谷刑部左衛門、八代岡の城に佐々木宮内左衛門、高光、興善寺の城に本郷市松忠行、吉本の城に東掃部、南種山城に蓑田五兵衛、早尾草葉城に伊賀野二郎同三郎、大牟田の城に蜂須賀越後入道、岩崎主馬、葦北田浦の城に進惡兵衛眞春、佐敷の城に上神出羽、津奈木に加悅越前泰行、三谷丹波行長、竹間半内兵衛氏安、水俣の城に本郷式部大夫家久等、何れも名和泰興の下知を受け、文武の政道怠らず、君臣の禮嚴重なり、名和彈

正少弼興直左衛佐教長、彈正少弼興忠左兵衛佐重俊、彈正大弼武興迄子孫相續して、軍功最秀たり、所々の城主悉く幕下に従はずと云ふことなし、茲を以て征西將軍其武威を感じ給ひしなり。然るに武興の代に和平の儀にて、永正元年古麓の城を、相良三郎爲續に渡して、宇土に在城せり。興善寺の城に相良伊勢守長次城番す、相續して當時の大檀那となる。然るに天正九年十二月二日、相良修理大夫義陽響原に於戦死後一家の郎徒球磨に退く。同十年薩州島津義久の猛勢襲ひ來て國中の城を改め落し戦乱止む時なし夫れ而已ならず同十六年宇土城主小西攝津守行長邪惡の宗風に依て己が領内の社寺悉く焼失す、當寺も此の災に逢へり、漸く佛像のみ殘れり、惜哉寺寶什物燼滅して焦土となれり。然る處に寛永年中、八代城主加藤右馬允正方、此寺の廢絶せんことを歎き、與力津川茂兵衛定敏造營の役を蒙り、一字を建て本尊を安置す。時移り物換り星霜を経て、誰か是を修補せんや、破風落ちて月半夜の燈明を捧げ、蕩破れて暮の香を焼くとかや、秀盛再興の志願ありと雖貧窮無産にして誠には是れ修理の力に及ばざる處なり、十方檀那の信施を勧め漸く草堂を構へ、國家安全御武運長久、五穀豊穰、厄難消滅を祈るのみ、殊に本尊千手千眼の施无畏は、一切衆生を救ふへき、誓願在せば信受し名號を唱へんもの、請願満足せすと云ふことなし、仰くへし信すべきなり、往昔の事跡九牛の一毛筆に殘すものならん。

堂床一反二畝歩、万治二年乙亥七月、杉本院弟秀盛、當時の養子となり、秀盛奉願候處、御赦免被仰付、當院建立仕候中興是也。愚父文學院西性者、豊之前州産なり、寛永九年、從參議三齊公に而、杉本院養

清法印、文學院西性、供奉而來八代老而此地に休す。

關西親王當時庭前の石に御腰を掛け玉ふ、後には人近きは怪しき病をなすに依て、山中に捨つ、里老に告げありて今は鎮守と崇む、當時中坊舎參拾五坊、長善坊、坊屋舖に建立せられ、小松内府重盛公、御創立之依命五七の桐上紋迄賜りたり、重盛の位牌其銘に小松内府性空淨蓮大禪定門、治承三己亥年八月朔日とあるが、肥後國史略には、小松内府淨蓮大居士享保二十年の頃より、玉泉寺の禪堂に見ゆ如何なる故にやとあり。墳墓の條に曰西に長時の基あり、長時の父は、相良爲續第四の子、伊勢守長皎と稱し、關の城代たり、長時は次郎兵衛と稱し、父長皎に繼ひて、關の城代となる、法號達寶休清居士年月不詳、悟眞寺に記す、本堂七間四面、南向に建立し給ひ、辰巳に鎮守、西に經堂、東に迦藍を有す、五重塔の塔、天文五年の石碑殘れり。

神丸、龜丸、大茂、金ノ丸、四郎丸、巳ノ平、辻苑、引地、以上八名。

徳積、醫療田、禪覺寺、坊屋舖、關、仁王門、馬場川、船頭屋舖を寺領追薦の資とせらる。

右當時に依りこの名なるべし、船頭屋舖干今晴天の夜船魂の聲あり、經堂の蹟、輪藏の臺石あり、唐瓦散在せり古佛像多し長善坊、塔屋舖あり。

右縁起之通り相認候也。

元祿三庚午年三月

權大僧都明言院定盛謹識

右縁起の通り謄寫す

佛像左に掲ぐ

一、脇立不動尊、木像身長三尺三寸五分臺共三尺七寸六分四厘五寸三分立像作者不詳。

一、脇立毘沙門天、木像身長三尺五寸臺共三尺七寸立像作者不詳。

一、脇立毘沙門天、木像身長四尺七寸臺共五尺中空立像日羅太子作。明治二十九年四月十四日内務省告示第三十九號ニテ甲種四等國寶ニ指定セラレ。

一、脇立弘法大師、木像身長九寸臺共一尺四寸座像行基菩薩作。

一、脇立拾二天、木像身長各々一尺三寸立像臺共一尺七寸七分右全作。

一境内に石佛三尊各々四尺六寸臺共五尺三寸享保九年甲辰七月二十二日、當村惣次郎當病平癒願成就の爲とあり、本堂七間四面の中心を踏歩せば亡すと、六名に告げあり依て奉寄進石燈籠南無阿彌陀佛、元祿十年丁巳歲閏二月十八日、興善寺村長右衛門、彌右門、大兵衛、甚三郎、長助、加左衛門の寄附にて、石燈籠を献立し右中心の古跡を存置すと記せり。萬治二年迄當寺を顯興善寺と唱へありしも、同年奉願秀盛より、明言院と号す、醍醐三寶院派の修験にして、同院の末に屬す、本尊開扉は、春彼岸中日より翌日の二日とす。

開基日羅、大方恢和尚、御再建の時住、宗燦より青山に至る迄不詳。青山は天正九年十一月三十日迄法務を勤めたり、其後住長善坊春清、後を繼ぎ、良舜、庄海、清快、秀盛、定盛、勝清、眞海、幽泉、龍

岩、龍雲、龍性、龍海、秀盛、亡玄、秀、當住。

毘沙門天王立像の傳記 (口繪参照)

一、毘沙門天、木像身長四尺七寸臺共五尺中空。

當寺者敏達天皇の御宇十二年日羅上人開基にて、治承二年六月小松内大臣重盛公領國の時、平家の一族、從五位上行肥後守平貞能に命じて、當寺を創立し、本尊並に脇立毘沙門天を安置せられ、其後正平七年、當時の住職玉潤和尚宗燦の代、征西將軍懷良親王の御再建、被爲在、其濫觴は、名和伯耆守源顯興數代无二の忠志を感じ給ひ、諸將に命じて顯興冥福の爲にとて、本堂七間四面の迦藍作り、唐瓦葺を建立し給へり、其外堂社佛閣善蓋美盡せり、然るに脇立毘沙門天は、日羅太子の御作にして、靈驗殊に不思議福德を興へ身命を助くる像なり、征西將軍供奉の公卿武官都合一千餘人とかや、名和伯耆守顯興子孫相續して、軍功最秀たり、所々の城主悉く幕下に隨はずと云ふことなし、ここを以て征西將軍其武威を感じ給ひしなり。然る處天正十六年宇土の城主小西攝津守行長邪惡の宗風に依て、己が領内の寺社悉く焼失事、當寺もこの災に遭へり。漸く本尊及脇立毘沙門天のみ當時の東長七、竹藪の元藁積の中に残り給ひしは、實に不思議と謂ふべし、是れ靈像なるが故なり、惜成寺寶什物燼滅して、焦土となりしことを。寛永年中八代の城加藤右馬允正方此寺の絶滅せんことを歎き、與力の侍津川茂兵衛定敏造營の役を蒙り一字を建て本尊を安置す。時移り物換り星

移りて、誰か是を修理せんや。秀盛再興の志願ありと雖、貧窮無福にして修験の力に及ばず、十方檀那の信施を受けて、漸く草堂を構へ、國家安全、御武運長久、五穀豊登、厄難消除を祈るのみ。

元祿三庚午年三月

權大僧都明言院定盛謹誠

○蓮華庵

龍峰村大字岡小路にあり、開基年代詳ならず。本尊藥師如來を安置す。昔時は眞言の古刹なりしに、後曹洞宗悟眞寺の末庵となり、徒弟をして安住せしむ。元祿十五壬辰三月一日末庵創立。

肥後國誌に曰、境内に石碑あり、銘に華岳連榮居士、天文二十二癸丑二月十七日として和歌あり。ここをさりかしこに行くも身ひとつの

もとの生れはもとにこそあれ。

陣述誌曰、西長陵墓、岡小路村蓮華寺跡にあり、相良爲續第四子也、始は相良伊勢守と稱す、後に西と名字を改め、家臣となる。八代事跡考作長次次又作續今從本書興善寺村關の城代たり。墓標の銘華嶽蓮榮居士天文二十二癸丑載二月十七日、又辭世の歌あり云々。

現今當庵に、相良伊勢守の位牌あり、正面に華嶽蓮榮居士と書し、右に天文二十一年二月十七日卒、相良伊勢守左に右の和歌を記す、明治三年一月八日洞大牛新添柄の中に相良伊勢守長次、元興善寺之城主、

球磨人吉の居住、西小一郎之先祖、墓所は八代郡龍峯村岡小路林氏の門前に存在す。肥後國誌に云ふ蓮華寺は此林氏の宅地にてありしや、後考證を俟つ。

○安樂寺 眞宗、本願寺末。

有佐村大字下有佐にあり、渡邊家の末葉、入道眞永の子曉信まで、上益城郡矢部に居住せしが、其の子祐甫と云ふもの、正保中全郡守山に轉住し、承應三甲午歲四月本郡移轉、開基萬治元年七月二十七日東本願寺より、安樂寺の寺號を免許せらる。

○淨國寺 眞宗、本願寺派。

有佐村大字下村にあり、天文四年乙未八月創立。由緒等不詳。

○光福寺 眞宗、本願寺派。

有佐村大字中島字平島にあり、當寺開基は菊池氏の臣、赤星刑部の孫、同苗喜衛門なる者、眞宗に歸依し、薙髮して釋宗圓と改む、往古中島村の内平島に經納山光福寺あり、小西の爲に焼滅、後宗圓再興、

天正十六年現今の一寺を右寺跡に建立すと云ふ。明治十年八月永代庵となり、十二年七月寺号公稱許可せらる。

○稱 讚 寺 眞宗、本願寺派。

有佐村大字中島字野添にあり、當寺の開基は、加藤山城守の家臣、前田唐兵衛重成とて、書法及兵法の師範なりしが、老後眞宗に歸依し、元龜元申四月熊本成滿寺の住僧に従ひ、剃髮して休味と稱し、平島村（現時中島）野添に草庵を結びたり、四代目住僧折周の代、稱讚寺の寺號免許せらる。

○金水山光澤寺 眞宗、本願寺派。

有佐村大字上有佐にあり。天文年中僧西蓮の開基にして、元釋迦院の末寺たり、延寶七年、教園願に依り、眞宗寺號とし、成滿寺に屬す。學寮明治十九年冬建設すと云ふ。

○觀 音 堂

有佐村大字中島にあり。本尊十一面觀音坐像、及觀喜天坐像の二体を安置す。

左方十一面觀音は蓮花台に坐し、右手臂を屈し、上に向け指を伸はす、左手に蓮華を持す。

右方觀音蓮臺に坐し、立冠を戴き合掌。

創立年代詳ならず、堂宇二間に三間、一見靈場たるの感あり。元來本尊光澤寺は、釋迦院の末寺にして、天臺宗なりしか、延寶の比、眞宗に改めたるにより、此の地へ移したりと云ふ。

○觀 音 堂

有佐村大字下村にあり。本尊聖觀音立像、長二尺後光長二尺五寸。

左手蓮花蕾を持ち、右手人指と母指と輪印を結び、右脇に靈符神像の掛幅を掛け、左に觀音の立像を安置す。

本尊は、元天臺宗、金水山光澤寺の本尊なりしが、全時眞宗に改宗したる時、此地に移したり。境内廣濶にして堂宇莊嚴を極む、域内の一部は、共同墓地となる。

○遍 照 寺 眞宗、本願寺派。

文政村大字兩出にあり、天正十五年僧義海の創立する所なり。義海姓は松良氏、八郎頼爲と稱す、相良氏の重臣たり、其父九郎左衛門主家の没落により、佛門に入り道阿と云ひ、當郡下村天臺宗遍照寺に住

す、熊本順正寺薩摩より入國の際、義海其の法弟となり、改宗し天保十四年（二五〇二）八月今の地に
移り、明治十年八月七日、永代庵室となり、明治十二年七月三十日、寺號公稱を許可せらる。

○教 法 寺 眞宗、本願寺派。

鏡町大字鏡村にあり。當寺は、天文二年相良義陽の子義高、（乘圓と號す）の創立にして、元天臺宗、
金海山釋迦院の末寺たりしか、其後貞享元年（二三三四）曉晴の代に至り、眞宗に歸し、本願寺末に屬
したり。改宗以來現代迄十二代なり。

備考 本寺の秘藏にかかる恵心僧都の筆になる三尊來迎の畫像は一千余年前の古物にして、美術の參
考として最價值あるものなり。元宮原三宮社神藏寺の寶物なりしを此寺に移せしといふ。

附記 鏡村の中には往昔幸運寺、中音寺、福善寺の佛寺ありて、共に釋迦院の末寺たりしに、小西一
乱の際焼亡の儘、再興するに至らず、今は只小字の名となりて、古の跡を存するのみ。

○聞 成 寺 眞宗、本願寺派熊本西光寺末。

鏡町大字鏡村にあり。當寺は万治三年三月（二三一八）教法寺了專庵室を創立し、獨身居住し、歿後其

跡を襲くものなし其後菊池則隆の末葉菊池政隆三代の孫誼隆と云ふ者阿蘇郡内牧山田村にて成人の後、
出家し寛永六年乙丑月不詳下益城郡中山郷、岩下村惠照寺を開基す。其四代の孫、惠翁と云ふ者、享保
六年辛丑八月當庵を相續し、教法寺の塔中たり、爾後子孫相承くること八世、明治十二年七月寺號公稱
別立を公許せらる。

○圓 行 寺 眞宗、本願寺派。

鏡町大字芝口二番割にあり。南種山村光林寺の塔頭なりしが、明治十年七月獨立庵室許可、明治十二年
十月寺號公稱許可せられ、當地に移轉す。

○淨 立 寺 眞宗、西本願寺派。

和鹿島村大字島地にあり。天正九年南種山村光林寺開基了道弟、佐伯政之進と云ふもの、剃髮して素閑
と號し、當寺を創立せり。享保二年本山の許可を得て、淨立寺と稱す。明治十年西南役の際、兵火に罹
り全十二年六月當地に移轉し、全年七月寺號公稱許可せらる。

○明 壽 寺 眞宗、西本願寺派。

和鹿島村大字鹿島にあり。野津村法名雲証と云ふもの、勝專坊徒弟となり、同寺内に一字を建つ、明治十二年八月寺号公稱許可せられ當地に移轉す。

○西 迎 寺 眞宗、西本願寺派。

和鹿島村大字鹿野にあり。豊後國佐伯勘解由と云ふ武士、天正九年南種山村にて剃髪了道と稱し、光林寺の開基となる。其二男正岸、光林寺塔の開基となる。明治九年一月庵号公稱す。明治十一年七月現地に移轉、全年八月寺号公稱許可せらる。

○養 安 寺 眞宗、西本願寺派。

和鹿島村大字綱道にあり。

○本 殘 寺 眞宗、西本願寺派。

和鹿島村にあり。寶永年中素恂なるもの開基し、明治十二年七月三十日寺号公稱許可せられ現今に至る。

○勝 專 坊 眞宗、西本願寺派。

野津村大字野津にあり。釋峯山慈照寺と稱す。永正十三年二月僧道了、合志郡富村に慈照寺を建立し、開基す。道了の母は、人皇十二代景行天皇の後裔、朝倉太郎太夫高濤より六代の後胤朝倉孫次郎家景の嫡男、越前國足羽郡一乘谷の城主、朝倉彈正左工門尉敏景の女峰子なり。幼にして才色優秀なりければ、將軍足利義政所望に依り之を迎へ、後ち花園上皇へ宮仕として上げらる、上皇崩御の後は、復將軍家に歸りぬ、猶後土御門天皇の勅命に應じて禁廷に宮仕することになり、恩寵を一身に集め遂に内侍の号を賜りて、内侍峯子と唱へられ、幾何もなくして、懐胎の身となりぬれば、帝には一入あはれに思召され、尙又義政公の館に下しおかせ給ふ、翌年男子誕生せしに帝より義政の手にて養育すへき勅ありしかば、義政は直に直江丸と名つけ子として養ふこととなり、三年の後父敏景の願により、母子共一乘谷の城内に引取りぬ、然るに峯子は不幸にも延徳三年三月果敢なくなりしかば、直江丸は世の中の味氣なく、且母君の菩提を吊はんとして出家得道の思をなし、蓮如上人に願ひ出て、法弟となり、他力信心に心を傾け、其旨趣を受得しければ、上人感悅の余り、義政公の法号を取りて、慈照寺道了と名つけられたり。其後實如上人の命を受け、九州門徒の教化として、發向し肥前、豊前、豊後、筑前、筑後等の諸國を教化し、肥後薩摩は上人より特別の命あれば、殷勤に教化されしかば、到處風靡して、其効果甚大、而して三年の星霜を経、歸京の途次阿蘇に過きりしに、阿蘇大宮司も、知名の道師とて之を優待し、

對面談話數日に亘り、大宮司も道了の高徳に感し留錫を勧めたり、然るに大宮司は神職に兼ぬるに地頭職の位置にあるを幸ひとし、斯かる智識に領内の教化をなさばと思ひ、其旨を告げ上人の許可を得て、肥後住居に決しぬれば、大宮司は大に歡び、遂に合志郡富村に一字の佛堂を建立し、道了に住持たらしむ、于時永正十三年の仲春なり。建立の後大宮司より給仕の爲めさて一族の娘を妻はせぬ此の女に一男一女出生せりと云ふ 夫れより日に月に、各地より門徒隨從し、繁昌の寺となれり。

時恰も本山は証如上人の代にして、末寺の中に六ヶ寺の坊号の寺を勅免によりて、肥後釋峯山慈照寺道了は、蓮如上人の遺弟と云ひ、殊に由緒も捨て置かれ難しとて、勝專坊今の坊号にして京祿二年三月七日御免と云ふ 御免となる。由是嫡女に阿蘇の末裔積立蕃惟房を婿養子とす、發心剃髮して、道誓と号し、養父道了と共に力を教化に盡し、薩州門徒の教化に便宜なりとて、天草の島子に暫時居住せしか、道了實子法務覺束なしと、剃髮を許さず、道誓を呼び歸し後住相續せしむ。其後薩州球磨、葦北、天草等の門徒の懇願により、天文四年（二一九五年）八月、八代郡今の宮原町に移り、教務に従事せしかは、益々盛大となれり。養父道了は元の合志郡富村に隱居し、後今の飽託郡權藤村に轉居し永祿三年庚申二月二十六日往生、時に八十三歳なり。當寺を野津村園小路に遷せしは、寛永年中なりと。

勝專坊内佛

金銅釋迦如來立像。

像身高二寸八分、台座高一寸二分。

台座像身共惣高四寸。

本像の袈裟は印度様と稱するものを着け、左右の手を開いて、説法の印をなす、台座は一邊葺蓮華座に基形の腰を付け、其下に反り蓮華あり、是より下に框坐をなし、框には八葉の花形を刻み、腰には八角形をなし、一角毎に透しの線形あり、下框も亦八葉の花形を以て構成せり。像の背部は空洞にして、腹部の處には後光を維持すべく持たせを付せり。後光は現今存在せず、銅製御像台座共鑄にして、それに黄金の鍍金を施す、所謂金銅佛なり。作者は不詳なれど、様式朝鮮の作風に成り、彼地に於て唐の影響を受けたる新羅時代の作物ならんか。是より先き、朝鮮に於ては、高麗時代に於て既に形其狀の髣髴たるものありと雖も、手法優麗にして發達の形式を備へたるより考ふれば、高麗時代より一步進みたる新羅時代とするの穩當なるを覺へしむ。

傳來勝專坊第七世の住持道昭に細川三齊公より賜はりたるものにして、三齊公は豊臣秀吉朝鮮より傳來せしを三齊公に賜はりしと云ふ。（縣史蹟調査員松原象雲氏の調査參考）

○法雲寺

佛照寺門徒勝專坊下、眞宗本願寺派。

野津村大字河原にあり。勝專坊五代の時僧道壽なるもの、八代郡上鏡村（今の寺屋敷）に建立す。其後

天明年中（約百二十年前）現時の位置に移轉せり。明治十年、西南戦争の際、兵火に罹り、大正十三年再建せり。

○善林寺

熊本順正寺末、眞宗本願寺派。

野津村大字西野津にあり。天正十年午正月十五日創立、緒方彌兵衛なるもの、八代古籠の城主相良義陽の家臣宮原城主橋公忠に仕へしが、子細ありて浪人となり、野津に蟄居せしに。天正年中薩州の軍勢當國へ乱入、野津往還に押來りしとの注進ありければ、彌兵衛同長子孫三左工門二男彌十郎と共に兵を率ゐて乱橋に待受け防戦せしが、孫三左工門長刀を打折り岸に登り石を取り散々投懸け、無比の働により薩州勢を追ひ返し。直に宮原の城主橋公忠に罷出、此次第を申出たるに、此旨を相良城主に言上せられしにより、感悦不斜褒美として、野津村の中、木の下、前田、出口の三屋敷を領地として與へられたり。義陽討死後右の三屋敷沒收せられたり。其後父子三人共熊本順正寺に於て、剃髮し同寺の徒弟となり、彌兵衛法名龍玄、孫三右工門、法名龍覺、彌十郎法名龍閑と改め、夫より野津に歸り、龍閑は同時に古跡ある寺号東光寺を興し龍覺は善林寺と唱へ來りし古跡ある寺号を興し、本尊釋迦の尊像一休現存せる近邊に小庵を結びたり、時に天正十年なり。其後現住迄十三世存續せり。孫三右工門軍陣の武具等所持せしか、寶永元年申八月の大風最中合壁に出火あり、類焼の際、焼失し、長刀の身丈け現存するのみなり。

備考 善林寺と東光寺何れか宗家なるか不明なるも、彌兵衛龍玄の墓東光寺内にあるを見れば、東光寺が本家なるか如し。

○東光寺

眞宗、本願寺派。

野津村西野津にあり。本寺の舊跡は今の吉野村赤迫にあり、釋迦院末寺なるが、廢絶せしを龍閑（善林寺由緒に明なり）再興して改定せし故に開基は龍閑なり。當代加藤清正公國內巡視の際、慶長年中此の寺に逗留せられ、記念の爲松杉を植へ置かれしが、其後大風の爲め吹倒れたりしも、尙其後環中の父智圓の代植繼きたる由、此の處を里俗清正殿と云傳へたり、或は京松殿と稱す。龍閑は清正公の駕を留められし處に居住することを恐多きことに思ひ、其節出口屋敷を引除き、野津村の東光寺と云へる古寺跡に阿彌陀の靈像安置しある小堂に引き移りたりと云ふ。

備考 本寺の寶物は加藤清正公儀容。

東光寺内佛

東光寺に金銅佛の釋迦如來あり、像身長一寸九分、臺座共惣高二寸四分、木瓜厨子、惣高三寸九分。手法右手を舉げ、左手屈肱、雙手に説法の印をなし、足下に一邊葺切付蓮花をなし、其下に反蓮花を付し、框座を敷けり、銅製に黄金の鍍金をなしたるものにして、之を金銅佛と稱す。

作者及年代不詳なれども、作法克く諧調を保ち、手法遒勁、鎌倉時代の作品なるを知る。松原象雲氏の調査を参考

○毘沙門堂

野津村大字野津字北野津にあり。本尊毘沙門天王、立像長五尺、腰圍三尺。

姿勢右手に三叉戟を持ち、左手掌上に寶塔を擎ぐ、甲冑を体し、三叉戟の冑指物夜叉を足下に踏み付く、金剛界境内の前面西側に、板碑五基あり、一つは全部完備し、中央に彌陀の種字と、多數の縦横線を刻し、

野内には、悉く法名を彫刻しあれども、石質風化して、字体不明なり、一つは倒れて二つに折れたり、是は文字大にして、深刻なれば、字体明らかなり、上片の文字左の如し。

𑖀 奉勤彼名号千余ノ
𑖀 融 通 念
𑖀 衆生皆共往ノ

𑖀 勢 至
𑖀 彌 陀 長一尺五寸巾二尺
𑖀 觀 音

備考 千余ノノハ人ナラン共往ノノハ生ナラン缺損せり。

供養石塔納石帳爲逆修也願以此功德
南無阿彌陀佛
安樂國故也應仁三己丑十月吉日

淨土宗沙門永阿敬白

長二尺幅二尺

傳云ふ、此邊は御園小路と稱し、景行天皇巡狩の時、暫く行在所となりしと。

此外全村字上北、多聞堂、地藏堂、全村井上觀音堂及釋迦堂あり、法道寺辨財天堂等あり。

毘沙門堂境内古碑

一、板碑 壹基。

高六尺四寸、厚一尺、幅二尺

中央𑖀 彌陀 右𑖀 觀音 左𑖀 勢至の三尊梵字種字

文字風化して不明なりと雖も多數の法名經文の字を刻す、天文十七戊申とあり。碑底より多數の經文を書したる一字一石を書したる小石數千個出づ。

一、板碑 壹基。

高四尺五寸、幅一尺六寸。

上部に彌陀の浮刻○○現當長一公外記禪師。

左方に平等利益、右方に元戊午卯月〇日。

彌陀は右手を屈し、指を上方に伸ばす、蓮の上に座す。

一、板 碑 一基。

高三尺幅一尺五寸。

此の彌陀の種字、中央に日山善興玄知藏禪師。

左方に干時永祿二年○○とあり。

一、板 碑 一枚。

梵字五字を刻し、二つに折れたり。以上合せて五基。

何れも散乱せり。思ふに天正の比小西か乱に倒壊したるものならん。

備考

八代郡野津村、毘沙門堂。熊本縣史蹟調査委員 松原象雲氏調査

本尊木彫毘沙門天王立像。

像身長四尺九寸、邪鬼高六寸五分。

岩台高一寸七分。

岩台より像身頂上迄惣高五尺七寸二分。

手法

頭に兜を被り、鉢に鎧を着く、兜には三叉釵を前立にし、其座に鬼面を刻せり、顔面肉色を彩り、玉眼を嵌入す、甲冑は朱及黒漆を塗り、又鎊仕立をも施せり、彩色の地は漆を和したる堅地を施し、衣紋等には、彩色をなせり、左手に寶塔を持ち、右手に三叉戟を執る（右手の戟は徳川期の補作）足下に邪鬼を踏めり。

材料

木質は楠材を用ゐ、胴の内部に、長方形の線形をなし、胎内佛を安置したるか、又は内扶の爲になしたる所あり。全体首兩膊天衣等の寄せ木をなせり、邪鬼の材料は櫟を用ふ。

作者年代

背部に墨書銘あり、洗滌の爲め鮮明ならされども左の如し。

應 長 元 年 二月吉日

施主大 炊 甚 兵 衛

釋 尼 師 童 子

奉紬色毘沙門天王

吉祥天女とあり。

應長元年は花園天皇の朝、紀元千九百七十一年にして、北條貞時の執權に當り、大正十三年を距ること、六百十四年前にて、鎌倉時代末期に屬す。製作は地方作にして、巧妙ならざるも、記銘を存するは、頗る貴重なりとす。

傳來

本像は俗に農作物の神として、部落内に尊崇せられ、今日に傳へらる。應長の初大炊甚兵衛の勸請せし當時にありては、武家の尊崇に基きしや明かなり、星變り月移りて、昆沙門の本誓たる、如來の法を護り、又世間を護るの功德により、野津部落の鎮守堂として、惡疫及耕作の害虫を鎮め、豊穰を祈るの誠敬より、作物の神と稱するに至りしなるべし。

協侍 吉祥天女、及善貳師童子。

吉祥天女、高三尺二寸七分。

善貳師童子、高三尺四寸。

兩像共に台座なし。

手法

吉祥天女及善貳師童子共に彩色を施せり。吉祥天女は、兩手を腹部に重ね、如意寶珠を持つ、善貳

師童子も亦、腹部にて兩手を重ね、經卷を持てり。

作者及年代

兩脇供共、最初は昆沙門天王と同時に製作せられしは、記録によりて明なれど、其後兩像共に、紛失せしものと見へ、寛文六年に至り改作せられたり、其徵証として吉祥天女の背部に、墨書銘あり。

寛文六丙午歲

奉口口

九月吉日

西野津村庄屋 傳 左衛門

佛師 平川 奎兵衛

全村 百三十五名

寛文六年は靈元天皇の朝、紀元二千三百二十六年、徳川四代將軍家綱の幕政に當り、大正十三年を距ること二百五十九年にして、徳川時代初期に屬す。

傳來

兩像共に本尊昆沙門天皇の脇侍たりしが、寛文以前に消失したるを以て、全六年庄屋傳左衛門等の發願により、佛師平川奎兵衛の作なること記銘によりて、徵証することを得。

○法道寺

野津村大字野津字法道寺にあり。天台の古跡と云ふ、本尊薬師佛を、一草堂に安置す。堂前に樟大樹あり、樹根石碑ありしか、近年樟の根に包まれたり。本尊薬師坐像長さ二尺五寸、幅一尺八寸、蓮台高一尺巾二尺五寸、右腎を屈し薬指と大指とを結びて圓を作り、左膝上に上せ、薬包を持す。

○浄徳寺

眞宗、本願寺派。

野津村大字野津下北にあり。慈観と云ふ者、勝専坊の徒弟となり、寺内に一字を建つ。明治十二年七月寺号公稱許可せらる。

○壽泉寺

眞宗、本願寺派。

野津村大字野津東法道寺にあり。道祐と云ふ者、勝専坊の徒弟となり、寺内に一字を建つ。明治十二年八月寺号公稱許可せらる。

○阿彌陀堂

野津村大字野津字古川にあり。明治十一年十二月建立。

一、板碑

野津村大字野津字古川。

高五尺、幅三尺、石質凝灰岩。

中央浮彫阿彌陀來迎佛、下脇侍左右二体。

其下に數行の罫を縦横に刻し、文字彫刻あるも風化の爲め字形不明なり。

○龍水山西福寺

眞宗、本願寺派。

宮原町字宮原村上宮にあり。本尊阿彌陀佛立像、高二尺三寸木像、聖德太子作。

本寺は、元神藏寺、閣光寺、護平寺、光澤寺、淨國寺と共に三宮社附屬の社寺六坊の一にして、二條天皇御宇應保元年（紀元一八二二年）越中前司平盛俊の建立にして、本尊は聖德太子御自作に係る、阿彌陀如來尊像（黒佛）にして天台宗叡山正覺院の末寺なり、爾來近郷の尊信重かりしか、天正年中耶蘇教の爲め衰敗し、全十六年成子小西行長の爲めに本堂並に庫裡共に、焼毀する所となり、本尊等、奉負遁逃潜伏し、乱治まるに當り、神藏寺、並に當時は歸山し小堂を構へたりとぞ。然るに四ヶ寺は諸所に離散せしが、光澤寺、淨國寺は、其後有佐及び、下村に建立、由是三宮社、社寺神藏寺、西福寺の二寺となり、

社役相勤めたり。其後寺運衰へ（住僧實性快順寛永十二年二月病死したり然るに焼亡後同宗に僧侶少く剩へ後住なし）本尊の奉仕絶へなんとする有様に付、寛文十三年（二二九六年）丙子二月、神藏寺住職澄松院快祐、堂舎の破壊を歎き、宗故なる者を以て寺主となす等、本寺再興に盡碎せり。會々現住の祖先、宗故當時威勢白熱の状態にありし、勝專坊に弟子となり居りしが、寛永十三年五月西福寺後住に相續し、幾ならずして浄土眞宗に改宗す。以後浄土眞宗、本願寺（慈照寺門葉勝專坊）末寺と改め、近郷三ヶ村の念佛道場となり、貴賤群集尊敬するに至れり、天明三年七代目秀山の頃、今の本堂造營せられ、近時鐘樓建立せり。

○護念寺

眞宗、本願寺派。

宮原町大字拵にあり。當寺は元熊本細工町西光寺三代龍慶の弟（次男）明慶と申す僧、天文年中の開基にして、未だ寺号なし、第二代理玄に至り、寛文四年十二月本山より寺号の證文中請、本尊阿彌陀如來の木像を申請けたり。爾來第三代圓慶、第四代理圓、第五代圓信、第六代圓瑞、第七代圓靈、第八代一靈、第九代道瑞、第十代道惠、第十一代道雄、第十二代澄道現代良信迄、十三代にして、開基より今日に至る約四百年に及ぶと云ふ。

○岩崎山靈森庵祐覺寺

浄土宗。

宮原町字上宮にあり。開基の年代不詳なれども、昔時岩崎谷祐覺寺とて、金海山釋迦院の末寺なりと傳へらる。天正年間小西行長焼亡の際より釋迦院頽に零落し、本寺も遂に浄土宗と改宗し、京都智恩院の末寺、八代町莊嚴寺の末庵となるに至れり。此處に木魚を持ちて笑へる坐像の一寸八分許なる佛あり、釋迦院開祖の像と傳へ、肥州金海山大恩寺、涌出釋迦院、縁起と云ふ卷物一軸を有せり。

一、曼陀羅觀音、絹地に觀音の像を織出したるものにして、其出所明ならず。

曼陀羅又マダラ梵語雜色と譯す。

又浄土の實相を具備せるものの稱、即ち觀音一部を具さに寫しあらはしたる者。

一、境内に寶篋印呪塔あり。元三宮社にありしものなりとぞ。明治維新の際、兩部分離の節神藏寺の僧此に移す。

一、藥師如來の像、弘法大師の作になれりと云ひ傳ふ。寺内の森に安置したり、其靈驗新なれば、靈森庵の号も之れより起れりと云ふ。現在は三神宮より分れて全村に其の子孫移り住めり。

以上の外

早尾今寺に十一面觀音あり、乳なき子に乳を授くとて名高し、參詣する者常に絶へず。

下村に日丸名號とて遠方に信者を有するものあり、今宮の觀音、川上の觀音等は、由緒不詳なれば爰に

略す。

○今村庵 眞言宗。

宮原町字今にあり。本庵は元野寺と云ひ、現庵より約三合ばかり離れたる地にありしが、火災の爲、正徳三年現今の地に遷る。弘法大師及薬師如来を安置す。大正三年高野山大師教會宮原野寺支部を置く。

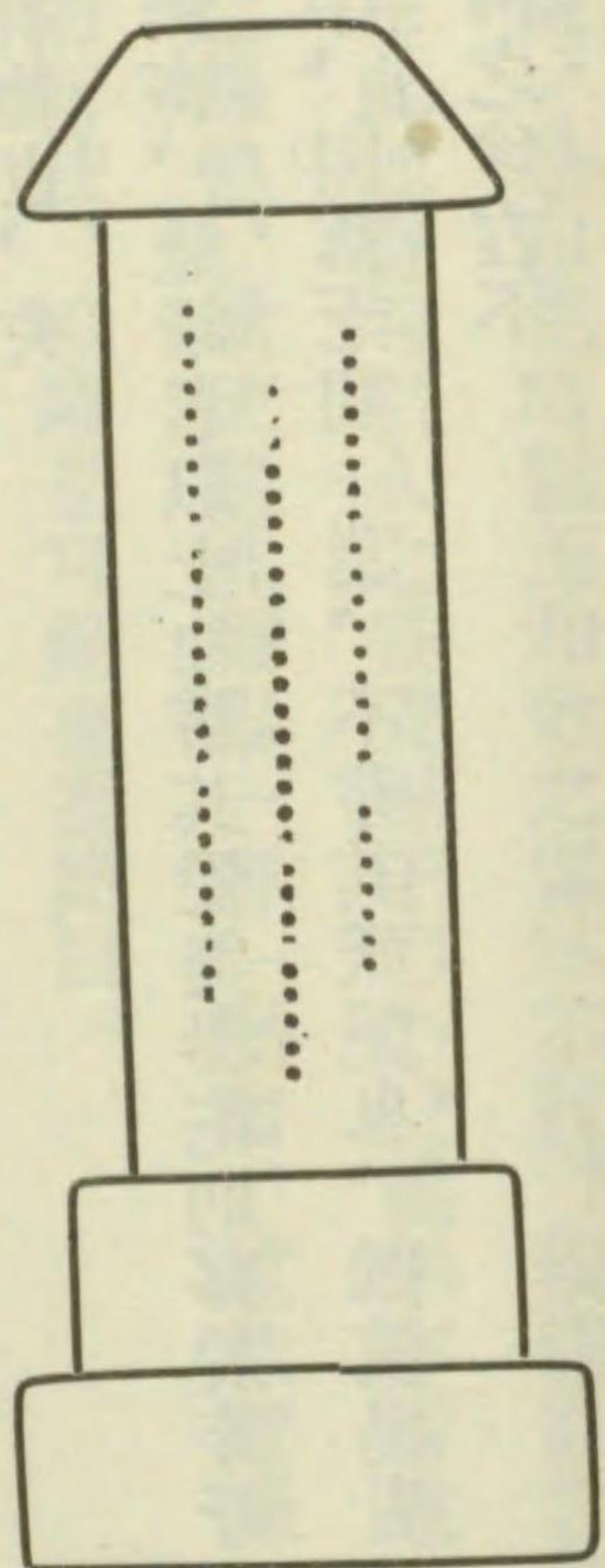
○光林寺 眞宗、本派。

南種山村字杉の本にあり、天正九年正月十五日、豊後國佐伯勘解由、當國に來りて剃髮して當寺の開基となる。野津村勝專坊の末寺なりと云ふ。明治十年の役兵災に罹り、明治十三年再建。

○永安寺 悟眞寺末。

南種山村字陣内にあり。本尊十一面觀音坐像。丈一尺二寸五分、蓮臺高一寸五分、後臂左上蓮葉全下臂を掌上に上す、前手を前に屈し物を持つ、右上後方日月を持す、下掌を指す、前手斜に下げ、掌を伸て大指を内にして持つ。臺蓮華座境内の前面に塔あり、櫻の碑文なり、塔高四尺二寸一尺寸角、臺高八寸一

尺六寸角也下臺は三尺三寸角也、形左圖の如し。



疑灰岩製也、右の記事の外梵字を刻す。

永安寺は又永和寺とも書せるものあり、永和寺は悟眞寺記に南種山陣内村とあり。悟眞寺十四代輪住に、永和寺興山雲和尚あり、永谷庵大方和尚の嗣法なり、故に此傳法を永谷派と稱す。悟眞寺二十八代輪住に、永和寺徹情薰和尚あり、八十一代に永和寺奪毀與和尚あり。

永谷庵大方周和尚は應永年間の僧にして、悟眞寺五代の輪住にり、悟眞寺開山大原孚和尚の嗣法なり。

永和寺の創立年月日不詳なりと雖も、應永時代の開基なるべし。永安寺は蓑田氏代々の菩提所なり。寺内に櫻の古木一株あり、里人永安寺櫻と稱す、吉野櫻の一種にして、花時各地方より賞觀する者尠からず。

永安寺櫻碑文

莊子曰、人上壽百歲、中壽八十、下壽六十、然則令人傳之、不得不朽數百歲之久、幾千年之長、非

碑得留、

事狀是以維、嘉永四年亥之昏、告同志者謀建斯碑焉、曾詢之荏長乃始得審其養寺之狀焉、蓋寺之爲狀、某公之所創營也、南距觀音堂五六尺、有手地之可數千步其居所也、右則雉堞層之出、左則官房織列、前者有市街、後者有峯巒寺居其中央、閣刻彫工奪鬼手、食宇文美輝撲目鼻、一朝遇薩兵城下侯喪寺亦隨亡令也、乃至不可見、僅遺存者。觀音像一櫻樹之株一周以寺名俱銘焉。夫世之爲木也、可用材則不終天年而中道夭、蓋是文木之常也、今此櫻樹者實文木也、而值幾多匠者、不爲斧斤而危、嗟呼良鬼神

愛惜之淚至于此乎、用今之金以推後遂至終、天年、文木如斯、真罕也矣、且況百花之爲長則櫻也、尤稱其

盛者二、其一芳野、其二嵯峨、而如芳野、如嵯峨、佳則佳也、然芳野者以栽之多其名廣于世、花則常有物世、失

其無寄、嵯峨者以土地勝其愛美譽花則移於芳野、不至異彼此花獨異常、有萼蕊不煩粲色處紅白之半、開落之間一葉、不芽其妖艷也、雖漢揚貴、雖和小町一見焉、則不得不妬、枝幹橫斜、老而奇、雖梅之珍古不

及焉、慾摸寫則畫、之定爲之擲筆、余故名之言擲筆櫻、亦可也乎、孰苦古而奇如此、技幹美而艷如

此、花容

矣哉、是以花時無至和歌之輩莫不競、觀漢詩之徒莫不爭見邑趣來遊賞乃及婦人小子、微此櫻

則在此地僻勾引人之盛安至于〇〇、桃李不言成蹊之謂是此類乎、顧之哉此櫻者恐有深意、豈敢偶然要之無他、欲使踏此靈場一拜一喝者、遂結道緣然則賞觀于茲敢非常之遊冀一邑諸子固戒子孫勿折枝、噫嘻是可銘也矣銘曰。

漢之未有、我邦獨養、 百花之甲、 中此爲長、

有麟用譽、 永容人訪、 釋 靈議。

枝欺兮花欺錦、 其奇兩勝畫中奇、

偏其支兮何之警、 誰不爾思育時、

蕉翁之句噫真乎、 開口皆言唯嗟呼、

此花冀與天地人、 恨不使天下斧朽。

桑 門 觀 靈

〇幸 西 寺

北種山村字佐志野にあり。當寺は眞宗本派本願寺派なり、開基は阿蘇家の臣原田大隅守、九州一乱の際、

八代郡柿迫村二重と云へる地に五十余年間、落居其後北種山字白谷へ移轉す。天正十六年子十月十五日、小西攝津守行長、釋迦院焼失、引續同年同月十七日當寺焼捨退轉せり。正保四年、天臺宗を眞宗に改め、文政元年十月二十一日、本願寺より幸西寺と寺号を免許、地方廳には一代居住願を以て相續の處、明治十二年七月一日移轉許可、字白谷より字指野に移り、本堂庫裡を新築せり。

聖德太子畫像立像、賛曰。

吾爲利生、出彼衛山、降伏守屋之邪見、終顯佛法之威德。

又親鸞聖人、蓮如聖人の坐像の畫幅あり。

○正 教 寺

北種山村字井欄にあり。

○聖 觀 音。

南種山村字杉之本にあり。寛政九年未八月朔日創立。

立像丈一尺二寸五分、臺座高三寸四分、後光徑五寸、頭上唐冠を戴き、右の手を垂下し、掌を前に向けたり、左の手は水平に曲げ、蓮花を持つ。

○權 三 別 當 堂

北種山村字西原にあり。釋迦院開山莊善大師の父、權三別當の居所にして堂は其父母の墓所なりと云ふ。

男女の座像あり、男は丈八寸六分、女は丈八寸なり、古來參詣者多く、疥癬瘡物等の靈驗著しと。

○藥 師 堂

小浦村字屋形原にあり。藥師如來立像丈二尺三寸台座二寸二分、右の臂を屈し、無名指と大指とを結び、指を上に向く、左腕を水平に屈し、掌を上に向け玉を持つ、後光高二尺四寸、幅一尺三寸、延享三年後の正月、上有佐傳八作とあり、船形後光なり。

裏面に。

右方 庄屋利右衛門尉、若い衆中と記入あり。

左方 宿主利兵衛と記入したり。

本尊は莊善大師の作、赤檜檀の木像なり。境内に大永三の板碑彌陀の像を刻したるものあり、此外一部供養塔あり。

○毘沙門天像

北種山字五反田にあり。本尊毘沙門天立像、高一尺二寸、右の足にて夜叉を踏む。

○地藏堂

北種山村字西原にあり。本尊地藏菩薩、座像高一尺五寸、圓形後光輪五寸七分、左掌屈上掌右手鐸杖を持つ。

○醫王山福音寺

真宗、西派。

小浦村字屋形原にあり。本尊元釋迦院四十九院の内。

陣内城主蓑田五郎兵衛、菩提所なり、天正年間小西の兵火に依り焼失、永閑一小堂を建、寛永年間細川三齊入國の後村上善九郎弟、秀戒真宗に改め、西派小倉永照寺末寺となる。

○播入道の堂

小浦村字新開にあり。木像僧体座像丈九寸半下跏座。

兩手膝の上ののす。左手指を屈して膝上に伏す。右手は拳を握り、上向す。(大指上にし環形をなす)
女体丈九寸三分座像。

垂髪。右手袖の中に入れ胸につける、右の手を袖に入れて膝にのす。

明應七年六月二十九日勸請。

○圓成寺

真宗、本願寺派。

河俣村にあり。明應三年二月十四日創立。開基を了山と云ふ。第二世閑成、第三世圓山、第四世淨圓、第五世慶圓、爾來代々繼承、天保七年寺號圓成寺と改む。

○瑞寶寺

真宗、本派。

河俣村大字鶴字谷川にあり。寛文二年三月十日創立、第一代祐圓、第二代淨龍、第三代智道、第四代快翁、第五代亮周、第六代澄映、第七代靈惠、第八代靈澄、第九代合、第十代法梁、第十一代大龍、第十二代龍現なり、元野津村、勝専坊末寺たり。明治十三年四月本派宗規に基き、本山直末に編入せらる。本尊阿彌陀佛。

合併佛像。

地藏尊、河俣村字早水より明治十一年十一月九日合併。

地藏尊右同所より。

全 同村中の生より合併。

全 全。

全 全。

地藏尊全村字蓼原より。

全 全村字相原より。

全 全村字鹿路より此外二体。

全 全村字推場より。

全 全村字横谷より。

全 全村字久木野より。

全 全村字目當より。

全 全三休全村字大手迫より。

全 全村字早水より。

昆沙門天全村字小原より。

閻魔王全村字中の生より。

地藏尊全村字美生より。

阿彌陀佛全村字久木野より。

○法 泉 寺

真宗、本派。

栗木村字深山にあり。明暦二年五月二十一日開基、勝專坊末寺、明治十三年四月本山直末となる。

寺内に庵室あり、真海庵と號す、開基年代不詳。

○願 乘 寺

真宗、本願寺末、

五家莊大字久連字にあり。寛永十八年己八月開基淨立創立す。往年火災の爲、堂宇燒失來歴詳ならず、其後再建して、現今に至る、明治十三年四月本山直末に編入せらる。

○正 覺 寺

真宗、本願寺派。

久連子村字日添にあり。熊本順正寺末、明治十三年四月、宗規に依り、本山直末となる。

○光立寺 眞宗、本願寺派。

柿迫村字上ノ門にあり。寛永十七年宗玄開基、當寺は元天臺宗にて、承安年中開祖大僧都覺道の創立也。其後下益城郡堅志田の城主、西金吾の祈願寺たり。天正九年、同氏没落の後、小西行長の爲めに堂宇悉焼失す。當時住職宗玄、眞宗に歸依す。寛永十七年正月、本願寺良如法主の宗法免與を承り、國主の許可を得て、法性山光立寺を再建し、下益城郡淨敬寺の末とす。明治十三年四月、本派宗規に基き、本山直末となる。

○法淨寺 眞宗、本願寺派。

栗木村字古國にあり。當寺は元天台宗の教刹なりしが、熊本へ移轉の時、正圓眞宗の教法に歸依し、之が徒弟となり、本願寺法主良如上人より寺号法名を授けられ、慶安元年六月國主細川家の許可に依り、全村字小園村に於て、堂宇創立し、瀧雲山法淨寺と号し、順正寺末に屬す。明治十三年宗規に基き、本願寺直末となる。

○金海山釋迦院

柿迫村にあり。金海山大恩教寺釋迦院は、桓武天皇の御宇、延暦二十三年甲申三月十五日、葬善大師の開基にして、堂塔伽藍七十五坊あり里俗西の高野山と稱し、釋迦留身の靈場なり。山は本郡の北方に位し、連山重疊し東は五家莊に連り、西は遙かに不知火海を望む。夕陽西に傾くの時、斜影金色の光を放つ、故に金海山と稱す。本尊閻浮檀金釋迦如來、前立赤旃檀釋迦如來、元と天台、眞言、禪、淨土四宗兼學の道場たり。文安三年故有て比叡山延曆寺の末寺に屬せり。往昔は太政官符を以て、三千三百八十餘町を寄附せられしが、戰國時代に及び寺領を挾められ、天正年中小西行長の爲めに山門悉く燒毀せられ、寺領總て沒收せられたり。加藤氏の時に及び、堂塔を再興し、寺領六十二石及堂床を中央として八丁四方の山林を寄附せられ、僅かに昔の倂を存するに止まれり。同寺縁起は左の如し。

當山の起源

本山の開祖葬善大師と申し奉るは、光仁天皇の御宇寶龜八丁巳年正月二十九日の御降誕にして、生前種々の不思議あり、今一々是を述べん。御年十三の時、一念發起して、當國花峯寺に入り、其住侶を師として剃髮す、或る時花峯の絶頂伊倉の石上に座して、面現當の靈地を祈り給ふこと七日七夜なり、満願の曉、東南の方を眺むれば、連山重疊の裏に一峯あり、白光天に漲り、紫雲座に巖巖きけり、喜て山を下り、右の白光を指して峻巔を分ち上り給ふに、山は半空に聳へて白雲常に徂徠し、満山盡く異香に充

ちて、朝に溪聲を聞ひて、涅槃の實相を窺ひ、夕に風聲に接すれば、磐若の大覺を悟るに足るべし。三密の修業に於ては、此の靈地を措ひて他に求むべからずとて、山の頂上に草庵を結び、日夕修業に餘念なかりしかば、人々の歸依益々厚く、法徳愈盛なりし時、風雨幾變轉既に十五星霜を経たるの後。時の主上、桓武帝御不例に被爲旦、内外の醫典諸山の高僧は云ふに及ばず、陰陽卜筮の徒に至る迄、普く招きて偏に療養加持に力を盡し給ひしも更に其効なかりし時。大師の高徳其頃世間に隠れなかりければ、勅使遙かに西國に下り、筑前國四王寺按するに大宰府の近傍ならんに於て大師を招き、主上の加持を頼みければ、勅使其足の自在なるを驚歎し、内に延ひて其旨奏聞に及びしに帝大に之を嘉賞せられ給ひ、直ちに玉体護持の持念を命じ給ふに、須叟にして御惱速かに癒へ給ひしかば、叡感厚かりき。大師は再び山に歸りて、本尊に奉仕し、尙三界群類の化益を專にせんことを奏し給ひしかば、其旨に應じて、歸山勅許あり、且つ供佛齋食の料として、本國八代、益城の水田三千三百八十余町歩を寄附し給ひ、此内八十余町歩は、布薩の料に備へて共に永代當山の常住たるべき旨の綸旨を下され、堂塔伽藍は九國二島の官物を以て造營すへしとの趣き、大政官府の命を奉して、佛閣、僧坊、巍々として臺を並べて、十五宇の枝院軒を列ねて一時に成就せしかば、釋迦院三大字の御宸筆は、扁額として大門に掲げられ、永く勅願の精舎と定められ給ふ、一山の威望護法の隆盛此時に於て前代未聞と語り傳ふ。身は人天の歸依を受け、徳は三界比類の末まで及びし大師も、生者必滅の時來りて、生年六十歲承和三年丙辰九月六日末の上刻遷化ありけ

れば、一山の僧徒遠近の老若、共に別離の涙を浮べて是を悲まざるものなし。其後天地の奇變水の災禍に依りて、山門一たび烏有に歸したることあるも（嘉祥三年庚午三月十日出火の爲）傳燈永く絶へずして、今日に及ぶもの一千有余年、其間天正十三年再び小西行長の爲めに寺領を沒收され、堂塔を焼き盡され、危運法歸依の領主を得て、寺領堂塔を復舊せられ、優に鎮西の名刹として、明治の聖代に至る迄、法輪を維持したるもの、諸天善神の利益衆生信仰の加護によるものとは云へ、又開祖大師の法徳無比なるに基くものと云ふべきなり。

本山は一千有余年の昔にありては、連山重壘、荆棘繁茂して、道路通せず、人煙を絶すること數里、飛鳥尙且つ翼を休むるの有様なりしを、大師一度勇猛無類の大志願を起して、荆棘を拓き、懸崖に架し、更に鳥徑を通して漸く一字を建立するに至りたる次第なれば、大師の艱難苦行の比類なると共に全山の草木例令一木一草の末に至る迄、大師の遺跡たることは今更之を云ふまでもなく、一千有余年の間、數萬の信徒が歸依渴仰の涙を濺ぎ、淨財を喜捨し、加之歴代の座主又開山大師に準して、高德著名なりければ、或は深山を拓き林木を愛護し堂塔を修理し、寺域を廣め、其經營苦辛の跡、今に至るも尙、顯著なるものあり。就中近代當國の領主、皆當山に歸依して、大師の法徳を仰かざるものなかりければ、寺領を寄附し、寺内を造營す、其額幾何なるを知らず、斯の如く全山皆是天下信仰の中心佛法の護持の城壁となりたるものなれば、一草一木當山の緣故に繋からざる者なし。

御坂の由來、當山縁起曰、此麓に一人の老翁あり、告げて曰、吾名を坂本大夫と云ふ、實は當鎮守阿蘇津彦なり、此の山は(中略)我常に守護して猥に凡俗の登山を許さず、然るに縁熟の時至りて、師來る、本懐既に達しぬ、疾く山上に至つて、凡聖普潤の法雨を施し玉へ云々、令告を分け玉ふ道を御坂と云ふ。

九の層、當山縁起曰、己に三所の令告を得て、歡喜踊躍し急き山に登らんとす、岷々たる巖窟屏風を立たる如く、(中略)更に足を立つべき便もなく、茫々としてイみ玉ふ、其形勇猛血氣の獵人手に弓箭を携へ、後に白き犬を隨へて谷を走る、師其由を語り給へば、獵人謹で命に應し、先に進で山路に登る、半途に於て羅刹女、漸次に影向あつて、一乘相應の靈地たることを示さる。其舊跡九ヶ所ありて、一の層乃至九の層と云ふ、祇園社則ち前に導ける所の獵人は、山神護法にして、祇園社と崇む。

大行事及び神体、當山縁起曰、山神護法の先達を得て、一層より次第に登るに、聳々たる石門あり、(中略)兩の扉自ら開けて、十羅刹門前に出迎へ入れ玉ふ、是を石の門權現と号す、今の大行事の神体なり。

獅子文珠。(水の王子) 當山縁起に曰、師石門を過ぎて猶進み登給ふに、文珠菩薩出現ましまし、(中略)此土即寂光の妙旨を汝に示す、早く大悲世蓋の方便を垂れ、永く末代迷旨の衆生を濟度せよ吾亦縁に隨ひ、機に應して、化度をなす事、假令は水の器に隨ふか如くならんと告げ玉ふ、是に依りて、水の

王子と名け奉る。但し文珠菩薩の石像は、境内所在を失ふ。

普賢菩薩。(火体の王子) 當山縁起曰、次に高巖を攀登る事數歩にして、普賢菩薩垂面あたりに現して告て曰、此の山は大恩教主留身の淨土、醍醐經王弘通の妙境なり、(中略)若し後世靈地を穢し迦藍を亂壞する惡徒來らば、我速かに治罰を加へんこと、猛火の乾草を焼くよりも猶勵しからんと示し玉ふ、依て今火体の王子と仰く。

釋迦松縁起曰、師或日南の麓を尋られしに、峯を去る事六町余の^{或は八町}處にて、黒冠白衣の官人松の根に座して、「我今盧舍那方坐蓮經臺一華百億國一國一釋迦」と唱ふる聲と、蓮華臺一華百億共に跡なく失せぬ、信此松末代災異の時、^{鳥羽院嘉承三年三月十日火災の時天正十六年戊戌十月十五日小西行長の爲焼失の時}に及んで、當山本尊閻浮檀金の釋伽牟尼如來、延曆十八年己卯四月八日涌出の靈像、梢に移り玉ふ、寶座なるか故、(中略)今に傳へて釋迦松と稱するもの是なり。

聖が窟、當山縁起曰、今度すべき所の者は皆悉く己に返して、其末た度せざる者に、得度の因縁を示さんと欲す、是を以て別願を發して、一心專念の精祈を凝す、今より以往、結願の鳴鑿に至る迄、人は我身を見ること勿れ、人と我跡を問ふこと勿れと告誡し、觀念の扉を閉て無言常座し玉ふ、(中略)大師一千日別行し給ふ所を聖が窟と名づく。

附記 幽谷中に大巖ありて、洞窟あり、凡俗の容易行く能はざる所なり。

鑄屋谷（ユウヤ谷とも云ふ） 當山縁起曰、當山の四壁人煙を絶すること一里余、老樹喬木陰森として
叫猿吼狼松風水聲の外更に物なし、然るに峻嶺宮谷（木谷を指す）の門に時に鐘あり、其音の大小聞く
人に依て異なり、是を無の鐘聲と云ふ、第三の不思議なり、（釋迦院七不思議と云ふことあり省略）此
山に生ずる草木の種類は悉く毒氣なく皆藥となる、是第五の不思議なり。

試が嶽、 大師遷化の靈地にして、則ち聖が窟に於て一千日の別行満つるの旦、承和三丙辰九月六日、
此奇巖の上に遷化し給ふ、誠に山中第一の勝地なり。此巖頭に至て數百丈の溪谷に聖が窟を見るに、嶮
岨なる所にして千尋の溪谷に屏風を立てたるが如き巖石なり、諸人身に犯せる罪ある者は、此巖石を攀
つること能はずと云ふ。當山縁起に曰、山中乾の方に奇巖あり、師爰に至て見給ふに、嶮岨峻難譬ふる
に物なし、見るに眩み踏に踏す、一足誤らんか、忽ち千仞空谷の客鬼となる、（中略） 若し人此巖頭に
望んで戦慄の心起らば、將に平生を慎むの便りならんと、自ら試みか嶽と名つけ給ふ。
犬返り 試か嶽に至る道にして、數十尺の峻坂なり、獵犬だも攀つることを得ず、故に之を犬返りと
稱し山中の一勝地なりとす。

窟不動、 奇巖數丈に聳へ、自ら一の洞穴あり、中に石像の不動尊を安置す山中の一勝地なり。石像の
背面に、寛永成年三月施主横山氏重好と刻す。十羅刹女并善大師登山の時、一の層より九の層に至る間
に於て出迎したる處の、（一）籃婆、（二）昆籃婆、（三）曲齒、（四）華齒、（五）黒齒、（六）多髮、（七）無壓足、（八）持瓔珞、

（九）皇諦、（十）奪一切精風氣を稱して石佛を安置しあり。

二王門は本堂より六町十二間の西にあり、入一間三尺六寸、横二間四尺六寸、本末間數帳に依る 明治九年大風の爲轉
倒す今其礎石を殘す。黒門は本堂より五町七間の南にあり。

白山權現、 當山縁起曰、文珠は妙法の發起、普賢は經王の結衆、智行滿圓の菩薩、各々誓を示し玉へ
ば、師益信心肝に銘し山路の危峻を覺へず、荊棘脚を纏ふも厭はざるが故、觀音大士、不動明王、八大
童子等各々出現し玉ひ、當來加被の誓約、現在護持の慰諭、將に親子の値遇に異ならず。中にも本朝女
男の大祖、伊弉册尊は良の角に現して難伏の惡鬼を退けんと誓ひ玉ふ、今の白山權現は即ち尊の神靈な
り云ふ。此舊跡は今の白山に至て釋迦院境域外とされども茲に記す。

四石の古跡、 當山縁起曰上略、其齡十二三許なる容貌盛美なる威儀端正の童子、莞爾として告げて曰、
我は日吉の神靈、十禪子の垂跡なりと告げ玉ふ、是を以て舞伎山王大權現と稱して當山中宮の鎮守なり
其古跡の岩船、鴛鴦石、音樂石等今猶存せり。此古跡は、舊本堂より南方八町位の所にあり、今は村社

（山王神） 柿迫神社と崇め奉る。

釋迦院七十五坊左の如し、現今廢迹となる。

- 學頭蓮花臺坊、 政所財福坊、 維綱大樂坊、 徳林坊、 徳妙坊、 福泉坊、 樂藏坊、
- 徳一坊、 福秀坊、 西林坊、 南仙坊、 東光坊、 智福坊、 大光坊、 龍仙坊、 聚仙坊、

高樹坊、圓林坊、寶巖坊、淨土、端之坊、中之坊、奧之坊、安居室、安全室、
 妙喜坊、圭光坊、惠現庵、兒之坊、日吉坊、玄林坊、極樂坊、大悲屈、試巖坊、
 至心坊、妙泉院、猿林庵、正教院、船之坊、理覺院、坂本坊、牛瀧坊、千憶院、
 慈眼坊、壽命院、阿日坊、常行院、多寶院、等覺院、妙心坊、正先坊、藤光坊、
 杉之坊、柏之坊、松之坊、北巖坊、威德院、立坊行、行泉坊、雪之坊、知妙坊、
 明眼坊、神龍院、犬之坊、權海坊、觀智坊、蓮妙坊、神秀坊、淨喜坊、樂音坊、
 水之坊、天圭窟、一笠軒、島之坊、普照院、法慈坊、

歷代 任職

- 一、西願道人蘭溪獨秀昇大師。承和三年丙辰九月六日遷化。
- 二、藥蘭惠秀禪師號普濟庵道人。承和十三年丙寅九月十八日寂。
- 三、蘭亭知秀律師。貞觀二年庚辰三月二十一日化。
- 四、宗圭秀意大德。遷化年月不詳。
- 五、月溪蘭如上人。延喜十一年辛未六月十九日化。
- 六、蘭谷知雄律師。延喜十六年丙子八月七日寂。
- 七、智海蘭秀權少僧都。承平四年甲午四月六日化。

- 八、峯光智映大僧都。
- 九、道秀知廣少僧都。
- 一〇、高巖智賢少僧都。
- 一一、惠雲普秀僧都。
- 一二、善海澡秀比丘。
- 一三、東涯雄旭大僧都。
- 一四、旭峯仙涯大僧都。
- 一五、仙安洞秀少僧都。
- 一六、東谷義玄少僧都。
- 一七、玄海寂宗律師。
- 一八、玉海探貞大僧都。
- 一九、忍鎧知英律師。
- 二〇、英翁蘭山權大僧都。
- 二一、蘭樂隨行法橋。
- 二二、行慶智隆法眼。

承平七年丁酉四月二十八日化。
 天慶八年乙己六月十四日化。
 應和三年癸亥七月十八日化。
 貞元二年丁丑八月十二日化。
 天元三年庚辰六月十日化。
 寬和二年丙戌二月十三日寂。
 長德三年丁酉七月十七日寂。
 寬仁元年丁己正月七日亡。
 萬壽三年丙寅八月二十一日亡。
 長久四年癸未九月十三日亡。
 康平三年庚子三月二十二日寂。
 康和三年辛己十一月二十一日寂。
 保安三年壬寅十一月十九日寂。
 保延六年丙申二月十五日化。
 保延七年丁酉五月七日化。

- 二三、學林行雄比丘。
 - 二四、林圭秀溪權少僧都。
 - 二五、溪隱秀皓律師。
 - 二六、蘭悟三翁大僧都。
 - 二七、三庵蘭周少僧都。
 - 二八、可順天哉少僧都。
 - 二九、天山良秀權僧正。
 - 三〇、天然良任權僧正。
 - 三一、秀谷義光僧正。
 - 三二、光溪東巖僧正。
 - 三三、光榮重良大僧都。
 - 三四、顯海重玉大僧都。
 - 三五、王屠秀淑律師。
 - 三六、天妙惠顯僧正。
 - 三七、了照智顯權僧正。
-
- 久安三年癸卯八月十三日化。
 - 治承三年乙亥四月十五日化。
 - 文治五年乙酉三月十七日化。
 - 建仁元年丁酉九月十六日化。
 - 嘉祿三年癸亥四月十九日化。
 - 嘉禎四年甲戌五月十一日化。
 - 建長四年戊子正月十八日化。
 - 弘安九年壬戌四月三日化。
 - 正安三年辛丑三月四日化。
 - 元亨三年癸亥七月十四日化。
 - 延元元年丙子四月十日化。
 - 興國三年辛巳三月二十七日化。
 - 正平八年癸巳正月九日化。
 - 正平九年甲午三月十二日化。
 - 正平十七年壬寅正月八日化。

- 三八、高顯秀一大僧都。
 - 三九、龍山秀乾大僧正。
 - 四〇、弘慶秀寬少僧都。
 - 四一、太明秀日少僧都。
 - 四二、玄讚格義律師。
 - 四三、賴玄智徹律師。
 - 四四、賴玄智圓律師。
 - 四五、良圓秀詮大僧都。
 - 四六、玄亮蘭光僧正。
 - 四七、德文義元律師。
 - 四八、德任理秀僧正。
 - 四九、蘭山溪瑠僧正。
 - 五〇、仙了一晃權僧正。
 - 五一、知存秀堯權大僧正。
 - 五二、如真雄秀權大僧正。
-
- 建德二年辛亥正月八日化。
 - 永和二年丙辰七月十七日化。
 - 康曆二年庚申十二月二十五日化。
 - 至德三年丙寅十月二十九日化。
 - 應永二年乙亥三月十六日化。
 - 應永二年乙亥九月十六日化。
 - 應永十二年乙酉四月九日化。
 - 應永二十一年甲午三月十五日化。
 - 正長元年戊申五月十七日化。
 - 永享九年丁巳五月十日化。
 - 嘉吉三年癸亥七月十五日化。
 - 寶德四年壬申三月二十一日化。
 - 文明十二年庚子七月十八日化。
 - 永正三年丙寅正月十五日化。
 - 永正九年壬申十二月二十三日化。

- 五三、一如秀箴權少僧正。大永四年甲申十二月五日化。
- 五四、海光秀舜權大僧都。天文十五年庚戌十二月二十一日化。
- 五五、如海秀鎮大僧都。永祿十二年乙巳十一月二十一日化。
- 五六、憲光慈秀大僧都。元龜三年壬申六月四日化。
- 五七、日憲慈仙少僧都。天正十九年辛卯六月四日化。
- 五八、仙雲文秀大僧都。元和十年甲子正月二十七日化。
- 五九、善定秀憲權大僧都。寛文八年戊申七月二十八日化。
- 六〇、禪瑞祖彦和尚。

和尚號鳳嶽、又唯忍子、奥州之産、姓者、藤田、松島瑞岩寺、雲居希膺禪師之徒弟也。寛文元年辛丑春、當山留錫時、年二十有九。同三癸卯五月堂宇再興、落慶、延寶五丁巳十一月五日寺領拜附、元祿五壬申年正月離山、在住三十二年、正德六丙申年二月二十六日於丹後州、西方寺化、時歲八十四也。

六一、慈頓秀傳權大僧都。

號照明院、隣郷内桑村之産也、元祿六年癸酉二月十五日、台宗復古、同三月二十七日入院。正德二壬辰三月二十七日寂、在住二十年也。

六二、潮音秀海律師。

号德玄正徳二壬辰年五月入院、享保二丁酉十二月三日寂在住六年也。

六三、知玉秀瑞權大僧都。

号普應院玄郭享保三年入院、十七年退隱相良寺入延亨二年化。

六四、玄珠秀淵權大僧都。

号興禪院享保十七年十二月入院、延亨元年九月二十日寂。

六五、石溪秀賢權大僧都。

號瑞照院安永四年七月廿九日寂。

六六、玄妙秀泉律師。

號瑞應院又松林坊天明九年入院、文化九年隱居、在住三十二年。

六七、智道秀榮權律師。

號智光坊文化九年入院、寺領深山村産、文化十四年三嶽山聖徳寺轉。

六八、義龍秀天權大僧都。

号尊門院又菩提子十乘坊天河道人等ノ号ア、姓澤村、熊本ノ人、文政十二年退院。

六九、音秀了權大僧都。

文政十二年入院、天保五年寂。

昇善は光仁帝の御宇、寶龜八年正月二十九日、當郡種山村梅林に於て誕生す。其比の國司は道妙、郡司は檜前正鷹（政丸とも云ふ）なり。昇善幼名藥蘭童子と云ふ、父は種山村權藏と云ふ。藥蘭十三歳にて伊倉山の麓花室藥師寺に入て學ぶに、一を聞て十を悟るの才あり、世以て神童と呼ぶ、遂に薙髮して、倍々勤む。或時高峯に登て見るに、丑寅の方の山に怪き雲霧けり、藥蘭奇異の思をなし尋ねて登り菴を結ぶ。延暦十八年四月八日、閻浮檀金の釋迦を感得し、安置す、夫より釋迦院と號す、此時二十三歳なり。桓武天皇玉體御不豫のこと坐します、依て藥蘭を召して祈らしめ給へば、御惱忽ち平癒あり、此時叡感斜ならず、直に昇善大師と號を賜ひ、並に肥後の國務を賜り下向して當寺を建立し、仁明帝承和三年

遷化する。當寺は江州延曆寺の末寺なり、天正十六年小西行長の兵火に因り、一山悉く烏有に歸す、名鐘は宇土に没收し錢を鑄りしと云ふ。元和六年加藤忠廣六十二石の寺領を寄附す。萬治二年奥州松島の雲居門弟禪瑞此地に來往すること久し屢國內を勸化して再興し則禪刹とす。亦當山十八町四方當寺開基以來附來る地なる故、禪瑞公裁を経て年貢免許の地とす。延寶五年細川綱利三十石の寺領寄附あり。本堂修覆は爾來郡役をして勤めしむ。元祿六年故有つて禪瑞退院、其後天台の教刹に復し、江州比叡山正覺院末寺に屬す。

寺領寄附狀。

肥後國八代郡之内釋迦院者、雖靈遠梵荒廢已年久矣爲佛運紹興以同郡深山村上門村之内三十石別錄有之事所寄附之狀如件。

延寶五年十一月五日

越中守 綱利

肥後誌曰、或說に當寺往古は三論宗にて、其後天台宗となれりと、衆徒行者七十五坊ありて今に坊迹あり、入峯當山にて修行す。矢山、印山、觀音嶽、小浦箱石等入峯修法の迹と云ふ。印山大山に狗留孫佛の寺迹岩洞五輪塔あり、年序不明、釋迦院絶頂より西南に當て遙かに望めば、唐洋天を浸して、潮色金色に化す、故に山號を金海と稱す。

釋迦院下乗の銘あり。

下乗 夫此下馬札者、蒙桓武上皇之勅命所立也、物換星移、雨露破札木、風濕侵、銘故于今ト日再營、時維寶曆三癸酉季春吉祥日、瑞松院石溪謹再建之。

八代事跡考に曰く種山の隣村、小浦村に伊倉山藥師寺と云ふ寺あり、今に其廢跡に藥師堂あり即之なり、醫王山福音寺跡と云ふあり或記曰、金華山淨水寺は狛善剃髮の古跡なり、伊倉の花寶寺に入て僧となる云々とあり。

淨水寺は、狛善四十九院を建立せし、最初の寺院なりと云ふ。

飽託郡中牟田村妙覺寺の什物、佛身舍利の讓狀の略に曰、釋迦如來齒骨一顆、舊金海山釋迦院開山靈寶也、罹寇火山内悉燒亡時、學頭職、杉本坊秀繁、藏尊齒及地藏畫像、逃來此寺寓居有年、今讓與妙覺寺、現住法印快元而、永爲當寺之重寶、慶長五年三月十五日秀繁判、又阿蘇家に、金海山大恩寺衆徒中僧徒秀俊法印豪慶、大宮司惟將に送る書狀あり。

歲暮之御佳例重々申納候抑不反之御卷數以誠精旨令進覽候。御武運長久御増進万幸々此等之趣御披露仰所候。恐々謹言。

十二月十三日

法印 豪慶 判
僧都 秀俊 在判

村山殿

表書 村山殿

大恩寺衆徒

阿蘇家留書。

歳尾長久之儀以卷數承候珍重候、増々諸事満足之段可被添御心候、恐々謹言。

十二月 日

惟 將 左 判

大恩寺衆徒中

此に據る時は則學頭職あり、山中技坊大衆あること其證明瞭なり、四十九院は益城、八代二郡の内所々にあり。

編者曰、桓武天皇御惱に付藥蘭を御召し加持を命せられ、御平癒に依り大師號を賜はりしこと正史寶錄僧史にも見へす。我國にて大師號を賜はりし其始は貞觀八年七月十四日最澄に謚を傳教大師と賜はること明匠光徳記に載たり。我朝天臺宗の始は最澄也、延曆二十三年に渡唐同二十四年に歸朝して普く宗を弘む乃ち天臺宗と云ふ、僧善は最澄以前に天臺を弘めしか又始は三論宗なりしか、後の考證を俟つ。

○神理教八代支場

祭神 天在諸神 十八座。

天御中主尊、高皇產靈尊、神皇產靈尊、國常立尊、可美葦牙彥舅尊、天常立尊、豐斟淳尊、湍土煮尊、沙土煮尊、角機尊、活機尊、大戸道尊、大苦邊尊、面足尊、惶根尊、伊弉諾尊、伊弉册尊、天照大神。

八代町字二ノ町にあり。明治二十八年三月三十一日設立許可。權中教正大原恒貞教務に従事、信徒千二百人。大祭日七月十三日より十五日に至三日間。

○金光教八代教會所

祭神 天地金の神。

教祖を生神金光大神と云ふ。

八代町字下荒神丁にあり、明治四十五年七月四日設立許可せらる。中講義重松源治教務を司とる信徒六百八人、五月と十一月各十日に大祭を行ふ、神誠真遁の心得十二ヶ條を以て教義とす。

○金光教鏡教會所

鏡町にあり大正八年七月設立、現今信徒七百余名あり。

○天理教不知火宣教所

祭神 十柱神、國常立尊、面足尊、月讀尊、雲讀尊、惶根尊、大戸之邊尊、大戸之道尊、國狹槌尊、伊弉諾尊、伊弉冊尊、

八代町字荒神丁にあり。大正二年六月廿八日設立許可。權中講義大塚辰次郎教務に従事す、信徒三百六十八人。一月と十月の十五日に大祭を行ふ。

○天理教西八代宣教所

八代本町にあり。大正六年設立小講義志倉芳松教務に従事す、信徒百十戸。

○天理教

太田郷村大字松江にあり。設立年月不詳。村上ミツミ教務に従事す、信徒百戸を有す。

○天主教

明治二十二年佛國よりコール神父始めて來代、翌二十三年本町弓削親正の宅を借りて仮教會に充てしが、

同二十八年長丁現今の住所を造る、同三十三年五月聖ポーロ會より童貞女三人來代。同三十八年會堂を建設せり。現今信者約百七十名なり。

○メソヂスト教會

明治十八年夏大賀、值賀に依て開設され其後市來敬太郎、成田保英等を経て現今に及ぶ。信者七十二名あり、又聖愛幼稚園を附設す、

○ホリネス教會

鏡町にあり、信者二十余名下山トシ子牧師たり。

第三章 古城趾及古戰場

○八代城趾

八代町に在り、元和五年の秋、從四位下侍從兼肥後守加藤忠廣、幕府の允許を得て、麥島城を移し、其長臣加藤右馬允正方をして築かしむる所なり。地は其當時德淵、松江の二村に亘るを以て松江城と云ひ、

壘壁築くに白石を以てす故に白石城或は不夜城の稱あり。南は球磨川の巨流に面し、東は龍峯、八丁の諸山を望み、北は泥淖の水田に連り、西は不知火海に瀕し。遠くは薩、隅、日、肥、筑の諸州に接し、近くは球磨、天草の咽喉を占め、天下有事の日に當ては尤も要害の地なりとす。正方の城池として撰ひしは能く其處を卜し得たりと謂ふべし。

牙城は四圍樓櫓を屏列し、五層の天主閣あり、二層、三層の櫓あり、東を本門と云ひ、前に欄干橋を接す、欄干橋の擬寶珠に元和八年壬戌八月吉日と刻す北門は葭欄干と稱し、裏門たり。石壁直立二十六尺、

天主第一閣石壁直立三十六尺、東西六十六尺、南北七十五尺。第二閣石壁直立三十二尺、東西二十九尺、南北四十三尺。

東西八十五間、南北七十七間、幅員六千五百四十五平方間、周池四百十九間、幅十五間乃至二十間。第二廓を二ノ丸東ノと云ひ石壁直立十八尺。第三廓を大手廓、北部の一廓を北の丸と云ひ、石壁直立十

八尺。第四廓を北小路と云ひ、直立石壁十八尺。第五廓を八代市街とす。総廓東西八百十六間、南北四百四十八間、幅員十八萬八千六百〇二平方間、四周池を廻らし水を湛へたり。

元和八年春城廓略成る、正方城を守ること十三年。外廓は未だ竣工に至らずして寛永九年六月朔日加藤忠廣、國除かれ出羽の國庄内に謫せられ、正方も亦八代城を退去す。此時幕府より熊本へ上使として内藤左馬頭及稻葉丹後守を遣はし、八代には城番として秋月長門守、島津右馬、木下右衛門、稻葉民

部少輔を遣したり。斯くて正方は七月八代を發し京師に赴き、又伏見に留り、終に藝州廣島に遊び片岡風庵と号し、慶安元年九月二十三日病んで没す。

辭世に

病の床にふし暮るゝ程によはり果て、折から長月十三夜の月、山の端さしはなれたるも、今はのきはと身にしてみてもよしやあしや。

月もあわれ今宵を秋のなこり哉。

梓弓やつの苦しみうけし身の

引はなれては本末もなし。

寛永九年十月從四位下少將越中守細川忠利肥後に移封せられ、十二月九日熊本城に入る。二十五日忠利の父忠興(三齊)八代城に入り後北の丸に移り、五男中務大輔立孝をして牙城に居らしむ。寛永十八年三月忠利卒す。其男從四位下侍從兼肥後守光尙封を襲ぐ。正保二年十二月二日忠興卒す。行年八十三歳同三年八年幕命を奉し、其長臣長岡佐渡興長をして八代城を守らしむ。熊本より騎士五十人を遣はし興長に屬せしむ、之を八代城附と稱す。寛文十二年二月十九日雷八代城に震し一二の天主閣及其他の城櫓館舎に延焼し、兵器も亦多く焼亡す。綱利乃ち甲冑、刀、槍、弓、銃、大小礮及附屬諸具を併せて之を賜り以て軍用に備へしむ弓矢、彈丸も之に稱ふ。全年七月幕府に陳して之を修理す。然れども天主第一閣は復

舊せず。延寶四年八代城修築功竣る。寛政九年十月二日火災に罹り牙城の館舎並に三階樓に延焼す。同十年三月齊滋幕府に稟請し再修す。享和三年三月土木功竣る。明治二年八月七日盈之熊本藩大參事に任せらる。同三年四月盈之八代城を退かんことを請ふ。六月本官を免し金參拾兩を賜ふ、此月盈之牙城を避けて第二廓に居る。七月二日八代城守備の任を解く、此に於て盈之八代城を退き熊本に移る。九月熊本藩知事細川護久官に請ひ熊本城及八代城を廢す。同四年七月廢藩置縣の制に依り、十一月下益城、宇土、八代、葦北、球磨、天草の六郡を割て八代縣を八代城に置く。同六年一月八代縣を廢して白川縣に合す。同十三年八月三日、征西將軍宮懷良親王鎮齋仰出され直に社殿建設せられ以て今日に至れり。(口繪參照)

○麥島城趾

植柳村大字麥島、字古城と云へる一面の高地にあり其天守臺の趾は西北端にあり、東方は元市街の地に於て、字古町と云ひ西は斥鹵にして其當時は直ちに海濱なりしと云ふ。城趾の内には未だ殘濠の水を湛ふるあり。東北に方り鏡ヶ池の古跡あり、風雨多年池水を存せず、悉く畑地となりたるを以て唯一の石標に依て往時の遺跡を偲ぶのみ。北は前川を控へ、南は球磨川を繞らず、惣廓四百四間、東西四百十間。天正十六年閏五月小西行長古麓の城を此の地に移し築きしものにして、家臣小西美作行重幼名木戸をして城

代たらしめたり。文祿征韓の設起るや、清正、行長、朝鮮出陣の虚を窺ひ、文祿元年六月、島津義久の弟祁答院左衛門尉歳久、八代、佐敷の兩城を屠らんと謀り、薩州湯尾の外城持、梅北宮内左衛門等は佐敷を攻め、東郷甚右衛門、谷口五郎左衛門、同因果之助等は兵二百余人に將として來り當城を攻む。松浦筑後久次は細工町の商家より急を告げしを以て、直に守城の備を嚴にし。甚右衛門等を屢殺したるを以て殘余の兵は悉く潰走せり。(郡史參照)

慶長五年清正、行長の本城宇土城を圍む、時に島津義弘三成に黨したりしが關ヶ原の敗報至りしを以て、城代小西長貞自殺し、遂に清正に降る。家康乃清正の功を賞し、行長の舊封を併せて清正に賜ふ、於是清正、肥後全部を領するに至れり。(郡史參照)

慶長六年清正隈本に城を築き、又八代の麥島を修築し、蟹江與兵衛本姓蜂須賀と稱す野尻久左衛門を城代とす。同十六年六月二十四日清正卒す。世子忠廣封を襲く。同十七年幕府の命に依り、加藤家の老臣加藤清左衛門正方をして、麥島城を守らしむ。士卒七隊を分ちて正方に屬せしむ、其兵三百六十人。元和五年三月十七日地大に震ひ城廓悉く頽毀す。同年秀忠の命を受け、城を松江、徳淵に移し築かしめ、尙ほ右馬允をして城代たらしむ。正方始め片岡清六と稱し後清左衛門と改む。清正名を賜ひて加藤正方と稱せしむ。

慶長十七年六月二十七日徳川幕府老中より加藤家に下したる書に曰

加藤藤松忠廣幼名幼冲に因て老中奉命下其長臣書

條々

- 一、水俣宇土矢部三ヶ所之城可爲破却然者水俣宇土に有之諸侍妻子共熊本へ引越尤に候事
- 一、從隣國境目自然非分申掛候族雖有之年寄中万事令堪忍其段可致言上候事
- 一、肥後國百姓令困窮之由被及聞召古參迄者一圓可被差置之旨被仰出候上者彌土民憐愍可然候事
- 一、家中諸侍國中にて役儀之事古肥後守時之半分たるべき事
- 一、八代城代之事加藤右馬允被仰付候然上者彼地に有之諸侍不殘右馬允與力被仰付候但し野尻久左衛門蟹江與惣兵衛兩人者熊本へ引越可有在地事
- 一、右馬允知行之事近年於内牧領知高當分於八代城廻可被相渡候事
 - 附り此以前令與力候馬乘徒侍鉄砲之者八代へ引越上者知行切米扶持方以下如近年有來於八代右馬允可相渡事
- 一、加藤万兵衛事内牧城代被仰付候知行之事當分於内牧城廻可被相渡候事
 - 附り於矢部諸侍妻子内牧へ可引越事
- 一、加藤美作へ知行三千石被下候間中之所にて可被渡候事
- 一、俸庵へ知行之事最前千石令所知之由只今千石都合二千石被下之間古肥州被出候知行物成並之所にて可被相渡事

右之條々猶肥州へ被申達以上上可被相究候也仍如件

慶長十七年六月二十七日

青山圖書助

土井大炊頭

酒井雅樂頭

本多佐渡守

加藤丹後殿

加藤右馬允殿

加藤大和殿

並河但馬殿

下河又左衛門殿

○平山城趾

高田村大字平山にあり。後は扇ヶ嶽高く聳へ、西は一面平野にして、八代海を隔て、遠く天草の諸島を臨み、南西は葦北の山嶽を控へ、頗ふる要害の地なり。傳へ云ふ正平十三年、松岡大學亮長明此城を築き在城し、以て官軍に従ひ、長明の子長朝孫長清在城高田御所守護の任に當りしと。元中八年名和氏、

今川了俊と和成るに及び、八代、葦北の諸城悉く開城するに當り、本城も亦開城せり。寛正六年名和顯忠、高田郷三百五十町を相良長續に與ふ。長續、菊池爲邦と隙あり、爲邦來て葦北を撃つ、水俣の兵之に應ず。長續守る所の牛屎院を島津氏に復し、其番兵を高田に移し、村山某をして平山城を守らしむ。文明十五年相良爲續、名和氏守る所の古麓城を攻む。薩摩、天草等の援兵來て合撃し、古麓城を破り、兵を高田に退けて守護菊池重朝の命を待つ。同十六年三月十七日名和顯忠古麓城を退去し爲續古麓城に入る。明應八年三月十九日爲續八代を退て人吉に歸る。全月二十三日顯忠再び古麓城に入る、平山城亦名和氏の有に歸す。文龜元年五月相良長每、兵を分つて三隊となし、第一は照角山より、第二は五木谷より、第三隊は葦北口より出て、八代を攻撃し、高田、豊田、岡、興善寺、守山等の諸邑を略す。永正元年長每古麓城に入る。是より八代諸城は長く相良氏の有に歸し、平山城亦其有する所となる。於是長每平山城を修築し、家臣東越後をして城代たらしめしが、後桑原和泉守城代となる。天正九年十二月響の原の役、後相良氏古麓城を退く。是より八代諸城は、島津氏の有に歸せり。桑原氏は、其先越前の士にて、元弘の乱に官軍に屬し、後當國に來る其後數代を経て、相良氏に屬し、廣政に至り、平山城代となる、世に平山殿と稱す。廣政は風流の人にして、洛陽池ノ坊に插花を學べり、全家花傳抄奥書に曰

右立花之條々雖爲家秘本依深御熱心肥後國八代庄桑原和泉守殿令相傳畢歸々不可有他見者也

元龜四年五月 日

洛陽六角堂池坊專榮在判

○古麓城趾

宮地村大字古麓字上り山、新城の二字に亘る高地を云ふ。南は下松求麻村境より北は中宮川に接し、後は八丁嶽を負ふ。東丸高二百三十間、上の曲輪百五間、総地張四百十二間なり、南方球磨川に臨める高地、宮松墜道の上にある平坦部を、大書院と名つく。鞍掛、丸山、飯盛、鷲尾、鷹城、新城、勝尾等の諸山は、悉く城廓の一部なり、之を古麓の五城と稱す、又之を内河城とも云ふ。地勢東南は山嶽重疊し、西北は肥後の平野連り、遠く海を隔てて天草島及宇土半島を望み、球磨の咽喉を扼す。此城一に八代城と云ふ。(口繪參照)

建武二年名和伯耆守長年の子伯耆大夫判官義高八代の地頭職に補せらる。因て代官として長臣内河彦三郎義眞を八代に遣はし、此城を守らしむ。義眞官軍に屬して義旗を揚げ、遙かに菊池、阿蘇氏と相應して以て征西將軍宮の入國を迎へ奉らんとす。延元元年武家方の將、一色範氏兵を遣はし之を攻めしも堅固にして抜くこと能はず。此頃球磨郡人吉の地頭に相良兵庫允定頼あり。定頼は早くより、尊氏に心を寄せ、尊氏上洛の時も隨從する計畫なりしも、内河氏が當城にありて之を遮るのみならず、一族相良孫三郎經頼を始め、須惠、永里、岡本、奥野、橘、佐渡八郎等各地に起り、官軍に應じ義眞、經頼等勢力益

振ふに至りしかは志を果すこと能はざりしが範氏は今川時助をして榊原三郎等を催し、八代城を攻め、尋て球磨の官軍に當らしめしも共に其目的を達することを得ず。又菊池、阿蘇等の官軍益隆盛を極め、加ふるに宮三位中將の肥後に下向し諸軍を統帥せられ、且三條少將泰季も加はりたれば、一色範氏は大に窮し一人の力にて局面を轉回すること能はざるに至れり。於此武家方には、少貳頼尙を下し、範氏を援助せしむ。頼尙肥後に入り惠良、相良等の兵と戦ひ、又八代に迫らんとす。義真兵を黒淵城に出し大に頼尙の兵と戦ひ、遂に之を撃退す。正平元年二月、中院中納言義定、將軍宮の先驅として肥後に來り、八代城に入る。惠良惟澄、義定に與し馳驅して、頼尙の銳鋒を挫き、肥後に於ける官軍の勢力を維持したり。九月十一日少貳頼尙三日寺に着し、義定、義真を攻めんとす。義定書を惠良惟澄に送りて援を請へり。頼尙進て守山關を攻め、筑後經尙は八代の背後に廻はり、葦北莊、田河内關より攻めて南北より八代を夾撃し、一舉に之を陥れんとの策略をなせり。閏九月二日頼尙守山關を破らんとす。惟澄小川城に在りしが、直に馳せ赴き逆へ撃つて頼尙の兵を破る。又田河内方面にある經尙は相良氏の一族を率ゐる之を攻撃したるが、官軍能く拒きければ、破ること能はず。其後數回の攻撃ありしも悉く不成功に終れり。此に於て阿蘇惟時の仲裁により八代を南北に別ち和を講せしめしも只一時の權宜に過ぎず。頼尙の態度頗る曖昧にして筑前大宰府に歸ることとなりき。同三年正月將軍宮肥後に着せらるゝに及び、中院義定は親王の御一行に従ひ、菊池に入り、八代城は内河義真専ら之を守りて、薩摩及び相良氏に對して

の防禦として駐屯せり。同十三年名和顯興一族三百余人を率ひ、菊池武光を頼みて肥後に來り始め豊福城に入り、後八代城に移る。長年の弟信濃法眼源盛等従へり。是より先、南朝陵夷し名將勇士多く戰没す。故を以て伯耆の所領を捨て、八代に來れり、然れども入城の年月詳ならず。

顯興八代城に入るや、親王は功臣の胄裔なるを以て倍從せしめ給ふ。正平十四年七月親王少貳頼尙、大友氏時を、筑後川に征し給ふや。顯興は大野溝口等と、右翼隊として進軍し、敵松浦黨の後方にある沼澤を徒涉し、突貫せり。顯興は先頭にあり、大野第二陣、溝口第三陣にありて敵の側背を攻撃せしを以て、敵は大に狼狽し、數多の死傷者を遺棄して本陣に退けり。此役に味方も亦多數の死傷ありしも、顯興父子は無事なるを得たり。是より八代に歸り、根據を堅固にすべく一族上神出羽守重光を、葦北郡佐敷城に、嘉悅越前守を同郡津奈木城に、進惡兵衛眞春を同郡田浦城に、本郷式部少輔家久を同郡水俣城に、内河彦三郎を八代郡小川城に置き、又久多良木、二見等の諸城に守兵を置きて、宮御所と連絡を通し、以て守を堅くしたり。天授元年親王退隱高田御所に御在居の節は、同御所を守護し奉れり。元中七年九月、良成親王は菊池武朝を従へ八代に入り玉ふ、名和顯興入道紹覺之を迎へ奉りて籠城せり。今川貞臣は肥前武雄大宮司代新左衛門尉等の兵を率ひ、同八年三月軍を南方に進め、道々大川、篠尾、岡等の諸城を陥れ、六月六日抗瀬なる顯興の館を攻め、宮地原に戦ひて七月三日八丁嶽を攻撃、久多良木等に轉戦せり。是に於て顯興も今川軍に敵し難く、良成親王も一時講和を諾せられ遂に開城するに至れり。

翌年南北講和となり良成親王は八代より、矢部に入り給ふ。後醍醐天皇南狩より此時に至る迄五十七年、多年の紛擾も跡を絶つに至れり。嗚呼名和氏八代に來り、内河義真と共に八代城にあり菊池氏に應じ葦北方面に勢威を張り、相良氏の出陣を止め島津氏を牽制し専ら宮方に努力し肥後一國が官軍として永く勢力を保ちたるものは實に顯興の南肥後に於ける籌策の宜しきを得たるもの其の原因たらずんばあらず顯興は城を泰興に傳へ、顯眞、教長、義興を經へしが、義興卒して子なく、顯忠家を繼ぎ正五位下に叙し、彈正少弼伯耆守となり、阿蘇大宮司惟忠に一字を請て顯忠と稱せり。是より先文明の初より相良爲續と隙あり、同十五年冬爲續兵に將として來り攻む。島津、天草の一黨之を援くれども城固くして抜くこと能はずして退く。同十六年春爲續再び兵を率ひ、佐敷に屯す。三月七日顯忠城を棄て、本城を退く、爲續遂に八代を取り球磨、八代、葦北、天草、四郡を併せ領す。明應八年春爲續勢大に衰へ、八代城を退て球磨に歸る。三月二十三日顯忠麓城を復す。文龜二年八月爲續の子長每來り攻む、顯忠堅く守る、十月長每兵を解て高田城に退く、三年冬營を連て再び來り圍む。永正元年春、守護菊池能運兵を發して長每を救ふ。阿蘇惟長來て小川に陣し、又介援をなす、顯忠防戰甚力む、能運正觀寺の僧、東松軒某を八代に遣はし、顯忠をして城邑を長毎に譲らしむ。二月六日顯忠城を退て木原城に走る。同年又宇土に遷る。建武二年入城以來茲に百四十九年。文明十六年より明應八年に至る十六年、長每在城。永正元年顯興在城の時に至て全く相良氏の城邑となる。爲續は長續の子なり、始の名は頼元元服の時菊池爲邦一

字を授け爲續と改めしむ、幼名四郎三郎後從五位下左衛門尉に叙せらる。文明十六年三月名和顯忠を討ち代りて麓城を取り、八代、葦北、天草を併領し、尋て又豐福城をも保つ。後菊池氏に背きて隔意を構ふ。菊池能運肥後、豊後、筑後の兵を遣はして豊福を攻めて之を抜く、爲續勢を失ふ。明應八年三月八代を退て球磨に歸る。同九年六月二十日卒す。

長每は爲續の長子也、幼名太郎後宮内少輔と稱す、始の名は長輔、後長每と改む。文龜二年八月より麓城を攻め三年冬に至る。永正九年二月六日名和顯忠退城、長每代りて入城し豐福をも知行す。是より長く八代を領し、古麓城に主たり。同七年從五位近江守に叙せらる。同十二年家を長祇に譲りて名を休也齋と改め、今泉に退隱す。同十五年五月十一日卒す。長每妙見社を信し、永正十一年甲戌橘公忠をして靈符七十二行版木を彫刻し之を妙見山上に納めしむ。

相良長祇は長毎の二男なり、太郎と稱す。永正十二年封を繼て八代を領し、古麓城に居る。大永四年庚申相良長定の爲めに人吉城没落し。同五年正月十八日水俣に於て生害、人吉青井神社の傍八大龍王社は此神靈を祀る。

相良長定は爲續の兄相模守頼金の子なり民部大輔と稱す。大永四年八月人吉城に入り家に繼ぐ。同六年没落。後享祿四年十一月生害。八代には稻留左近大夫を置けり。

相良義滋は長毎の嫡男、始長唯と稱す、大永六年長定没落の後家を繼ぐ。五月人吉城に入り、享祿三年

古麓城に入り。天文十四年足利義晴一字を賜ひて義滋と改めしむ。十二月從五位下に叙し、宮内大輔に任せらる。同十五年八月十二日卒す。法名了徳永幸蓮乘院と號す、目今五輪塔悟眞寺境内にあり。天文三年正月十六日新に城を八代古麓城内鷹峰に築く全三月十日成る移て之に居る。同十四年從五位下宮内少輔に任せらる後奈良天皇の宣旨を奉じ、勅使として大外記大宮伊治西下麓城に向はる。大内義隆其臣弘田禪正忠をして嚮導たらしむ。天使船德淵に着す。二十八日東泉寺に館せらる。義滋同寺に來り謁し、大に古麓城陣内に饗す。十二月二日義滋及世子晴廣口宣を鷹峯城に拜す。世子晴廣從五位下右兵衛佐に任せらる。相良氏天使に禮すること甚だ厚し。三日父子其旅館東泉寺に往て之を謝す。六日始めて衣冠を服し、白木社に謁す。九日天使を陣内に饗す。十四日天使德淵を發せらる。父子親しく之を奉送す。相良氏祖先以來未だ曾て其例を見ざるの天恩を蒙むる、義滋父子の光榮尤も甚大なりと云ふべし。

相良晴廣は、相良上總助頼興の長子なり、始は頼重又長爲、爲清と云ひ、藤五郎と稱す。享祿三年嗣となり、人吉城に居る。天文四年父と同じく一字を賜はり晴廣と改む。十二月從五位下に叙し右兵衛佐に任す。十五年遺領を繼て古麓城に移る。弘治元年八月十二日八代鷹ノ城中にて卒、法名兆山蓮慶林泉院と號す。八代林泉院に葬る。林泉寺不明洞 泉寺ならん相良義陽は晴廣の子なり、修理太夫に任せられ從四位下に叙せらる、始め四郎大夫頼房と稱す。永祿七年五月足利義輝一字を授け義頼と改め、後又義陽と改む。永祿六年島津義久其弟家久及其臣新納忠元をして兵八千に將として肥後に入り相良氏を撃たしむ、管内の支

城皆陥り、進て古麓城を攻む。城は險に據り堅く守て拔けず。家久等乃ち砦を築き兵を留めて去る。天正六年義久其弟義弘をして兵五千に將として來て諸城を攻めしむ。七年三月更に新納忠元等兵六萬三千餘を率て來り攻む。水俣以下の諸城悉く陥る。義陽孤城を守り遂に衆寡敵せず島津氏と和す。同九年十二月二日、甲斐宗運と戦ひ響原に於て戦死す。嗣子忠房古麓城を去て人吉城に據る。永祿二年九月二十七日夜八代陣内火災に罹りたり。相良忠房は義陽の嫡子なり、四郎太郎と稱す。天正九年島津義久一字を授けて忠房と云ふ。義陽戦死の時年甫めて十歳。諸臣相謀り所領及城池を島津氏に譲り、球磨一郡の領主となる。

是より古麓城は島津氏の有に歸し、家臣を遣はして之を守らしむ。慶長十五年三月豊臣秀吉大軍を率ひて京師を發し、島津氏を伐つ。四月進んで高良山に軍す。新納忠元伊集院忠棟古麓城を保つ。嶋津征久と兵を合せ堅く守る。秀吉兵艦を以て之を攻む、忠元等夜遁る。秀吉城に入り福島正則を留めて之を守らしむ。後佐々成政其臣をして之を守らしむ。成政罪を得て死を賜はる。慶長十六年小西行長八代外二郡に封せらる。行長小西美作行重をして入城せしむ。尋て麥島城を築き、古麓城を廢す。永正元年より、天正九年に至る、七十八年、名和、相良兩氏及島津氏入城年表左の如し。

百四十九年。

自建武二年内河氏入城
至文明十六年名和氏退城
自文明十七年
至明應十七年

相良氏在城十四年。

自明應八年
至永正元年
自永正元年
至天正九年
自天正十年
至慶長十六年

名和氏が在城六年。

相良氏が在城七十八年。

福島氏佐々氏が在城三十年。

計二百四十七年。

名和文書

肥後國八代莊地頭分鞍楠村寄進之熊野那智山之由被聞食畢者 天氣如此悉之以狀

建武二年五月二十六日

大膳大夫判

伯耆大夫判官館

蜂須賀文書

名和重年其臣蜂須賀家親に賜はる感狀

一 後醍醐天皇之爲御方先祖長年洛中野原從合戰以來勳功就中文明三年以來相良爲續於八代城度々襲來之刻被碎手云々以下略

菊池武朝申狀曰

興國以後者武光奉成大王入御最初於八代城自令對治一色入道道猷父子之後申沙法大小之籌策云々

阿蘇文書

去年後九月以來八代合戰被致合力之由被聞食了尤以神妙彌猶可被抽忠節者 天氣如此悉之以狀

正平二年正月八日

右 中 辨 花押

惠良小次郎殿

名和氏靈牌

有佐村大字下村、名和家は南朝の忠臣名和長年末葉にて長年の孫、義高八代の莊を賜はり、建武年間長臣内河彦三郎を遣はして八代に城代たらしむ。正平十三年義高の子顯興一族三百余人を率ひ八代城に入る、爾來百五十年、子孫相繼ぎ勤王の大義を明かにし文明十六年六世の孫、顯忠八代城を相良爲續に奪はれ、一旦退城。明應八年再び入城す。永正元年二月相良長毎に譲り、宇土城に移る。顯忠より重年、武顯、重行、行興、行直、顯孝に至る。天正十五年豊臣秀吉征西の時領地を除かる。是より子孫柳川に住す。此時顯孝の子寛三郎年二歳、老婆負ひ來て八代郡有佐村に住す。爾來子孫醫を業として現今に至る。同家に安置する靈牌左の如し。永正元年より天正十五年に至る宇土城主たる八十四年此時に至て浪居す。

表 前伯州大守從四位下彈正大弼源朝臣大仙紹果庵主尊靈位

裏 迺天文十五白丙午六月十一日逝去

是は名和顯忠の孫にして宇土の城主たりしを以て宇土椿原宗福寺に葬られたる武顯の靈牌なり。

表 前伯州大守從四位下修理大夫源朝臣英興道宗大居士尊靈位
裏 于時永祿五白壬戌三月十三日卯刻逝去

是は伯耆守行興の靈牌なり、行興は武興の二男にして兄重行の跡を繼ぎて宇土城に居り宇土を以て家號とす、文書左の如し

上卿按察中納言

天文二十二年五月二十一日

宇土伯耆守 行興

宣任修理大夫

藏人權右少辨藤原經元奉

上卿廣橋大納言

弘治二年四月十四日宣旨

正五位下源行興

宣叙從四位下

藏人左中辨藤原淳元奉

行興の弟行直家を繼ぎ顯孝に至る。顯孝は慶長十三年十一月二十五日卒し其子寛三郎浪人となり、八代

有佐に住せり。

○芭蕉谷の古塔

宮地村大字古麓、字上り山、飯盛山の西麓に芭蕉谷と云へる小溪あり、古麓城の一部たり。地形は谷の西方は球磨川懸崖にして直立三十間。崖上に平面なる臺地あり、谷より登る數十歩右方なる平地は長三十間、巾十八間余にして山の背後には切通しを穿つ。宮松墜道の上なる臺地を大書院跡と稱す。一隅に五輪塔の分離したる地輪二基散在す。一基は灰石二個、一基は天草石を以て造れるものなり。其地輪は四角なる臺石にて、雨露の爲め腐蝕す。其傍に天草石の疑寶珠あり空、風輪なりと察せらる。臺石には右に寶徳二年庚午十月七日、左方に一結衆各々敬白と刻せり。

按するに、寶徳二年は、名和顯興四代の孫、名和教長古麓城を守りし時なりとす。教長は永享六年、宇土を領し享徳元年壬申五月十一日生害せり。されば此台石は教長のものにあらず、獨峰須賀義房の教長に従ひ八代郡麥島村を賜はり、八代陣内大手に於て戦死したること蜂須賀記に見ゆれども、死亡年月記するものなし。されば此の古碑は恐らくは此の義房の古墳にてはあらざるか、又義房は何人と戦ひしや戦記なければ考査し難しと雖も、義房の戦死に依り一味徒黨の人々相計り一基の塔婆を築きしにはあらざるか、後の考證を俟つ。

○上土城趾

千丁村大字大牟田、字上土字城と云へる地を上土城趾と云ふ。文龜元年辛酉名和氏の重臣、蜂須賀治部少輔家親の築く所なり。全城は名和氏八代入城以來古麓城の支城として蜂須賀氏をして之を守らしめたりしが、名和、相良交戦の後、永正元年名和氏は古麓を退き相良氏に譲りしかば、相良長每代て古麓に入り、名和氏は宇土に移りたり。是より、相良氏の重臣を各支城に配置し。興善寺城は相良伊勢守長峻をして守らしめ、其與力として、上土城に岩崎主馬忠國又云忠久を置く。忠國は文武兩道に達したる士にして、祖先菩提の爲に、大法寺を再建し、又殖産の道を講して永正二年乙丑十一月領内古閑淵前の邊に、蘭草を植栽せしめたり。是本郡に於ける蘭草栽培の創始なり。爾來忠國は仁政を施し、領民を愛撫し民力の涵養に力を盡したり。會永正十五年國內大に飢饉、此時に當り岩崎氏の領民は斯の副産により飢饉の難を免れたりと云ふ。是より蘭草の栽培は盛んに行はれ、世に大牟田菘と稱するに至れり。

岩崎氏は相良長頼より出つ。長頼の第二子頼氏多良木を領す、之を上相良氏と稱す。頼氏の第二子を岩崎五郎左衛門と稱す是れ岩崎氏の祖なり。其子孫代々相良氏の重鎮として仕ふ。相良長每古麓城に入るや、各支城に一族重臣を分派し之を守らしむ。忠國も亦蜂須賀氏に代り入城せり。天文十二年佐吉吉兵衛行盛、野口興次郎等の襲ふ所となりて戦死す。忠國の墓は字上土に松一株を植ゆと古記にあれども今は認めず。

忠國戦死の後、村山飛彈守之を守る。飛彈守は八代四奉行の一人にて宮原城主橋公忠の族、伊藤大和守の嫡男にして、村山氏を襲ひ、天正九年十二月二日相良義陽に従ひ響の原に出陣し同地に於て戦死せり。是より上土城は自然廢滅に歸せり。現今古城趾の一部に觀音堂を建て其傍に岩崎堂を置き僅かに古城趾の名を存するのみ。

○興善寺城趾

龍峰村大字興善寺、龍峰山下の高地字志水小字城の平と稱する地にあり。本丸高さ百十間、頂上の廣さ東西十四間、南北十六間、曲輪四十八間、二ノ丸高四十六間、上の廣さ十間に十六間、曲輪四十三間、總地張三百四十間なり。建武年中名和氏の臣本郷市正忠行城代として之を守り爾來百七十余年名和氏の支城たりし。永正元年名和顯忠古麓城を退き、宇土に入るや、本城亦相良氏の有に歸し相良爲續の子伊勢守長峻をして代たらしむ。長峻姓を西と改め其子西次郎兵衛長時、其子某迄三代共に城代たり。天正九年十二月響原合戦の時、興善寺城代蓑田筑前出陣して戦死せり。相良氏八代を退き球磨に歸るに及び、本城を焼き一族悉く球磨に歸る。同十五年豊臣秀吉征薩の時、島津征久、町田久信は小川より新納忠元は種山より各同日關城に到り征久に會すと、關城とは本城の謂なり。本城の地たる關、志水の二字より

成る、其南方谷を隔つる城迹を越中か城と稱す。是字關に屬するものなり。寛永の比には新城と稱せり。現今本城迹は松樹繁茂し城の平と云へる名のみ存せり。

○岡 城 趾

龍峰村大字岡中村字古城の西側にある高丘にして、鹿兒島街道の東側なる大なる溜池に傍ふ。此城山に面する方は深濠を繞らし、之に三十六間の長橋を架し、西方は深田にて、人馬を通せず、頗る要害の地なりしと。本丸、二ノ丸、三ノ丸、御成間等の跡ありて、附近に陣の内、(薩摩勢陣跡)大井戸、構屋敷、町畑等の名を存す。

當城は建武年中名和氏の臣、佐々木宮内左衛門吉廣在城し古麓城の支城たり。其後宮内左衛門佐々木刑部允吉重等、在城せりと云ふ。永正元年名和氏八代を退くに當り、本城も亦相良氏の有に歸す。此時佐々木氏も相良氏に隨從し、天正の比迄佐々木宮内左衛門高光本城を守れり。天正十年薩州勢本城を攻むるに當り經尾山下に陣す。會々經の尾崩壞せんとす、城中より聲を揚げて曰く敵の寄手は其陣引き候へ、後ろの經尾山崩れ候、山崩れ治つて後寄給へ勝負を決せんと、知らせければ果して其言の如く、山は半邊より崩れ落ちたりける。薩勢大に此の言を感じ、厚く謝禮を述へて陣を解き、舟津より乗船退去したりと云ふ。城池は現時悉く田畑に耕作され、其面積九千四百四十三坪にして、只中央の高地に古塚を存するのみ。

因に經ノ尾山は岡中村の内にして即城の東南面にあり、絶頂に經塚あり、此絶頂常に崩る、故、經を埋めてより山崩せざると云ふ、何人の所爲か明かならず。山下に深水休甫と云ふ人、櫻を植へて宗方亭と稱したる寓ありしも、今は其趾を認めず。

○龍 峯 城 趾

龍峯は龍峰村と宮地村との境に聳へ、山甚た高からすと雖も、平野に臨みたるを以て近郊の目標となる。山上に鎌倉馬場と稱する平地あり、是れ鎮西八郎爲朝の據りし城趾なりと傳ふ。嘗て山上より大鎌を發掘したり。文政五年山上の自然石に、大山津見命を謹刻して奉祀せり、其碑文は左の如し、

大山津見命

凡邦内山川興雲而施滋潤者必祭而報之自古而然八代之鎮

龍峯之祭廢闕既久文政元年郡尹某奉

命而興之使祝美濃守尙武主之祭以每歲二月十有三日於之

錄之干貞石以示常典於無窮無有力者其姓名記于左方

文政五年秋九月時郡尹米良四助

坂本庄右衛門
 縣吏 鹿子木量平
 小藤田右衛門
 平岡角次
 山吏 松岡喜平次
 林儀三次
 集參 會于祭者以
 百數矣
 石工 岩永三五郎

○高塚城趾

吉野村大字高塚にあり。丘陵部の絶端に當りて上部二三反の平坦地たり。今や畑地と變ず、地名を新城と呼べり、今尙南側には溝渠の痕跡嚴として存せり。肥後國誌に吉本城趾とあるは、恐らく此地のことならんか。建武年中、村上伯耆守顯興の臣、佐々木宮内左衛門吉廣が城代として居住せし處なり。其後天正年間には、相良氏の家臣東掃部助在城せりと云ふ。城の輪廓を示せは左の如し。

本丸 高六間三尺、上の廣さ南北三十二間東西十七間、上の曲輪九十間、地張百三十六間、
 二ノ丸 高四間三尺、上の廣さ南北十四間、東西十間、上の曲輪五十間乃至七十間。

○西新城趾

吉野村大字高塚、字赤迫の丘陵部の西端（俗に八繩王又ヤツナワ）にあり。舊城趾の一にして高塚城の支城にはあらざるか。本村には此外に城趾といふべき地あり、即ち高塚城、大野城、西新城等は是れなり。西新城の所在地は、地勢儉要にして、東方は丘陵透迤として起伏すれども西方は茫漠たる平野を瞰下し、以て南北の交通を扼しすべき要地なれば此地に據り、霸圖を抱き附近を壓伏せんと企てたるは偶然にあらざるべし。

肥後國誌に記す所の吉本城とは本趾を指すならん。

○大野城趾

吉野村大字大野、字丸尾にあり。西は丘陵の絶端斷崖に接するも、東には溝渠の跡歴然として今尙存す、頂上は畑となり廣さ五六反歩、別に石垣の殘壘なきも、地形上古城池たることを察知すし。當時の城主は菊池氏の庶流木野氏にして、南朝の爲め義を唱へし所なり。其の祖先是、菊池肥後守武時の四男木野

對馬守武茂なり。其後菊池肥後守持朝（十九代）の五男、但馬守相直木野を稱して當城に主たりし時、大野古墳の入口に、木野相直の銘文を刻せしもの今猶存す。菊池氏第二十六代肥後守義武暗愚にして、不義の舉動甚た尠からざりしかば木野對馬守親則之を諫めしも、却て義武の憤怒に觸れ遂に殺害せられたり。世に之を木野殿崩れと稱して、親則の可惜文武の勇將を失ひしを憾みたり。又本城には東上野守及其子伊勢守在城し。天正年間には東掃部助城代たりしとも云ふ。

○陣内城趾

陣内城は南種山城とも云ふ。川俣川と小浦川と落合へる一小丘上にあり。城の高き山形に百間、東西三十間、南北四十間、地張五百八十間なり。前は陣内の村落を控へ、西は懸崖にして搦手は新開に接す。傳へ言ふ相良氏の臣蓑田善内兵衛又五郎兵衛在城せしが、天正九年島津の兵と戦ひ落城せり。

蓑田氏は代々當城に在城し、菊池の旗下に屬して武名あり。天正年間豊臣秀吉島津を征するに當り島津勢は當郡與善寺城を攻むるの時、蓑田は島津勢に矢を放ち、秀吉の手に屬せんとて山を傳ひ谷を廻り、龍峯山より関を揚げ岩石を落して攻めかゝりしが島津勢大に怒り手を分け本城を攻めければ、防禦の術盡き遂に落城す。善内兵衛は山を傳ひ球磨郡に遁れたり。

天正十五年松浦筑後守、秀吉の命を受け此城を守りしが、同年四月十七日、新納武藏守忠元來りて當城

を攻めしを以て筑後敗れて走る。

蓑田善内兵衛は、天正九年十二月二日響原合戦には相良の軍に従ひ、軍破れて後人吉に退くとも云ふ。

○黒淵城趾

南種山村字黒淵にあり。今城ノ平と云へる地即ち之れなり。陣内城の東、川俣川を隔てて東七町餘の所なり。正平元年小貳頼尙襲來の時、頼尙の軍本城を陥れ入城せしを、惠良小次郎惟澄向城を米山に取り遂に本城を復せり。其當時何人の居城たりしや不明なるも、頗る要害の地なり。

惠良惟澄正平三年九月の申狀に曰く、頼尙重而令下國、正平元年閏九月二日、攻破守山關所之時、自小河城下合、令致散々合戦、追落馬物具、日奈子、並高木兄弟、弓削、丹次、以下十餘人討取畢、次日追掛大野原迄、入夜雖支阿彌陀峯、自八代御方不及合戦之間、不能合力、其後今宮要害之時、御方人々日々合戦畢、次山崎向城安見岡二箇所城御方相共落之畢、其後御敵忍取種山黒駁城之間、此所御方要害後山也、可令八代出入。斷絶之間、不廻時日馳向、取向城於米山之處、内河縫殿允打越於此境者、偏可爲惟澄之計之由依令申令踏之處、頼尙一族對馬豐前守、筑後孫次郎以下數百騎寄來之時、八代御方被追落要害之間、竹崎左衛門太郎相共、追落彼凶徒數十人被疵云々（惟澄申狀抜抄）

○小浦城趾

天正の頃種山城主蓑田善内兵衛、其弟を新開に置き小城を築き、以て敵の襲撃に備へりと。其の碑今猶存せり。

○宮原城趾

宮原町三神宮前の田畔にあり。城主は相良氏の臣宮原左兵衛尉橘公忠なり。其子十郎公吉は十八藏にして宇土岩屋の城主たりしが、阿蘇南郷高森の合戦に討死せり。子孫代々相良氏に仕ふ。城趾は田地となり現今其趾を止めず。

○平家か城趾

宮地村大字猫谷字年神の山中にあり、山頭凹字形をなせる地点則ち之れなり。壽永の頃、平氏没落後平家一族の隠れたる所にして又緒方某暫く此地に隠れ五家莊に入りしと云ふ。現今字平家城と稱する山あり。

○草場城趾

宮原町大字早尾にあり。天正の比伊賀野次郎、同三郎なる者島津勢に攻められ落城せりと云ふ。伊賀野は強弓剛勇の士なり、先祖は平宗盛の臣伊賀野十兵衛宗清なり平氏没落の後當國に下向して居城せりと云ふ。

○宮地古麓西南役之古戰場

明治十年四月五日、薩軍松求麻口並に高田山、上宮山等より八代に向つて襲來す、此時官軍は、警視隊の一小隊並に歩兵一小隊の小數を以て、松求麻口、上宮山及八丁嶽に亘り守備せしが、固より衆寡敵せず、遂に八代及千丁方面に退く、全日御靈神社及宮地の數戸を焼く此時に當り松橋方面より應援として來り加はりしかば勢を得攻勢を取るに至れり。薩軍一夜にして松求麻方面に退却し、終に球磨郡神瀬に屯し、後援の來るを待つ。四月十二日邊見十郎太が引率せる一千餘の一小隊宮崎方面より來援し、再び八丁嶽、高田山、上宮山並に松求麻小川、古田より迫り來り、遂に八代神社に陣を張り、丸山、勝尾山、春光寺境内等に大砲を据へ、又宗覺寺には本部を置き、接戦數日に亘る。十七日黎明戰機熟し官軍は攻撃に移り、左翼は猫谷打越より進み、一隊は片野川山口より、右翼は八代町より球磨川堤防に沿ふて古麓に迫り、尙一隊は萩原より出て宮地の各部落より包圍し、攻撃愈加わりたり。此際打越より進撃したる官軍の一隊は、薩軍の赤旗を押立て、進み來るを以て、靈符山上にある薩兵は、我隊の援兵かと思ひ、

官軍の來襲とは氣附かず、油斷の折柄後山より瞰下射撃せしを以て、薩兵は忽潰敗、死者を收容する暇なく之を遺棄して、神瀨方面に向つて敗走せり。此の數日の合戦に、宮地一帶は兩軍の砲火集中し、神境たる靈域も一朝にして修羅の巷と化し、池尻、小畑方面の民家は兩軍の兵火に罹り、殆んど燒盡せられたり。又其本營なりし宗覺寺其他正福寺の寺院悉く兵燹に罹り、只谷山下にある數戸を余ますのみなりき。薩兵は麓川附近、八代神社前、馬場筋及櫻馬場等に多數の死者を棄てて潰走したり、官軍亦相當の死傷者を出せり。

○射鳥越古戰場

龍峰村大字西川田より宮地村大字猫谷字瀨戸石に通ずる山道の頂上を云ふ。頂上より少しく猫谷區域に下る左方に一平地あり、是より西南の方に當て古麓の諸城を一睥に見るを得へし。建武以來名和氏古麓城を築くや、其出城として砦を構へ、以て古麓城の要害となせり。

元中八年今川了俊八代に進入するや、蜂須賀越後入道親義、射鳥越を守る、親義疵を被むる。

蜂須賀文書

去四月二十二日、於宮地鳥越合戦之時、被疵之條、殊以神妙、御感不少旨 征西將軍宮、御氣色所候也悉此以狀

元中八年六月二十一日

左 少 辨 判

蜂須賀越後入道館

凶徒今川了俊襲之時、爲御城衆致忠節之條、神妙御感不少之旨、征西將軍宮御氣色所候也、悉之以狀

元中八年九月二十六日

左 少 辨 判

蜂須賀越後入道館

今は耕地となる、平地の中央に二個の塚あり、方九尺の圓墳なり、五輪塔建てありしもの如し、今は空風輪二三個、草中に散在せるのみ。是元中の戦に死したる遺骸を葬りしものなるべし。

此外平家城、柴折神等の舊跡ありと雖も別に記すべきものなし。

○乱橋之古戰場

吉野村吉本を發し、國道を南下する五六町にして一小流に架したる土橋あり、之を乱橋と云ふ。橋と云へは橋なり、不注意に過くれは橋たることを氣附かさるへし。天正十年薩摩隼人が攻め來りて、高塚城主なる東上野守（或は其子伊勢守）との激戦地なりと云ふ。慶長五年關ヶ原合戦の時加藤清正が宇土を攻むると共に當時八代城は小西領たりしを以て、部將吉村左近相田六左衛門を遣はし途中此の乱橋附近にて八代勢と遭遇戦を演出し、八代勢は不意のことにて散々に敗北せり。斯くて乱橋は此地の古戰場とし

て喧傳せらる。然れども天正十年には未だ此の通路は開通せられず、此處より東數町に當り大野原を通したる官道ありしを以て、前記乱橋の薩摩勢との合戦は聊か疑点なきにあらず。其の後加藤公の時、慶長年間に現今の國道を通することなれりと云へば、現今の乱橋の所在に就いては、歴史上地理上大に調査すべき餘地あらん。

○宮原附近古戰場

守山、小川、大野原、阿彌陀峰今宮等八代平野に面せる山手筋一帯は、正平の比は惠良小次郎惟澄の勢力範圍にして官軍に應し八代勢と力を協はせ、専ら朝敵追討の任務に就けり。正平元年九月十一日敵將少貳頼尙八代にある官軍、即中院義定を攻めんと欲し、下益城郡三日山如來寺に到着せり。當時義定は内河義真と八代城にあり、直に書を惠良惟澄に遣し、後援を請へり。閏九月二日頼尙守山關を破らんとす、惟澄當時小川城にありしか、直に馳せ赴き、逆撃し敵將日奈子、高木兄弟、弓削、丹治等十余人を殺し、勝に乗して大野原迄之を追撃し、阿彌陀峯に至れり。然るに八代より官軍の應援來らざるを以て、惟澄、壘を今宮に構へ日々戦を交へ、尋て頼尙の據る所の山崎城の對壘なる安見、岡の二城を拔きたり。十月二日には少貳經尙は、相良氏の一族、其他饗庭右衛門藏人宜尙等を率ひ、八代庄原田に於て、八代の軍と戦ひしも、惟澄の爲め妨げられて守山關を破ふる能はず、八代夾撃の策は失敗に歸したり。此の

地方は要害堅固にして、惟澄は此の要地を占め敵を討ち大に其功を奏したり。此の時三宮社司從五位上求馬助平朝臣廣松時房、長子徳房、次子治房をして神祠を護衛せしめ、自ら其の族を率ゐて、近郷の武士を募り、一族郎黨七百人官軍に應し、少貳頼尙を今宮（早尾大王山の下）に防ぎ、戦利あらず兵皆之に死す、時房重傷を被り家に歸りて死す、拵、赤山、陣内、館原、黒淵、鳥越等の諸城を陥れんとするの途中時房等今宮に於て之を要撃し其の銳鋒を碎き、其難に斃る。頼尙の兵薄弱となり、八代攻撃は其目的を達すること能はざりき、之れ時房等か官軍に應し殉難せし功に歸せんばあらず。其の後頼尙自ら來りて説く所ありしも徳房聽かず、頼尙怒つて其の祭田を奪ふ、徳房即ち家を捨て、官軍に屬し遂に筑後川の役に陣歿す、斯くて弟治房三神宮社司の後を嗣く。

○氷川の古戰場

明治十年の役、氷川を挟みて兩軍激戦す。薩軍阿彌陀寺山上より瞰下して砲撃せしを以て、官軍頗る艱みしか遂に薩軍を撃退したり。時に明治十年三月なり、此の時河原、野津、島地の各地方は殆んど兵燹に罹りしが、宮原町は薩軍に先つて官軍の占領する所となり、之れを以て其の難を免るるを得たり。今氷川の堤防上に記念碑あり。

第四章 古墳及び貝塚

○吉野村の貝塚

吉野村には本縣第一の石廓を有する古墳あるのみならず、貝塚亦有名なるものあり。此貝塚は數十年前より學界に知られ、明治十八九年の頃東京帝國大學教師モールス氏の調査せしより世人の注意を惹くに至れり。左に帝國大學教授若林勝邦氏の調査の要項を擧げん。

吉野村字蠟塚に貝塚あり。其の廣さ凡二町四方に涉り厚さ四五尺乃至四間に及べり。貝塚の位置は丘腹にあるを以て上部と下部との厚さに大差あり。此貝類の堆積せるは行客の毎に仰視驚嘆するところなりし。此塚より發見せるは石斧三個、土器數多、骨、角、齒等なり、石斧中には上部自然の儘にて少しく人工を加へしのみにて使用し得べき部分のみ稍磨けり、又細形にて全体を磨き上部の裏に少しく又を有し幅廣き部分は又を失へるものあり。土器は瓶或は壺の縁、腹部又は底に各種の飾りを施せり。腹縁の部分は縦線の並行あり又繩文を或る部分に附せるあり。或は曲線の相對するあり。或は刻目の並行して屈曲するありて各趣を異にせり。底の部分は編物或は木葉形の痕なし。骨は脛骨及び獸骨なり、牙は猪一個齒は下顎に列生せる鹿類に屬するもの、角は鹿の又なり。其他赤貝、蠟、蛤、さざえ、田螺、河にな、數個にして鹹水産、淡水産の二種なり。此貝塚は現今の海岸を距ること凡一里半。然れども昔時は

海水此の貝塚の丘下に達せしこと明なり。加藤清正の肥後に封せられし時は現今の國道なく種山を経て八代に往來せしと云ふ。里俗に稱する船繫き松、貝塚の傍にあり。

又吉野村字西平に貝塚あり。前に記せし貝塚を距る數丁にして、同丘の西北腹にあり、廣さ數十坪厚さ數尺あり此所より石斧、土器、貝殻等を出せり、石斧は全体を磨けり、其土器、貝殻は前に記せし貝塚と同一なり。

明治二十四五年頃より大野貝塚にては礪殻を燒きて白灰製造業を營むもの五六ヶ所を數ふるに至れり。當時船繫き松と稱する松殘存せしも、貝殻の採掘に伴ひ遂に除去するの止むなきに至れり。其際長六尺以上の船形石棺（石枕附）を出せり。當貝塚南部は學校敷地の地開き及び畑地開墾の爲め、先住民及原始民族の骨を集めて其の南方に合葬せり。

明治四十三年吉野小學校の改築に際し、此貝塚は大半破壊せられ、今は僅かに全校玄關前及西城址の畑中に未發掘の個所を止むるのみ。然れども貝殻は今尙畑の中及び宅地の數百坪に涉れる地点に累々として存在せり。只往時の壯觀を缺くのみにて當時の面影遺物等概ね散逸して殘さざるは遺憾なり。大正十三年四月末、吉野小學校玄關附近の貝塚より約一人分の骨を出せり。先史時代の遺跡にして明治二十年頃盛に發掘せられ、貝塚土器（彌生式をも含む）石器、人骨、獸骨等の發掘甚た多し。

○有 佐 貝 塚

有佐村大字有佐、字大塚に在あり。面積約四百余坪、地域は有佐と下村との間即ち鉄道線路の傍にある沖積層中の一小丘なり。高凡六尺乃至七尺、蘆水産の貝殻堆積し、現今は共同墓地となる。昔時は大塚、長塚とて二つの塚ありしが、長塚は鉄道敷設の時取除られ今は其形跡を止めず。又大塚も元は廣大なるものなりしも四圍の耕地より切り狭められ現今の如く減少せしと。現今墓地の内には貝殻と混して土器の破片及び石器の殘片等露出せり。此大塚を中央にして北に長塚、南に塚前、土穴等の字名を存せるを以て考ふれば此邊は先人の遺跡ならんか。大塚は明治二十四五年の比牡蠣灰を焼きたりと云ふ。

○井上空正の古墳

太田郷村大字井上字空正に古墳あり、二重古墳にして現今畑地となる何人の墳墓なるを知らず。石棺は既に發掘せられ、土器の破片散亂す。

此外片長字正里、白石等に古墳あり。石棺は露出して其墳形を失ふ。全下片野川塚田に古墳あれども石棺は散逸す。尙井上竹原の南方田地の間に數個の古墳あり。天武の朝白鳳九年、朝鮮人此地即ち竹原の津に着船す、此墳墓は此等に關係はなきか、後日の考證を待つ。

○太田郷村古墳分布

太田郷村大字片野川、字上片野川より北片野川に亘る四五十間を隔てたる地域に十個の古墳點在せり。其南端字上野森にあるはドルメン式の古墳にて俗に鬼の岩屋と稱す。四方は田地にて圍み封土は挾められて僅に巨石の築かれたるを存するに過ぎず。封土高さ六尺内外なり、三面は平石を立て其上に平石を上げ西南に向て口あり。此附近に二ヶの古墳ありしも、封土取除けられて其形を失せり。明治四十三年耕地開墾中、石廓露出し此地より鍬缶等の土器を發見せり。此邊を崩れ岩屋と云ふ。明曆三年徳川幕府は御觸を出し畑の中にも有る古塚を取除けしむ、此古墳も亦此時取崩せしものならんか。之れより三十間内外を隔て塚あり、頂上に平石あり此も亦古墳なり。尙是より西方五十間内外の地字高取上の山と稱する地域に瓢形古墳あり、封土高三間半、南北二十五間、東西十五間、中央に熊野神社を奉祀す、明治維新の際權現山より茲に移し奉れり。後方には住民の墓あり、後圓の中央に石廓あり、此古墳從來世人の注意に上らざりしが、數年前地形土運搬の際地底より石廓を發見し、始めて古墳なることを知り、土の採取を中止せり。

○茶 臼 塚

上の山古墳より北方約三丁を隔て字下野森に茶臼山と稱する地に二重の圓墳あり。形狀恰も茶臼を据へたるが如し、故に「チョウス」と云ふ。周圍凡六十間、高さ三間、封土式なり、頂上には里人の墓あり

り。前面には人家あり、後方は涅を廻らせる跡を存す。

○大塚 古墳

太田郷村字下野森にあり。西南に長く瓢を据へたるが如く、長三十間、南北二十間、高さ後圓三間半、前面二間半、中央二間、車塚にして耳付、前方の一部に墓あり、其他は耕地となる。塚上岸脚より圓筒埴輪の破片を出す。此古墳は耕地となりて級々開墾せられつゝあるも未だ瓢形を崩さず。車の部耳の部等稍原形を存じ、考古の資料とするに足る。此の外北片野川字岡神の四箇の封土式古墳は、悉く開墾し原形を止めずと雖も、封土高く一見して古墳と見認むるを得べし。

以上の上の山、茶臼塚、大塚等の古墳は本縣に於て稀なる形狀を存するものにして地方の先人が遺骸を埋めし處なり。

片野川は延喜以前に片野驛を置かれし所にして、其驛長は必ずや貴族の子孫たりしならん。左れば此地に上代の縣主か或は之に相當する身分の貴族在住せしや明かなり。此等先人の古墳を有するは太田郷村の大に誇とする所なり。

我國上古の墳墓は地上に永世不朽の石室を造り、之に石棺を安置し其死者の使用せし器物を收めて其上に土を掩ひ、山を作り涅を繞らし、要害堅固にし遺骸を萬世に保護するにありき。是所謂祖先

崇拜の本義より出たるなり。抑前方後圓式の墳墓は孝元天皇以下佛教渡來迄の間に於ける山陵の制なり。而して此式は唯皇陵のみならず大臣、大連、國造、縣主等の墳墓にも造られたり、敏達、欽明の朝より支那と交通の結果、國勢變遷し墳形も方形又は圓形となり、遂に圓墳のみとなれり。現今茶臼塚、車塚と稱する地名の存するは多くは古墳の地なりと知るべし。

古は墳墓に金銀珠玉を埋むる習慣ありしが、大化の新政にて之を禁せられ代ふるに土器を以てすることゝなれり。又身分に應じて構造を異にし普通一般の人民は塚を築くことを禁せられたり。要するに太田郷村中に點在する古墳は大化前後のものにして、山をなせるは上代貴族の古墳たることを察せらる。上代如何なる英傑の士が長へに眠れか、如何なる開拓の恩人が枯骨を埋めしか、偏に昔への偲ばれて感慨極まりなし。

○大鼠藏 古墳

金剛村大字彌次、字大島邊にあり石を疊みて外廓となし、深さ八尺位にして周圍疊石を以て疊み、中央に石棺を置きたり、上部に尾張大明神を祀る。其他大小幾多の石棺あれども散逸して今之を考査するに由し。

○龍峯村古墳分布

龍峯村に於ける封土式の古墳は國道筋の並行に約百二三十間點在せり。其尤も南方にあるを岡塚と云ふ、大字東川田、字岡塚に凡六百坪の面積を占む、平面より高五さ尺乃至七尺の封土殘存し悉く耕地となる。然れども。前方後圓の概形を存す、是より北方字新村若宮神社の舊址も古墳なりしが、塚は開墾され人家を建て或は竹林等となり、僅かに齋器の破片を土中より出すに過ぎず。是より北方に當り字車塚と稱する二箇の封土古墳ありしが、之れ皆耕地となれり。車塚古墳は元來面積五百四十坪ありしも、今は開墾せられて悉く耕地となり毫も其趾を止めざるに至れり。同じく車塚の北方の一箇所は其の面積四百拾餘坪あるも現今は悉く耕地となり原形を止めず。

○岩屋小墳分布

龍峯村大字東川田、岡谷川、岡中村の山麓に多數鬼の岩屋と稱するドルメン式の古墳八十余个散在す、其内原形を止むるものを揚ぐれば大字東川田、字川上丘上に白石を以て疊みたるものあり、次に岡谷川にあるものは兩側天然石の扁平なるもの二枚宛を立て、後方一枚、屋根には二枚入十二尺位巾八尺位のものもあり、同地に左右に各高さ七尺長十尺のもの一枚、長五尺のもの一枚、後方に八尺のもの一枚を

立て、屋根に三枚の平石上げ入り十二尺、巾八尺、形狀等完全に存す、此外各所にあるもの皆原形を止むと雖も平石散在し唯古墳たるを證するに足るのみ、岡中村字山の口小堂の傍に中央は土中に埋れ、兩側石は地上二尺内外を露はし、入り十五尺、巾八尺位にして蓋石は一枚は取放し、一枚は存せり、此石は岩屋中にて尤も大にして長十一尺、巾九尺あり、他の一は入り十五尺、巾七尺、屋根等完全にして現今物置小屋に代用されつゝあり、此外字行西ケンボン堂の後方丘上に大なるもの土中に埋れつゝあり、其他山口に崩れたるものあり、以上の如く岡谷川、岡中村兩所に至る處岩屋古墳散在せしも今は多く取除けられ僅かに其一部の石片を存するに止まれり。尙岡谷川には岩屋古墳の外に、封土式古墳山上或は丘上數ヶ所にあり、其尤顯著なるものは字門前に紋様ある古墳とす。

岡谷川の各所に古墳多く、石室の露出せるもの又少からず、就中裝飾古墳は小字門前に存するものは三十余年前發掘せられて三面の漢鏡を出せる塚の北に隣れり、此の古墳從來世人の注意せざりしが、大正六年三月畑地を開墾せんとして偶然石室に掘り當て彫刻ある石材を得たるに依り始めて存在を認められたり。

塚の外形は多くの星霜を経て封土著しく崩壞したるが、今や大半開墾したるを以て其原形を明確にするに由なきも、塚の北西は直ちに傾斜せるに對し、東南は臺地連なり、本來丘陵の端に築ける圓塚なりし事推測するに難からず、現狀隆起部の長徑約五十尺、高さ六尺あり、塚の外部的設備なる壇輪圓筒、葺

石等に就いては何等証憑とすべきものなし、此の封土の中央に凹處あり是れ即ち開壘に際し發掘せる所にして、石室の存せる部分に當り累々として砂岩質の扁平なる石材を見るへし、穴の西端と東隅には今尙之を積み重ねたる部分を認められ、漸次上部の露出せるは其の石室の側壁なるを容易に知り得べし、されど破壊の程度甚しくして其の構造形状の詳細の如き殆んど探るに由なし、裝飾を施せる石材及この内部より出てしものは、今移して封土の北端にあり、發掘に就て其の存在状態を聽けるも内部は當初より著しく散乱され、石材は混在して厚さ廣さ全然不明なりしと云ふ。蓋し嘗て發掘の厄に遇へるものならん。

然るに此の裝飾ある石材は、扁平なる凝灰岩の大石にして長さ八尺、幅三尺五寸を超え厚さ五寸あり、其の一面の左右兩側には幅二寸五分内外の縦の溝を設け、之に對して他の上下端の一方には兩者を連ぬる同じ細き溝あり組合せ石材の一なるを示せり。彫刻は全面朱を塗抹せる左右劃内の左右兩側溝に近き處に施されて、一は二個の三重同心圓及び之を連ぬる一條の線より成り、他は二重の同心圓一個なり、而して是等圓の割法は何れも簡單なる線刻にあらずして一種の刃形をなし、一見浮彫となれる技術の精巧を示せり、發見の遺物は、殆んど尋ねべきものなきも、只開壘の際石櫃中より出せる土器破岸一個を存せり、又調査の際二三の素焼土器を採收することを得たり、此の中前者は質薄灰色素焼の淺き鉢の類にて高さ二寸三分、口徑四寸六分あり底に角形の脚（三脚ならむ）を有し、一見後世のもの、混入

かとも考へらるゝが而も亦手法に於て必しも然らざる所あり、後者は明に彌生式の系統に屬す、恐らく大なる壺の類の破片なるべし。此塚は葦北郡日奈久町大字千小田村の古墳に似て其裝飾ある石材は郭壁の最も奥に相當する部分なるべし、兩側の溝は左右郭障の挿入に便にし他の端の一は蓋部を受けたものならんか、果して然りとせば又其の裝飾古墳分布の系統を考ふる上に興味を興ふるものと云ふべし、

因に三面の鏡の内一は獸首鏡にて他の二は内行花紋鏡なり諸陵寮に藏せらるゝと云ふ。

此の種扶り方を有する圓形は飽託郡千金甲高城山第一号古墳の石室に最も著しき例あり。

此の外其隣接地字門前にある古墳は去る明治十八九年比發掘せられ、三面の漢鏡を出し其他曲玉等の副葬品を出せり。漢鏡は帝室博物館に保存さる、石棺は元の儘埋め今は長六尺巾三尺の石垣を築き其上に少祠を建て之を祭れり。

○大野窟

大野窟は吉野村、字芝原にあり、前方は大部分畑となり、後圓は畑と山林と相半す、其の一部に觀音堂あり、周圍は次第に削られて稍正体を失するも、石廓の構造は實に壯大、精巧を極め、石棺は二重屋根となり居れり、往時既に發掘せられたるものなれども尙完全に現存す、而して表門と中門との間の右